

(別表第五裏面)

- 1 この承認は、石油製品配給規則第九條の規定により、これを発行する。
- 2 この承認書の記載欄中、※印欄の記載事項につき記入のないものは無効である。
- 3 この承認書及び生産業者、元売業者又は販売業者がこの承認書によつて使用する石油製品は他に譲り渡さず又は他から譲り受けてはならない。
- 4 生産業者、元売業者又は販売業者は、この承認書によつて使用する石油製品を、割当條件に従つてのみ、使用することができる。
- 5 生産業者、元売業者又は販売業者は、翌月十日までに、この承認書をそれらの者が割当を受けた物資の所管官庁に差し出さなければならない。

犯則取締

○国税犯則取締法

(明治三十三年三月十七日法律第六十七号)

改正 明治三十七年法律第一一七号、同四一年法律第八号、昭和一九年法律第七号、同二二年法律第二九号、同法律第一四二号、同二三年法律第一〇七号、同二四年法律第一四二号、同二五年法律第七七号

質問、検査、領置

第一條 收税官吏ハ国税(関税及屯税ヲ除ク以下同シ)ニ関スル犯則事件(以下犯則事件ト称ス)ヲ調査スル為必要アルトキハ犯則嫌疑者若ハ参考人ニ対シ質問シ、犯則嫌疑者ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又ハ此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得(昭和二二年法律第二九号、同年法律第一四二号、同二三年法律一〇七号改正)

② 收税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ参考人ノ所持スル物件、帳簿、書類ヲ検査スルコトヲ得(昭和二二年法律第一四二号追加)

〔施規〕 一

臨検、捜索、差押

第二條 收税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ其ノ所属官署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨検、捜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得(昭和二二年法律第二九号改正)

② 前項ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ收税官吏ハ臨検スヘキ場所、捜索スヘキ身体若ハ物件又ハ差押ヲ為スヘキ物件ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ前項ノ処分ヲ為スコトヲ得(同上)

③ 收税官吏第一項又ハ前項ノ許可ヲ請求セントスルトキハ其ノ理由ヲ明示シテ之ヲ為スヘシ(同上)

国税犯則取締 国税犯則取締法

国税犯則取締 国税犯則取締法

④ 前項ノ請求アリタルトキハ地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ハ臨檢スヘキ場所、搜索スヘキ身体又ハ物件、差押ヲ為スヘキ物件、請求者ノ官職氏名、有効期間及裁判所名ヲ記載シ自己ノ記名捺印シタル許可状ヲ收税官吏ニ交付スヘシ此ノ場合ニ於テ犯則嫌疑者ノ氏名及犯則事実カナルトキハ裁判官ハ此等ノ事項ヲモ記載スヘシ(同上)

⑤ 收税官吏ハ前項ノ許可状ヲ他ノ收税官吏ニ交付シテ臨檢、搜索又ハ差押ヲ為サシムルコトヲ得(同上)〔施規〕 二、三、四、五

現行犯

第三條

間接国税ニ関シ現ニ犯則ヲ行ヒ又ハ現ニ犯則ヲ行ヒ終リタル際ニ発覺シタル事件ニ付其ノ証憑ヲ集取スル為必要ニシテ且急速ヲ要シ前條第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ犯則ノ現場ニ於テ收税官吏ハ同條第一項ノ処分ヲ為スコトヲ得(昭和二年法律第二十九号、同三年法律第一〇七号改正)

破壊処分

第三條ノ二

收税官吏臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スニ当リ必要アルトキハ錠ヲ外シ戸扉又ハ封ヲ開ク等ノ処分ヲ為スコトヲ得(昭和二年法律第七七号追加)

身分証明

第四條

收税官吏質問、檢査、領置、臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スコトキハ其ノ身分ヲ証明スヘキ証票ヲ携帯スヘシ(昭和二年法律第二十九号改正)

警察官吏等ノ援助

第五條

收税官吏臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スニ当リ必要ナルトキハ警察官吏又ハ警察官吏員ノ援助ヲ求ムルコトヲ

立会人

第六條

收税官吏搜索ヲ為スコトキハ搜索スヘキ家宅、倉庫、船車、其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、隣佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立会人ハシムヘシ

② 前項ニ掲クル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立会人ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官又ハ警察官吏員又ハ市町村吏員ヲシテ立会人ハシムヘシ(昭和二年法律第一〇七号改正)

③ 女子ノ身体ノ搜索ニ付テハ成年ノ女子ヲシテ立会人ハシムベシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ(昭和二年法律第七七号追加)

差押手續

第七條

收税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキ又ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ但シ所有者又ハ所持者ハ其ノ差押目録又ハ領置目録ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得(明治四一年法律第八号、昭和二年法律第七七号改正)

② 差押物件又ハ領置物件ハ便宜ニ依リ保管証ヲ徴シ、所有者、所持者又ハ官公署ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件又ハ領置物件ノ保管証ニ関シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス(同上)

③ 差押物件又ハ領置物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ国税庁長官、国税局長又ハ稅務署長ハ之ヲ公売ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得(明治三七年法律第一号、昭和二年法律第一四二号、同四年法律第一四五号、同五年法律第七七号改正)

④ 收税官吏差押物件又ハ領置物件ニ付留置ノ必要ナシト認ムルトキハ之ヲ還付スヘシ(昭和二年法律第七七号追加)

〔施規〕 五、六、七、八、一二、一三

時刻制限

第八條

收税官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得ス但シ第三條ノ規定ニ依ル処分

国税犯則取締 国税犯則取締法

- ① 為ス場合ハ此ノ限ニ在ラス(昭和二年法律第二九号改正)
- ② 日没前ヨリ開始シタル臨檢、搜索又ハ差押ニシテ必要アル場合ハ日没後迄之ヲ繼續スルコトヲ得(明治四一年法律第八号追加)
- ③ 收税官吏ハ命令ヲ以テ定ムル国税ニ付テハ旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖モ公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所ニ於テハ其ノ公開シタル時間内ハ第一項ニ規定スル制限ニ拘ラス臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得(昭和一九年法律第七号追加、同二三年法律第一〇七号改正)

〔施規〕 一七ノ二

出入禁止

第九條

收税官吏質問、檢査、領置、臨檢、搜索又ハ差押ヲ為ス間ハ何人ニ限ラス許可ヲ得スシテ其ノ場所ニ出入スルコトヲ禁スルコトヲ得(昭和二年法律第二九号、同二五年法律第七七号改正)

顛末書

第十條

收税官吏質問、檢査、領置、臨檢、搜索又ハ差押ヲ為シタルトキハ其ノ顛末ヲ記載シ立会人又ハ質問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ立会人又ハ質問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ(昭和二年法律第二九号改正)

〔施規〕 一一

証憑集取

第十一條

犯則事件ノ証憑集取ハ国税庁收税官吏又ハ事件発見地ヲ所轄スル国税局若ハ稅務署ノ收税官吏之ヲ為ス(昭和二四年法律第一四五号改正)

② 国税庁收税官吏ノ集取シタル間接国税ニ関スル犯則事件ノ証憑ニシテ重要ナル犯則事件ニ関スルモノハ之ヲ所轄国税局收税官吏ニソノ他ノモノハ之ヲ所轄稅務署收税官吏ニ引継クヘシ(昭和二四年法律第一四五号追加)

③ 国税局收税官吏ノ集取シタル証憑ハ之ヲ所轄稅務署收税官吏ニ引継クヘシ但シ重要ナル犯則事件ノ証憑ニ

付テハ此ノ限ニ在ラス(昭和二年法律第一四二号、同二四年法律第一四五号改正)

④ 稅務署收税官吏ノ集取シタル重要ナル犯則事件ノ証憑ハ之ヲ所轄国税局收税官吏ニ引継クヘシ(昭和二二年法律第一四二号追加、同二四年法律第一四五号改正)

⑤ 同一犯則事件ニ付数個所ニ於テ発見セラレタル時ハ各発見地ニ於テ集取セラレタル証憑ハ之ヲ最初ノ発見地所轄稅務署ノ收税官吏ニ引継クヘシ但シ其ノ証憑カ重要ナル犯則事件ノ証憑ナルトキハ最初ノ発見地所轄国税局ニ引継クヘシ(明治三七年法律第一号、昭和二年法律第一四二号、同二四年法律第一四五号改正)

土地管轄

第十二條

国税局又ハ稅務署ノ收税官吏前各條ニ依リ質問、檢査、領置、臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スハ其ノ所屬国税局又ハ所屬稅務署ノ管轄区域内ニ限ル但シ既ニ着手シタル犯則事件ニ關連シ他ノ国税局又ハ稅務署ノ管轄区域ニ於テ質問、檢査、領置、臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スヲ必要トスルトキ及急速ヲ要スル場合ニシテ国税庁長官又ハ国税局長ヨリ他ノ国税局又ハ稅務署ノ管轄区域内ニ於テ職務ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ(明治三七年法律第一号、昭和二年法律第二九号、同二四年法律第一四五号、同二五年法律第七七号改正)

② 稅務署長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

③ 国税局長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ国税局長又ハ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得(昭和二年法律第一四二号追加、同二四年法律第一四五号改正)

收税官吏ノ告発
第十二條ノ二 收税官吏ハ間接国税以外ノ国税ニ関スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則アリト思料スルトキハ告発ノ手續ヲ為スヘシ(昭和二三年法律第一〇七号追加)

報告又ハ
第十三條 国税局又ハ稅務署ノ收税官吏間接国税ニ関スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄国税局長

国税犯則取締 国税犯則取締法

国税犯則取締 国税犯則取締法

收税官吏ノ告発

又ハ所轄稅務署長ニ報告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告発スヘシ(明治三十七年法律第一一〇号、昭和二年法律第一四二号、同二三年法律第一〇七号、同二四年法律第一四五号、同二五年法律第七七号改正)

- 一 犯則嫌疑者ノ居所分明ナラサルトキ
- 二 犯則嫌疑者逃走ノ虞アルトキ
- 三 証憑湮滅ノ虞アルトキ

② 国税庁收税官吏間接国税ニ関スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄国税局長又ハ所轄稅務署長ニ通報スヘシ但シ前項各号ノ規定ニ該当スルトキハ直ニ告発スヘシ(昭和二四年法律第一四五号追加、同二五年法律第七七号改正)

通告処分

第十四條 国税局長又ハ稅務署長ハ間接国税ニ関スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相当スル金額、沒收品ニ該当スル物品、徴收金ニ相当スル金額及書類送達並ニ差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通知スヘシ但シ沒收品ニ該当スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ為スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得(明治三十七年法律第一一〇号、同四一年法律第八号、昭和二二年法律第一四二号、同二三年法律第一〇七号、同二四年法律第一四五号改正)

② 犯則者通告ノ旨ヲ履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告発スヘシ情狀懲役ノ刑ニ処スヘキモノト思料スルトキ亦同シ(昭和一九年法律第七号、同二四年法律第一四五号、同二五年法律第七七号改正)

第十五條 前條第一項ノ通告アリタルトキハ公訴ノ時効ヲ中断ス(昭和二三年法律第一〇七号改正)

公訴時効ノ中断

第十六條 犯則者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

沒收品ノ保管

② 第十四條第一項但書ニ依リ通告ニ対シ犯則者通告ノ旨ヲ履行シタル場合ニ於テ沒收品ニ該当スル物品ヲ所

通告不履行ニヨル告発

持スルトキハ公売其ノ他必要ノ処分ヲ為ス迄之ヲ保管スルノ義務アルモノトス但シ保管ニ要スル費用ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス(明治四一年法律第八号追加)

第十七條 犯則者通告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ履行セサルトキハ国税局長又ハ稅務署長ハ告発ノ手續ヲ為スヘシ但シ二十日ヲ過クルモ告発前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラス(明治三十七年法律第一一〇号、昭和二二年法律第一四二号、同二四年法律第一四五号、同二五年法律第七七号改正)

② 犯則者ノ居所分明ナラサル為又ハ犯則者書類ノ受領ヲ拒ミタル為通告スルコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ(明治四一年法律第八号追加)

差押物件ノ引継

第十八條 犯則事件ヲ告発シタル場合ニ於テ差押物件又ハ領置物件アルトキハ差押目録又ハ領置目録ト共ニ檢察官ニ引継クヘシ(昭和二二年法律第二九号、同二五年法律第七七号改正)

② 前項ノ差押物件又ハ領置物件所有者、所持者又ハ官公署ノ保管ニ係ルトキハ保管証ヲ以テ引継ヲ為シ差押物件又ハ領置物件引継ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

③ 第一項ノ規定ニ依リ差押物件又ハ領置物件ノ引継アリタルトキハ当該物件ハ檢察官ガ刑事訴訟法ノ規定ニ依リ押收シタル物トス(昭和二五年法律第七七号追加)

通知処分

第十九條 国税局長又ハ稅務署長間接国税ニ関スル犯則事件ヲ調査シ犯則ノ心証ヲ得サルトキハ其ノ旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知シ物件ノ差押アルトキハ之ヲ解除ヲ命スヘシ(明治三十七年法律第一一〇号、昭和二二年法律第一四二号、同二三年法律第一〇七号、同二四年法律第一四五号改正)

〔施規〕 一一

検査拒否

第十九條ノ二 間接国税ニ関スル犯則事件ニ付第一條第一項ノ規定ニ依ル收税官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス(昭和二二年法律第二九号追加、同年法律第一四二号、同二三年法律

適用税目

第二十條 本法ニ於テ間接国税ト称スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
〔施規〕一

煽動犯

第二十一條 削除(昭和二五年法律第七七号削除)
第二十二條 国税ノ納税義務者ノ為スヘキ国税ノ課税標準ノ申告(当該申告ノ修正ヲ含ム以下申告ト称ス)ヲ為ササルコト若ハ虚偽ノ申告ヲ為スコト又ハ国税ノ徴收若ハ納付ヲ為ササルコトヲ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス(昭和二三年法律第一〇七号追加)
② 国税ノ納税義務者ノ為スヘキ申告ヲ為サラシメ若ハ虚偽ノ申告ヲ為サシメ又ハ国税ノ徴收若ハ納付ヲ為サラシムル目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ(同上)

附則(抄) (昭和十九年法律第七号)

第三十一條 第二十八條ノ規定(間接国税犯則者処分法中改正規定)施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十九年勅令第七十八号ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

附則(抄)

第一條 この法律は、昭和二十二年法律第二十九号特別法人税法の一部を改正する等の法律(中改正規定)の規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。但し、第十八條(間接国税犯則者処分法

第十三條 第十八條(間接国税犯則者処分法改正)及び第十九條(関税法改正)の規定施行の際、従前の間接国税犯則者処分法第一條又は従前の関税法第九十條第一項の規定による差押中の物件がある場合において、收税官吏又は税関官吏がその差押につき第十八條及び第十九條の規定施行日後十日以内にその所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けたときは、当該差押は、これを改正後の間接国

税犯則者処分法第二條第一項又は改正後の関税法第八十六條ノ二第一項の規定による差押とみなす。

前項の規定は、第十八條及び第十九條の規定施行の際、従前の間接国税犯則者処分法第一條又は従前の関税法第九十條第一項の規定を準用する他の法律による差押中の物件がある場合について、これを準用する。

改正後の間接国税犯則者処分法第二條第三項及び第四項又は改正後の関税法第八十六條ノ二第三項及び第四項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により裁判官の許可を受ける場合に、これを準用する。

附則(抄) (昭和二十二年法律第四百二十二号所得税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(抄) (昭和二十三年法律第七号所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

第五十條 たばこ専売法(明治三十七年法律第十四号)第六十七條、塩専売法(明治三十八年法律第十一号)第三十八條、粗製しよら腦、しよら腦油専売法(明治三十六年法律第五号)第二十三條及びアルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)第四十條中「間接国税犯則者処分法」とあるのは、「国税犯則取締法(同法第十二條ノ二、第十九條第二項及第二十二條ノ規定ヲ除ク)」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるものを除く外、他の法律中「間接国税犯則者処分法」とあるのは「国税犯則取締法」と読み替えるものとする。

第六十條 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前

国税犯則取締 国税犯則取締法施行規則

四七〇

- 五 清涼飲料税
 - 六 砂糖消費税及砂糖特別消費税
 - 七 織物消費税
 - 八 揮発油税
 - 九 取引税
 - 十 印紙税
 - 十一 骨牌税
 - 十二 入場税
 - 十三 物品税
 - 十四 遊興飲食税
 - 十五 酒 税
 - 十六 馬券税
 - 十七 広告税
 - 十八 特別行為税
 - 十九 取引高税
- 第二條 收税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押又ハ領置シタル場合ニ於テ所有者、所持者又ハ官公署ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ為シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押又ハ領置ヲ明白ニスヘシ(明治四一年勅令第四二号、昭和二五年政令第七五号改正)
- 第三條 差押目録又ハ領置目録ニハ物件ノ品名、数量、帳簿、書類ノ名称、箇數、差押又ハ領置ノ場所及時、所持者ニ通知スヘシ(同上)

所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ(昭和二五年政令第七五号改正)

第四條 收税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押又ハ領置シタル場合ニ於テ之ヲ官公署ニ送致スルトキハ差押目録又ハ領置目録ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ(同上)

第五條 收税官吏官公署ヲシテ差押物件又ハ領置物件ノ保管ヲ為サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押又ハ領置當時ノ所持者ニ通知スヘシ(同上)

第六條 国税局長又ハ稅務署長国税犯則取締法第七條ニ依リ差押物件又ハ領置物件ヲ公売スルトキハ物件ノ品名、數量、公売ノ事由、公売ノ場所及時、其ノ他必要ノ事項ヲ公告スヘシ(明治三五年勅令第二五三号、昭和二二年政令第二四六号、同二三年政令第一四八号、同二五年政令第七五号改正)

第七條 国税局長又ハ稅務署長国税犯則取締法第七條ニ依リ差押物件又ハ領置物件ノ公売代金ヲ供託シタルトキハ其ノ金額ト共ニ其ノ旨ヲ差押又ハ領置當時ノ所持者ニ通知スヘシ(明治三五年勅令第二五三号、昭和二二年政令第二四六号、同二三年政令第一四八号、同二四年政令第一四九号、同二五年政令第七五号改正)

第七條ノ二 国税犯則取締法第八條第三項ノ国税ヲ定ムルコト左ノ如シ(昭和一九年勅令第七九号追加、同二三年政令第一四八号、同政令第一四九号、同二四年政令第四〇六号改正)

一 物品税
二 酒 税

第八條 收税官吏質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為シタルトキ調製スル顛末書ニハ質問、検査、臨検、搜索又差押ノ事実、場所及時並ニ答弁ノ要領ヲ記載スヘシ(昭和二二年勅令第一一二号、同二五年政令第七五号改正)

第九條 国税犯則取締法第十四條ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ為スヘシ(昭和二三年政令第一四八号改正)

国税犯則取締 国税犯則取締法施行規則

四七一

国税犯則取締 国税犯則取締法施行規則

第十條 通告書ノ送達ハ使丁ニ依リテ之ヲ為シ其ノ受領証ヲ徴スヘシ但シ配達証明郵便ヲ以テ送達ヲ為スコトヲ得

第十一條 国税局長又ハ稅務署長 国税犯則取締法第十九條ニ依リ犯則ノ心証ヲ得サル旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知スル場合ニ於テ同法第七條ニ依リ供託シタル金額アルトキハ供託受領証ニ供託金ヲ受取ルヘキ事由ヲ証スル書面ヲ添付シ之ヲ差押又ハ領置當時ノ物件所持者ニ交付スヘシ(明治三十五年勅令第二五三號、昭和二年政令第二四六號、同二三年政令第一四八號、同二四年政令第一四九號、同二五年政令第七五號改正)

第十二條 犯則事件ノ調査及処分ニ関スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ為シタルトキハ之ニ認印スヘシ

② 文字ヲ削除スルトキハ其ノ字体ヲ存シ置キ其ノ字数ヲ記載スヘシ

第十三條 收稅官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス差押物件、領置物件又ハ沒收物件ヲ買受クルコトヲ得ス(昭和二年政令第七五號改正)

附則

本令ハ間接 国税犯則者処分法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十四年勅令第七十號)

本令ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十五年勅令第二百五十三號)

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十五年勅令第四百十五號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十七年勅令第九十二號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十八年勅令第九號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十八年勅令第三百三十五號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十一年勅令第四十二號)

本令ハ石油消費稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正元年勅令第十三號)

本令ハ大正元年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正三年勅令第五百十三號)

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十二年勅令第五百二十三號)

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十五年勅令第四十號)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十二年勅令第六十五號)

本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十二年勅令四百二十四號)

国税犯則取締 国税犯則取締法施行規則

国税犯則取締 国税犯則取締法施行規則

四七四

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十三年勅令第二百二号)

本令ハ支那事變特別税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十三年四月一日施行)

附則 (昭和十四年勅令第七十八号)

本令ハ昭和十四年法律第四十八号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十四年四月一日施行)

附則 (昭和十五年勅令第六十二号)

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十七年勅令第一百四号)

本令ハ馬券税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十七年三月一日ヨリ施行)

附則 (昭和十七年勅令第九十八号)

本令ハ広告税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十七年四月一日ヨリ施行)

附則 (昭和十八年勅令第九十九号)

本令ハ昭和十八年法律第三号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十八年三月一日ヨリ施行)

附則 (昭和十八年勅令第三百三十二号)

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十九年勅令第七十九号物品税法施行規則外四勅令改正勅令)

本令ハ昭和十九年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十二年勅令第一百十二号特別法人税法の一部を改正する等の勅令)

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十二條中間接国税犯則者処分法

施行規則第八條の改正規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十二年政令第二百四十六号所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第一條 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年政令第四百十八号所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

附則 (昭和二十三年政令第四百十九号取引高税法施行規則)

第二十條 この政令は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十四年政令第四百十九号大藏省設置法等の施行に伴う政令等の整理に関する政令)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十四年政令第四百六号織物消費税法施行規則等を廃止する政令)

この政令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年四月一日政令第七十五号国税犯則取締法施行規則の一部を改正する政令)

この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○国税犯則取締法による收税官吏の証票の様式

(明治三十三年三月二十四日大蔵省令第五号)

改正

明治三十五年大蔵省令第二五号、大正七年大蔵省令第四四号、昭和二十二年大蔵省令第三二二号、同二十三年大蔵省令第六八号、同二十四年大蔵省令第三八号

明治三十三年法律第六十七号国税犯則取締法第四條ニ依リ收税官吏ノ携帶スヘキ証票様式左ノ通相定ム

様式 用紙厚質白紙

縦四寸
横二寸五分

第何号	国税庁(又ハ何国税局若ハ何稅務署)				
	官氏 名				
收税官吏	<table border="1"> <tr> <td>国税庁</td> </tr> <tr> <td>章</td> </tr> <tr> <td>(又ハ何国税局若ハ何稅務署)</td> </tr> <tr> <td>印</td> </tr> </table>	国税庁	章	(又ハ何国税局若ハ何稅務署)	印
国税庁					
章					
(又ハ何国税局若ハ何稅務署)					
印					
(昭和)	何年何月何日交付				
	国税庁(又ハ何国税局若ハ何稅務署)				

○法人ニ於テ租税及葉煙草專売ニ関シ事犯アリタル場合ニ関ス

ル法律 (明治三十三年三月十三日法律第五十二号)

第一條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ関シ租税(及葉煙草專売)ニ関スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ処スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百円以下ノ罰金ニ処ス

第二條 (法人ヲ処罰スヘキ場合)ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三條 法人ヲ処罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ関シテハ一月以内科料ニ関シテハ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ檢事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力アルモノトス
前項ニ依リ執行ヲ為スハニ執行前裁判ノ送達ヲ為スコトヲ要セス

徵

收

篇

例 言

- 一、本書は、昭和二十五年七月三十一日現在の徴收・会計関係法規を集録した。
- 二、法律の條文には、これに關係のある施行規則又は施行細則の條文を「規則」一、二」又は「細則」一、二」の略称を附して記載した。
- 三、法律の條文の上欄には、その規定事項を簡明に摘録した。
- 四、法律の各項には項番号を附して、索引に便ならしめた。
- 五、本書の全部にわたつて、できる限り当用漢字を用いた。

目次

国税徴收

一 徴 收

	発令年月	法令番号	頁
○ 国税徴收法	明治三〇、三	法律 二一	一
○ 国税徴收法施行規則	明治三五、四	勅令 一三五	二
○ 国税徴收法施行細則	明治三〇、六	大蔵省令 一〇	三
○ 差押禁止等関係法令(抄録)			
(一) 差押禁止			
○ 著作権法	明治二一、三	法律 三九	三
○ 商法	明治三一、三	法律 四八	三
○ 電信法	明治三三、三	法律 五九	三
○ 鉄道抵当法	明治三八、三	法律 五三	三

目次

一

目次

○工場抵当法	明治三八	三	法律	五四
○鉱業抵当法	明治三八	三	法律	五五
○軌道ノ抵当ニ関スル法律	明治四二	四	法律	二八
○運河法	大正二	四	法律	一六
○信託法	大正一一	四	法律	六二
○健康保険法	大正一一	四	法律	七〇
○漁業財団抵当法	大正一四	三	法律	九
○国民健康保険法	昭和二三	四	法律	六〇
○船員保険法	昭和四	四	法律	七三
○厚生年金保険法	昭和一六	三	法律	六〇
○労働基準法	昭和二三	四	法律	四九
○労働者災害補償保険法	昭和二三	四	法律	五〇
○失業手当法	昭和二三	二	法律	一四五
○失業保険法	昭和二三	二	法律	一四六
○未復業者給與法	昭和二三	二	法律	一八二
○農業災害補償法	昭和二三	二	法律	一八五
○簡易生命保険法	昭和二四	五	法律	六八
○郵便年金法	昭和二四	五	法律	六九
○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に				

ある財産の整理に関する政令	昭和二四	八	政令	二九一
○身体障害者福祉法	昭和二四	一一	法律	二八三
○刑事補償法	昭和二五	一	法律	一
○生活保護法	昭和二五	五	法律	一四四

(二) 譲渡禁止

○民法	明治三一	六	法律	九
○北海道旧土人保護法	明治三二	三	法律	二七
○昭和二十年勅令第五四二号ニ基ク掠奪品ノ没収 及報告ニ関スル件	昭和二一	五	内務省令	二五
○閉鎖機関令	昭和二二	三	勅令	七四
○賠償充当設備等撤去令	昭和二二	二	政令	三一八
○電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令	昭和二四	二	政令	四八

(三) 譲渡制限

○商標法	明治三二	三	法律	四八
○狩猟法	大正七	四	法律	三二
○商標法	大正一〇	四	法律	九九

目次

目次

○瓦斯事業法	大正二二	四	法律	四六
○手形法	昭和七	七	法律	二〇
○小切手法	昭和八	七	法律	五七
○アルコール専売法	昭和一二	三	法律	三二
○小運送業法	昭和一二	四	法律	四五
○日本発送電株式会社法	昭和二三	四	法律	七七
○蚕糸業法	昭和二〇	二	法律	五七
○蚕糸業法施行規則	昭和二〇	二	勅令	三一
○持株会社整理委員会令	昭和二一	四	勅令	一三三
○郵便貯金法	昭和二二	一	法律	一四四
○道路運送法	昭和二三	二	法律	一九一
○漁業権等臨時措置法	昭和二三	二	法律	二二〇
○日本専売公社法	昭和二三	二	法律	二五五
○日本国有鉄道法	昭和二三	二	法律	二五六
○煙草専売法	昭和二四	五	法律	一一一
○塩専売法	昭和二四	五	法律	一一二
○しよ脳専売法	昭和二四	五	法律	一一三
○海上運送法	昭和二四	六	法律	一八七
○海上運送法施行規則	昭和二四	六	運輸省令	四九

○通運事業法	昭和二四	一一	法律	二四一
○肥料取締法	昭和二五	五	法律	一二七
○漁港法	昭和二五	五	法律	一三七
○火薬類取締法	昭和二五	五	法律	一四九
○国税の延滞金等の特例に関する法律	昭和二五	三	法律	七八

二 收 納

○国庫出納金等端数計算法	昭和二五	三	法律	六一
○国庫出納金等端数計算法施行令	昭和二五	四	政令	七七
○日本銀行国庫金取扱規程	昭和二二	九	大蔵省令	九三
○日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続	昭和二四	一一	大蔵省令	一〇〇
○円位未満国庫金取扱規程	昭和二五	四	大蔵省令	三六
○諸収入収納取扱規程	明治三三	四	大蔵省訓令	二七
○郵政官署において取扱う国庫金の受入及び拂渡の事務に関する政令	昭和二四	五	政令	一七四
○郵政官署において取り扱う国庫金の受				一五〇

入及び拂渡に関する規則

- 昭和二十四年大蔵省令第六十号第三條第二項の規定に基き、申告納税による国税金及び徴收義務者の徴收する国税金指定の件……………昭和二四、八 大蔵省告示五三五……………一六
- 郵政官署ニ於ケル各庁歳入金及歳出金取扱規則……………大正四、一 逋信省令 八……………一七
- 郵便官署に於ける各庁歳入金及歳出金取扱規則に関する省令……………昭和二四、七 郵政省令 四……………二〇
- 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律……………大正五、三 法律 一〇……………二〇
- 歳入納付ニ使用スル証券ニ関スル件……………大正五、二 勅令 二五六……………二四
- 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律施行細則……………大正五、二 大蔵省令 三二……………二六
- 証券納付ニ関スル制限……………大正五、二 大蔵省令 三〇……………三一
- 大蔵省主管歳入ニ証券ヲ以テ納付スルノ件……………大正五、二 大蔵省令 三一……………三一
- 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律……………昭和二三、七 法律 一四二……………三四

三 特別徴收

- 所得税法(抄)……………昭和二三、三 法律 二七……………二六
- 相続税法(抄)……………昭和二五、三 法律 七三……………二七
- 相続税法施行令(抄)……………昭和二五、三 政令 七一……………二九
- 所得税及び相続税の物納財産収納に関する帳簿書類の様式に関する省令……………昭和二五、三 大蔵省令 二二……………三三
- 財産税及戦時補償特別税物納財産等収納規則……………昭和二三、一 勅令 三四……………三三

四 帳簿及び報告その他

- 会計規則及特別会計規則ノ規定ニ依リ調製スルコトヲ要スル帳簿ノ様式及記入ノ方法並書類ノ様式(抄)……………大正一一、三 大蔵省令 二〇……………三三
- 税務官署における収入官吏及び出納員並びに歳入歳出外現金出納官吏の備えるべき現金領收証書に関する省令……………昭和二五、三 大蔵省令 二一……………三四
- 税務署ニ於ケル歳入徴收簿ノ件……………明治四三、四 大蔵省令 一四……………三九
- 国税徴收事務取扱上諸帳簿及報告書調製規則……………七

○ 徴收簿及び国税滞納額整理簿の書式に関する規程	昭和二二、七	大蔵省訓令特	一	三四九
○ 繰越額計算表様式	昭和二四、六	国税庁訓令特	八	三四五
○ 三月三十一日繰越額計算表ノ調理方法簡素化ニ関スル件	明治三一、二	大蔵省訓令	一二	三三六
○ 歳入年度等誤謬ノ場合訂正手續	昭和二〇、四	主税局 通牒	蔵税五八七	三三七
○ 会計法規ニ基ク出納計算ノ数字及記載事項ノ訂正ニ関スル件	大正一一、四	大蔵省令	三八	三三七
○ 計算証明規則	大正一一、五	大蔵省令	四三	三三八
○ 不動産登記法(抄)	昭和二二、五	会計検査院 規則	六	三三九
○ 不動産登記の嘱託職員を指定する省令	明治三二、二	法律	二四	四〇一
○ 不動産の差押登記権利者を大蔵省とする件	昭和二四、五	大蔵省令	六一	四〇三
○ 国税徴收官事務規程	明治三四、六	法曹会決議		四〇四
	昭和二五、一〇	国税庁訓令特	一三	四〇四
○ 財政法	昭和二二、三	法律		三四

會計

○ 會計法	昭和二二、三	法律		三五
○ 小切手又は国庫金振替書の認証を停止する省令	昭和二四、九	大蔵省令	八四	四三四
○ 予算決算及び會計令	昭和二二、四	勅令	一六五	四三三
○ 支出官事務規程	昭和二二、九	大蔵省令	九四	四七九
○ 出納官吏事務規程	昭和二二、九	大蔵省令	九五	五〇三
○ 財産税等収入金特別會計法	昭和二二、一一	法律	五三	五四四
○ 財産税等収入金特別會計規則	昭和二二、一一	勅令	五七五	五四七

(編注) 国税徴收法及び同施行規則の外、必要に依じ、主要法令の條文に見出を附して便宜に供した。

国 税 徴 收

(一) 徴 收

○ 国 税 徴 收 法

(明治三十年三月二十六日法律第二十一号)

改正

明治三十五年法三六号、同三十八年法四六号、同四十四年法三七号、大正三年法一二号、昭和六年法一六号、同一〇年法一五号、同一年法二号、同年法四二号、同一三、一七五号、同一五年法五九号、同一六年法六号、同一八年法五一号、同一九年法二一、一七号、同一二年法一四号、同一二年法二九号、同一二年法二二三号、同一三年法一〇七号、同一五年法六九号

第一章 総 則

徴收法ノ地位ノ先
第一條 国税ノ徴收ハ関稅其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外總テ此ノ法律ニ依ル
第二條 国税並其ノ督促手数料及滯納処分費ハ總テノ他ノ公課(地方税並其ノ督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞金、延滞加算金及滯納処分費(以下地方公共団体ノ徴收金ト謂フ)ヲ除ク以下本條中同ジ)及債權ニ先チテ之ヲ徴收ス(昭和二十五年法律第六十九号改正)
地方公共団体ノ徴收金トシテハ該財產ノ價格ヲ限度トシ其ノ差押ニ係ル国税並其ノ督促手数料及滯納処分費ハ地方公共団体ノ徴收金ニ先チテ之ヲ徴收ス(同上)
納税人公課ノ滯納ニ因リ滯納処分ヲ受ケタルトキ、強制執行ヲ受ケタルトキ、競売ノ開始アリタルトキ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキニ於テ收税官吏ガ当該行政機關、公共団体、執行裁判所、執達吏、強制管理人又ハ破算管財人ニ対シ交付ヲ求メタル国税並其ノ督促手数料及滯納処分費ハ此等ノ者ニ対シ交付ヲ求メタル

国税徴收 国税徴收法

国税徴収 国税徴収法

地方公共団体ノ徴収金ニ先チテ之ヲ徴収ス(同上)

納税人地方公共団体ノ徴収金ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受ケタルトキニ於テ收税官吏ガ当該地方公共団体ニ対シ交付ヲ求メタル国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ当該滞納処分ニ因リ差押ヲ受ケタル財産ノ価格ヲ限度トシ当該地方公共団体ノ徴収金ニ先チテ之ヲ徴収セズ(同上)

公共費用ノ優先権

納税人公課ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受ケタルトキ、強制執行ヲ受ケタルトキ、競売ノ開始アリタルトキ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキニ於テ收税官吏ガ当該行政機関、公共団体、執行裁判所、執達吏、強制管理人又ハ破産管財人ニ対シ交付ヲ求メタル国税並其ノ督促手数料及滞納処分費ハ当該公課ノ督促手数料、延滞金及滞納処分費、強制執行費用、破産手続上ノ費用又ハ競売費用ニ先チテ之ヲ徴収セズ(同上)

先取権ノ制限

第三條 納税人ノ財産上ニ質権又ハ抵当権ヲ有スル者其ノ質権又ハ抵当権ノ設定ガ国税ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルトコトヲ公正証書ヲ以テ証明シタルトキハ該物件ノ価格ヲ限トシ其ノ債権ニ対シテ国税ヲ先取セサルモノトス

〔施規〕 一一・三〇

繰上徴収

第四條ノ一 納税人左ノ場合ニ該当スルトキハ未タ納期ノ到ラサルモ既ニ納税義務ノ確定シタル国税ハ總テ之ヲ徴収スルコトヲ得

- 一 国税ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受クルトキ
- 二 地方税其ノ他ノ公課ノ滞納ニ因リ滞納処分ヲ受クルトキ(昭和二十五年法律第六十九号改正)
- 三 強制執行ヲ受クルトキ
- 四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 五 競売ノ開始アリタルトキ

五ノ二 納税人ニ付相続ノ開始アリタル場合ニ於テ相続人ガ限定承認ヲ為シタルトキ(昭和二十五年法律第六十九号追加)

六 法人ガ解散ヲ為シタルトキ

七 納税人脱税又ハ通税ヲ謀ルノ行為アリト認ムルトキ

〔施規〕 三・八・二九

第四條ノ二 削除(昭和二十五年法律第六十九号改正)

第四條ノ三 相続開始ノ場合ニ於テハ国税、督促手数料及滞納処分費ハ相続財団又ハ相続人ヨリ之ヲ徴収ス(昭和二十五年法律第六十九号改正)

和二十五年法律第六十九号改正)

限定承認ヲ為シタル相続人ハ相続ニ因リテ得タル財産ヲ限度トシテ国税、督促手数料及滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有ス(同上)

第四條ノ四 共有物、共同事業又ハ共同事業ニ因リ生シタル物件ニ係ル国税、督促手数料及滞納処分費ハ納税者連帶シテ其ノ義務ヲ負担ス

第四條ノ五 削除(昭和二十三年法律第七号削除)

第四條ノ六 納税義務者納税地ニ住所又ハ居所ヲ有セサルトキハ納税ニ関スル事項ヲ処理セシムル為納税管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ其ノ納税管理人ヲ変更シタルトキ亦同シ但シ他ノ法令ニ特別ノ規定アルモノハ各其ノ法令ニ依ル

〔施規〕 九

第四條ノ七 納税ノ告知、督促及滞納処分ニ関スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財団ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

書類ノ送達

第四條ノ七 納税ノ告知、督促及滞納処分ニ関スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財団ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

書類ノ送達

第四條ノ七 納税ノ告知、督促及滞納処分ニ関スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財団ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

書類ノ送達

第四條ノ七 納税ノ告知、督促及滞納処分ニ関スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財団ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

書類ノ送達

第四條ノ七 納税ノ告知、督促及滞納処分ニ関スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財団ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

書類ノ送達

第四條ノ七 納税ノ告知、督促及滞納処分ニ関スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財団ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

書類ノ送達

第四條ノ七 納税ノ告知、督促及滞納処分ニ関スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財団ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

書類ノ送達

第四條ノ七 納税ノ告知、督促及滞納処分ニ関スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財団ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

書類ノ送達

第四條ノ七 納税ノ告知、督促及滞納処分ニ関スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財団ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

書類ノ送達

第四條ノ七 納税ノ告知、督促及滞納処分ニ関スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財団ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

書類ノ送達

第四條ノ七 納税ノ告知、督促及滞納処分ニ関スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相続財団ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

国税徴収 国税徴収法

納税管理人アルトキハ納税ノ告知及督促ニ関スル書類ニ限り其ノ住所又ハ居所ニ送達ス

〔施規〕一〇〔施細〕一八

公示送達

第四條ノ八 書類ノ送達ヲ受クヘキ者其ノ住所又ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ本邦内ニ住所、居所アラサルトキ若ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ経過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス

〔施規〕三一

第二章 徴収

市町村ノ
国税徴収

第五條 削除(昭和二十二年法律第二十九号削除)

徴収手続

第六條 国税ヲ徴収セムトスルトキハ收税官吏ハ納税人ニ対シ其ノ納金額、納期日及納付場所ヲ指定シ之ヲ告示スヘシ

〔施規〕一・三 〔施細〕一・二・三

徴収猶予

第七條 納税人非常ノ災害ヲ罹リ政府ニ於テ其ノ被害調査ノ為時日ヲ要スルトキハ其ノ間税金ノ徴収ヲ為ササルコトアルヘシ

送納免除

第八條 削除(昭和二十二年法律第二十九号削除)

督促

第九條 国税ノ納期限ヲ過キ其ノ税額ヲ完納セザル者アルトキハ收税官吏ハ督促状ニ依リ期限ヲ指定シ之ヲ督促スヘシ但シ第四條ノ一ニ依リ国税ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ督促ヲ為シタル場合ニ於テハ手数料トシテ十円ヲ徴収ス

手数料ノ
徴収
延滞加算
税額ノ徴

第一項ニ依リ督促ヲ為シタル場合ニ於テ督促状ノ指定ノ期限マデニ税金ヲ完納セザルトキハ督促状ノ指定ノ期限ノ翌日ヨリ税金納付ノ日マデノ日数ニ応ジ滞納税額(所得税法其ノ他ノ法律ニ依リ税額ニ併セ納付スベキ利子税額並税額ニ加算シテ徴収セラルベキ過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、輕加算税額、加算税額及重加算税額ヲ除ク以下本條中同ジ)百円ニ付一日四錢ノ割合ヲ乘ジ計算シタル金額ニ相当スル延滞加算税額ヲ当該滞納税額ノ属スル税目ノ国税トシテ滞納税額ニ加算シテ徴収ス(昭和二十五年法律第六十九号改正)

前項ノ場合ニ於テ滞納税額ノ一部ノ納付ノアリタルトキハ当該納付ノ日ノ翌日以後ノ期間ニ係ル延滞加算税額ノ計算ノ基礎トナルベキ滞納税額ハ当該納付アリタル税金額ヲ控除シタル金額ニ依ル(昭和二十五年法律第六十九号追加)

第三項ノ延滞加算税額ハ督促状ノ指定ノ期限ヲ経過シタル時ニ於ケル滞納税額ニ対シ百分ノ五ノ割合ヲ乘ジ計算シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ(同上)

延滞加算税額ヲ計算スルニ当リ滞納税額ニ千円未満ノ端数アルトキハ其ノ端数ハ之ヲ切捨テ計算ス(昭和二十五年法律第六十九号改正)

前四項ニヨリ計算シタル延滞加算税額ノ金額ガ百円未満ナルトキハ延滞加算税額ハ之ヲ徴収セズ(同上)

第三項ノ延滞加算税額ヲ徴収スベキ場合ニ於テ滞納者ノ納付ニ係ル税金額ガ督促状ノ指定ノ期限ヲ経過シタル時ニ於ケル滞納税額ニ達スルマデハ当該納付ニ係ル税金額ハ先ヅ当該滞納税額ニ充テラレタルモノトス(昭和二十五年法律第六十九号追加)

左ノ場合ニ該当スルトキハ第三項ノ延滞加算税額ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得(昭和二十五年法律第六十九号改正)

国税徴収 国税徴収法

一 納期ヲ繰上ケ徴収ヲ為シタル場合

二 納税者ノ住所若ハ居所本邦内ニアラサル為又ハ其ノ住所、居所共ニ不明ナル為公示送達ノ方法ニ依リ納税ノ督促ヲ為シタル場合

国税徴収 国税徴収法

三 滞納ニ付酌量スヘキ情状アリト認メラルル場合
〔施規〕 三一・三二・三四 〔施細〕 四・五・六

第三章 滞納処分

財産差押

第十條 左ノ場合ニ於テハ收税官吏ハ納税者ノ財産ヲ差押フヘシ

一 納税者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限マテニ督促手数料及税金(延滞加算税額ヲ含ム)ヲ完納セサルトキ(昭和二十五年法律第六十九号改正)

二 第四條ノ一各号(第四号ヲ除ク)ニ該当スル納税者納期ノ到ラサル国税納付ノ告知ヲ受ケ税金ヲ完納セザル場合ニ於テ差押フベキ財産アルトキ(同上)

〔施規〕 一一・一二・一四・一五・一六・一七 〔施細〕 一〇ノ二・一一

財産差押 証票

第十一條 收税官吏滞納処分ノ為財産ノ差押ヲ為ストキハ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ証票ヲ示スヘシ
〔施細〕 九

滞納処分ノ中止

第十二條 差押フヘキ財産ノ価格ニシテ督促手数料、滞納処分費及第三條ニ依リ控除スヘキ債務額ニ充テ残余ヲ得ル見込ナキトキハ滞納処分ノ執行ヲ止ム(昭和二十五年法律第六十九号改正)

質物引渡

第十三條 收税官吏滞納者ノ財産ヲ差押フルニ当リ質權ノ設定セラレタル物件アルトキハ質權設定時期ノ如何ニ拘ラス其ノ質權者ハ質物ヲ收税官吏ニ引渡スヘシ
〔施規〕 一二

財産取戻 請求

第十四條 收税官吏財産ノ差押ヲ為シタル場合ニ於テ第三者其ノ財産ニ就キ所有權ヲ主張シ取戻ヲ請求セントスルトキハ売却執行ノ五日前マテニ所有者タルノ証憑ヲ具ヘテ收税官吏ニ申出ヘシ
第十五條 滞納処分ヲ執行スルニ当リ滞納者財産ノ差押ヲ免ルル為故意ニ其ノ財産ヲ讓渡シ讓受人其ノ情ヲ知

差押禁止 物件

リ讓受ケタル場合ニ於テ政府ハ其ノ行為ノ取消ヲ求ムルコトヲ得

第十六條

左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ

- 一 滞納者及其ノ同居ノ親族ノ生活上缺クヘカラサル衣服、寢具、家具及厨具
- 二 滞納者及其ノ同居親族ニ必要ナル三箇月間ノ食料及薪炭
- 三 実印其ノ他職業ニ必要ナル印
- 四 祭祀禮拜ニ必要ナリト認ムル物及石碑、墓地
- 五 系譜其ノ他滞納者ニ必要ナル日記書付類
- 六 職務上必要ナル制服、祭服、法衣
- 七 勳章其ノ他名譽ノ章票
- 八 滞納者及其ノ同居親族ノ修学上必要ナル書籍器具
- 九 発明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未ダ公ニセサルモノ
滞納者ノ受クベキ俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及賞與並此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ支拂期ニ受クベキ金額ノ中其ノ百分ノ七十五ニ相当スル金額ヲ超エザル部分ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ(昭和二十五年法律第六十九号追加)

條件附差押禁止物件

第十七條 左ニ掲クル物件ハ他ニ督促手数料、滞納処分費及税金ヲ償フニ足ルヘキ物件ヲ提供スルトキハ滞納者ノ選択ニ依リ差押ヲ為ササルモノトス

- 一 農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬並其ノ飼料
- 二 職業ニ必要ナル器具及材料

差押ノ効力

第十八條 差押ノ効力ハ差押物ヨリ生スル天然及法定ノ果實ニ及フモノトス

国税徴収 国税徴収法

国税徴収 国税徴収法

仮差押及
仮処分
ノ関係
ノ関係

第十九條 滞納処分ハ裁判上ノ仮差押又ハ仮処分ノ為ニ其ノ執行ヲ妨ケラルルコトナシ
〔施行〕 一三

第二十條 收税官吏財産ノ差押ヲ為ストキハ滞納者ノ家屋、倉庫及筐篋ヲ搜索シ又ハ閉鎖シタル戸扉、筐篋ヲ開カシメ若ハ自ラ之ヲ開クコトヲ得滞納者ノ財産ヲ占有スル第三者其ノ財産ノ引渡ヲ拒ミタルトキ亦同シ
第三者ノ家屋、倉庫及筐篋ニ滞納者ノ財産ヲ藏匿スルノ疑アルトキハ收税官吏ハ前項ニ準シ処分スルコトヲ得

立会人 第二十一條 前二項ニ依リ家屋、倉庫又ハ筐篋ヲ搜索スルハ日出ヨリ日没マテニ限ル

第二十一條 收税官吏前條ノ処分ヲ為ストキハ滞納者若ハ前條ニ掲ケタル第三者又ハ其ノ同居ノ親族雇人ヲシテ立会ハシムヘシ若シ立会フヘキ者不在ナルトキ又ハ立会ニ応セサルトキハ成丁者二人以上又ハ市町村吏員市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ区戸長及其ノ附屬吏員若ハ警察官吏ヲ証人トシテ立会ハシムヘシ
〔施行〕 一六

質問検査

第二十一條ノ二 收税官吏ハ財産ノ差押ノ為滞納者ノ財産ヲ調査スル必要アルトキハ滞納者又ハ滞納者ノ財産ヲ占有スル第三者若ハ滞納者ノ財産ヲ占有スルト認ムルニ足ル相当ノ理由アル第三者ニ対シ質問ヲ為スコトヲ得(昭和二十五年法律第六十九号追加)

收税官吏ハ財産ノ差押ノ為滞納者ノ財産ヲ調査スル必要アルトキハ左ニ掲グル者ニ対シ質問ヲ為シ又ハ第一号若ハ第二号ニ掲グル者ニ付当該各号ニ掲グル債務若ハ財産ニ関スル帳簿書類若ハ第三号ニ掲グル者ニ付株式若ハ出資ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得(同上)

一 滞納者ニ対シ金錢又ハ物品ノ給付ヲ為ス債務アリト認ムルニ足ル相当ノ理由アル者
二 滞納者ヨリ財産ヲ取得シタリト認ムルニ足ル相当ノ理由アル者

動産及有
価証券ノ
差押手續

三 滞納者ガ株主又ハ出資者タル法人
前二項ノ質問又ハ検査ノ権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノトシテ得ズ收税官吏第一項又ハ第二項ニ依リ質問又ハ検査ヲ為ストキハ其ノ身分ヲ証スル証票ヲ示スベシ(同上)

債権ノ差
押手續

第二十二條 動産及有価証券ノ差押ハ收税官吏占有シテ之ヲ為ス但シ差押物件運搬ヲ為スニ困難ナルトキハ市町村長、滞納者又ハ第三者ヲシテ保管ヲ為サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ
差押物件ノ保管証ニ関シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス

無体財産
権ノ差押
手續

第二十三條ノ一 債権ノ差押ヲ為ストキハ收税官吏ハ之ヲ債務者ニ通知スヘシ
前項ノ通知ヲ為シタルトキハ政府ハ督促手数料、滞納処分費及税金額ヲ限度トシテ債権者ニ代位ス(昭和二十五年法律第六十九号改正)

不動産及
船舶ノ差
押手續

〔施行〕 一〇
第二十三條ノ二 債権及所有権以外ノ財産権ノ差押ヲ為ストキハ收税官吏ハ之ヲ其ノ権利者ニ通知スヘシ
第二十三條ノ三 不動産又ハ船舶ヲ差押ヘタルトキハ收税官吏ハ差押ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ変更ノ登記ニ付テモ亦同シ
差押ノ為不動産ヲ分割又ハ区分シタルトキハ收税官吏ハ分割又ハ区分ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ合併又ハ変更ノ登記ニ付テモ亦同シ

国税徴収 国税徴収法

国税徴収 国税徴収法

登録税ノ免除ノ公売

第二十三條ノ四 差押ノ解除ニ関シテハ登録税ヲ納ムルコトヲ要セス

第二十四條 差押ヘタル動産、有価証券、不動産及第二十三條ノ一ニ依リ收税官吏カ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル物件ハ通貨ヲ除クノ外公売ニ付ス公売ノ手続ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公売ニ付スルモ買受人ナキカ又ハ其ノ価格見積価格ニ達セサルトキハ其ノ見積価格ヲ以テ政府ニ買上ルコトヲ得

債権及所有権以外ノ財産権ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

公益上必要アル場合ニ於テハ随意契約ヲ以テ第一項ノ公売ニ代フルコトヲ得

〔施規〕 一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・三〇・三一ノ四

〔施細〕 一一・一三・一四・一五・一六・一七

随意契約

第二十五條 見積価格僅少ニシテ其ノ公売費用ヲ償フニ足ラサル物件ハ随意契約ヲ以テ之ヲ売却スルコトヲ得 公売ニ付スルモ買受人ナキ物件又ハ其ノ価格見積価格ニ達セザル物件ハ其ノ見積価格ヲ下ラザル価格ヲ以テ随意契約ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得(昭和二十五年法律第六十九号追加)

買受人ノ制限

第二十六條 滞納者及売却ヲ為ス地方ノ税務ニ関スル官吏、公吏、雇員ハ直接ト間接トヲ問ハス其ノ売却物件ヲ買受クルコトヲ得ス

滞納処分ノ費用ノ範囲

第二十七條 滞納処分費ハ財産ノ差押、保管、運搬、公売(政府ニ依ル買上及随意契約ヲ以テスル売却ヲ含ム)ニ関スル費用及通信費トス(昭和二十五年法律第六十九号改正)

処分金ノ配当手続

第二十八條 物件ノ売却代金、差押ヘタル通貨及第二十三條ノ一ニ依リ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ督促手数料、滞納処分費及税金ニ充テ尙残余アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス(昭和二十五年法律第六十九号改正)

売却シタル物件質権、抵当権ノ目的物タルトキハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手数料、滞納処分費及税金ヲ控除シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテテ債権者ニ交付シ尙残余アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス但シ第三條ニ掲ケタル質権、抵当権ノ目的タル物件ニ関シテハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手数料、滞納処分費ヲ徴シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテテ債権者ニ交付シ次ニ税金ヲ控除シ尙残余アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス(同上)

売却シタル物件抵当証券ヲ発行シタル抵当権ノ目的物ニシテ第三條ノ証明ヲ為スヘキ抵当証券所持人分明ナラサル場合ニ於テ其ノ代金ヨリ督促手数料及滞納処分費ヲ徴シタル残額力債権者ニ交付スヘキ債務額及徴收スヘキ税金ニ充タサルトキハ其ノ抵当証券所持人ニ交付スヘキ金額ハ之ヲ保管ス此ノ場合ニ於テ債権ノ弁済期限後四月ヲ過クルモ尙其ノ証明ヲ為ササルトキハ其ノ保管シタル金額ヲ税金ニ充テ尙残余アルトキハ之ヲ抵当証券所持人ニ交付ス物件ノ売却後二年内ニ其ノ証明ヲ為ササルトキ亦同シ(同上)

〔施規〕 三〇 〔施細〕 一七ノ二・一九

第二十九條 会社ニ対シ滞納処分ヲ執行スル場合ニ於テ会社財産ヲ以テ督促手数料、滞納処分費及税金ニ充テ仍不足アルトキハ無限責任社員ニ就キ之ヲ処分スルコトヲ得

第三十條 此ノ法律ニ依リ債権者又ハ滞納者ニ交付スヘキ金額ハ之ヲ供託スルコトヲ得

〔施細〕 二〇

第三十一條 滞納処分ヲ結了シ若ハ之ヲ中止シタルトキハ納税義務及督促手数料、滞納処分費納付ノ義務ハ消滅ス(昭和二十五年法律第六十九号改正)

〔施規〕 三〇 〔施細〕 一九

第三章ノ二 再調査、審査及訴訟(昭和二十二年法律第二十九号追加、同二十五年法律第六十九号改正)

再調査ノ請求

第三十一條ノ二 国税ノ賦課徴収ニ関スル処分又ハ滞納処分ニ関シ異議アル者ハ所得税法其ノ他別ニ法律ヲ以テ

再調査ノ請求

国税徴収 国税徴収法

無責任社員ニ対スル滞納処分

滞納処分ノ金ノ供託ノ納税義務ノ消滅

無責任社員ニ対スル滞納処分

滞納処分ノ金ノ供託ノ納税義務ノ消滅

無責任社員ニ対スル滞納処分

滞納処分ノ金ノ供託ノ納税義務ノ消滅

無責任社員ニ対スル滞納処分

滞納処分ノ金ノ供託ノ納税義務ノ消滅

テ定ムルモノノ外当該処分ニ係ル通知ヲ受ケタル日(当該処分ニ付通知ナキトキハ当該処分ノアリタルコトヲ知リタル日)ヨリ一箇月以内ニ政令ノ定ムル所ニ依ル不服ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ当該処分ヲ為シタル税務署長(当該処分ヲ為シタル者ガ税務署ノ職員ナルトキハ当該職員ノ属スル税務署ノ税務署長)ニ対シ再調査ノ請求ヲ為スコトヲ得但シ当該処分ニ係ル調査ガ国税庁若ハ国税局ノ職員ニ依リ為サレタル旨ノ記載アル書面ニ依リ税務署長ヨリ当該処分ニ係ル通知ヲ受ケタル者又ハ税務署以外ノ行政機関ノ長若ハ其ノ職員ニ依リ当該処分ヲ受ケタル者ニ付テハ此限ニアラズ(昭和二十五年法律第六十九号改正)

通信、交通其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ前項ノ期間内ニ同項ノ再調査ノ請求(以下再調査ノ請求ト謂フ)ヲ為スコト能ハザル者ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ国税庁長官又ハ税務署長ハ当該期間ヲ延長スルコトヲ得(同上)

再調査ノ請求ハ税金ノ徴収又ハ滞納処分ノ続行ヲ妨ゲズ但シ税務署長ハ相当ノ事由アリト認ムルトキハ税金ノ全部若ハ一部ノ徴収ヲ猶予シ又ハ滞納処分ノ続行ヲ停止スルコトヲ得(同上)

税務署長ハ再調査ノ請求アリタル場合ニ於テ当該請求ノ方式又ハ手続ニ欠陥アルトキハ相当ノ期間ヲ定メ其ノ欠陥ノ補正ヲ為サシムルコトヲ得(昭和二十五年法律第六十九号追加)

再調査ノ決定

- 税務署長ハ再調査ノ請求アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該各号ニ定ムル決定ヲ為シ其ノ理由ヲ附記シタル書面ヲ以テ之ヲ当該請求ヲ為シタル者ニ通知スベシ(同上)
- 一 再調査ノ請求ガ第一項ノ期間経過後ニ為サレタルトキ又ハ前項ニ依リ欠陥ノ補正ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ欠陥ノ補正ガ為サレザルトキハ当該請求ヲ却下スル決定
 - 二 再調査ノ請求ノ全部ニ付理由ナシト認ムルトキハ当該請求ヲ棄却スル決定
 - 三 再調査ノ請求ノ全部又ハ一部ニ付理由アリト認ムルトキハ当該請求ノ目的トナリタル処分ノ全部又ハ一部ヲ取消スル決定

部ヲ取消スル決定

〔施規〕 三一ノ二・三一ノ三

審査ノ請求

第三十一條ノ三 前條第一項但書ニ該当スル者又ハ同條第五項ニ依ル通知ヲ受ケタル者同條第一項但書ノ通知ニ係ル事項若ハ処分又ハ同條第五項ニ依ル決定(以下再調査ノ決定ト謂フ)ニ対シ異議アルトキハ当該処分ニ係ル通知ヲ受ケタル日(当該処分ニ付通知ナキトキハ当該処分ノアリタルコトヲ知リタル日)又ハ同條第五項ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ一箇月以内ニ政令ノ定ムル所ニ依リ不服ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ以テ国税庁長官若ハ国税局長又ハ税関長ニ審査ノ請求ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ当該審査ノ請求ガ再調査ノ決定ニ対スルモノナルトキハ当該再調査ノ目的トナリタル処分ニ対スル審査ノ請求ガ併セ為サレタルモノト看做ス(昭和二十五年法律第六十九号改正)

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス(同上)

再調査ノ請求アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該各号ニ規定スル日ニ於テ当該各号ニ規定スル税務署長ノ管轄区域ヲ所轄スル国税局長ニ対シ第一項ノ審査ノ請求(以下審査ノ請求ト謂フ)アリタルモノト看做ス(同上)

- 一 税務署長再調査ノ請求ヲ審査ノ請求トシテ取扱フコトヲ適當ト認メ且再調査ノ請求ヲ為シタル者ガ之ニ同意シタルトキハ当該同意ノアリタル日
- 二 再調査ノ請求アリタル日ヨリ三箇月以内ニ前條第五項ニ依ル通知ガ為サレザル場合ニ於テ再調査ノ請求ヲ為シタル者ガ当該請求ヲ審査ノ請求トシテ取扱フコトヲ税務署長ニ申出タルトキハ当該申出ノアリタル日

前條第四項ノ規定ハ審査ノ請求アリタル場合ニ付之ヲ準用ス(同上)

審査ノ決定

国税徴収 国税徴収法

国税庁長官若ハ国税局長又ハ税関長ハ審査ノ請求アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ当該各号ニ定ムル決定ヲ為シ其ノ理由ヲ附記シタル書面ヲ以テ之ヲ当該請求ヲ為シタル者(第三項ノ再調査ノ請求ヲ為シタル者ヲ含ム)ニ通知スベシ此ノ場合ニ於テ第一項後段ニ依リ再調査ノ目的トナリタル処分ニ対スル審査ノ請求ガ併セ為サレタルモノト看做サレタルトキハ第二号又ハ第三号ニ依ル決定ハ当該各請求ニ付之ヲ為スベシ(同上)

- 一 審査ノ請求ガ第一項ノ期間經過後ニ為サレタルトキ又ハ前項ニ於テ準用スル前條第四項ニ依リ欠陥ノ補正ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ欠陥ノ補正ガ為サレザルトキハ当該請求ヲ却下スル決定
- 二 審査ノ請求ノ全部ニ付理由ナシト認ムルトキハ当該請求ヲ棄却スル決定
- 三 審査ノ請求ノ全部又ハ一部ニ付理由アリト認ムルトキハ当該請求ノ目的トナリタル処分ノ全部又ハ一部ヲ取消ス決定

国税庁長官又ハ国税局長前條第五項第一号ニ依ル再調査ノ決定ニ対スル審査ノ請求ニ付前項第二号ニ依ル決定ヲ為シタルトキハ同項後段ノ規定ニ拘ラズ第一項後段ニ依リ併セ為サレタルモノト看做サレタル再調査ノ目的トナリタル処分ニ対スル審査ノ請求ハ棄却セラレタルモノト看做ス(同上)

〔施規〕 三一ノ三ノ二

訴訟願法ノ適用除外

第三十一條ノ三ノ二 再調査ノ請求又ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分ニ関スル事件ニ付テハ訴訟願法ノ規定ハ之ヲ適用セズ(昭和二十五年法律第六十九号追加)

訴訟

第三十一條ノ四 再調査ノ請求又ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分ノ取消又ハ変更ヲ求ムル訴ハ第三十一條ノ三第五項ニ依ル決定(以下審査ノ決定ト謂フ)ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ但シ再調査ノ請求アリタル日ヨリ六箇月ヲ經過シ仍再調査ノ決定ノ通知ナキトキ、審査ノ請求アリタル日ヨリ三箇月ヲ經過シ

タルトキ又ハ再調査ノ決定若ハ審査ノ決定ヲ経ルコトニ依リ著シキ損害ヲ生ズル虞アルトキ其ノ他正当ナル事由アルトキハ再調査ノ決定又ハ審査ノ決定ヲ経ズシテ訴ヲ提起スルコトヲ得(昭和二十五年法律第六十九号改正)

再調査ノ請求若ハ審査ノ請求ノ目的トナル処分又ハ審査ノ決定ノ取消又ハ変更ヲ求ムル訴ハ前項但書ノ場合ヲ除クノ外行政事件訴訟特例法第五條第一項又ハ第四項ノ規定ニ拘ラズ審査ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス(同上)

第一項但書ニ依リ再調査ノ請求アリタル日ヨリ六箇月ヲ經過シタル日後ニ当該再調査ノ目的トナリタル処分ノ取消又ハ変更ヲ求ムル訴ヲ提起スル場合ニ於テハ当該再調査ノ請求アリタル日ヨリ九箇月以内ニ当該訴ヲ提起スルコトヲ要ス(同上)

前二項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス(同上)

第二項ノ訴ガ提起セラレタル場合ニ於テ税務署長又ハ国税局長ガ当事者又ハ参加人トナリタルトキハ国税庁又ハ国税局ノ職員ハ昭和二十二年法律第九十四号(国ノ利害ニ関係アル訴訟ニ付テノ法務総裁ノ権限等ニ関スル法律)第五條第一項ノ適用ニ付テハ之ヲ当該税務署長又ハ国税局長ノ所部ノ職員ト看做ス(同上)

再調査ノ請求又ハ審査ノ請求ニ対シテハ第一項但書ニ依リ訴ヲ提起アリタル場合ニ於テモ決定ヲ為スコトヲ妨ゲズ(同上)

第二項ノ訴ニ於テハ裁判所ガ相手方当事者タル国税庁長官、国税局長、税関長若ハ税務署長又ハ其ノ他ノ行政機関ノ長ノ主張ヲ合理的ナリト認メタルトキハ当該訴ヲ提起シタル者ニ於テ先ヅ証拠ノ申出ヲ為シ其ノ後ニ於テ相手方当事者之ヲ為スベキモノトス(同上)

相手方当事者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ隨時証拠ノ申出ヲ為スコトヲ得(同上)

国税徴収 国税徴収法

証拠ノ申出

国税徴収 国税徴収法

過誤納金

等ノ充当

第三十一條ノ五 過誤納ニ係ル国税、督促手数料及滞納処分費並第三十一條ノ六ノ還付加算金ハ之ヲ他ノ未納

還付加算

金

第三十一條ノ六 納税義務者ノ納付(物納ニ係ル納付ノ場合ヲ含ム)シタル国税、督促手数料及滞納処分費ニ過

誤納アリタル為當該過誤納額ヲ金銭ヲ以テ還付シ又ハ他ノ未納ノ国税、督促手数料及滞納処分費ニ充当スル
場合ニ於テハ政府ハ當該国税、督促手数料及滞納処分費納付ノ日ノ翌日ヨリ政府ニ於テ還付ノ為支出シ又ハ
充當シタル日迄ノ期間(政府ニ於テ還付ノ為過誤納金アルコトヲ納税義務者ニ通知シタル日後三十日以内ニ
當該過誤納金ノ還付ノ請求ヲ為ササル場合ニ於テハ當該通知ヲ為シタル日後三十日ヲ経過シタル日ヨリ還付
ノ請求アリタル日迄ノ期間ヲ除ク)ニ応シ當該過誤納額百円ニ付一日四銭ノ割合ヲ乘シ計算シタル金額(還付
加算金ト謂フ)ヲ當該還付又ハ充當スヘキ金額ニ加算ス(昭和二十五年法律第六十九号改正)
前項ニ依リ計算シタル還付加算金ノ金額ガ十円未満ナルトキハ還付加算金ハ之ヲ加算セズ還付加算金ノ金
額二十円未満ノ端数アルトキハ其ノ端数ハ之ヲ切捨ツ

計算始期
ノ特例

二以上ノ納期ニ於テ又ハ二回以上ニ分チテ納付シタル国税、督促手数料及滞納処分費ニ付過誤納ヲ生ジタ
ル場合ニ於ケル第一項ノ適用ニ付テハ過誤納額ニ相当スル国税、督促手数料及滞納処分費ハ最後ノ納付ノ日
ニ於テ納付アリタルモノトシ當該過誤納額ガ其ノ日ニ於ケル納付額ヲ超ユルトキハ過誤納額ニ達スルマデ順
次遡リテ各納付ノ日ニ於テ其ノ納付アリタルモノトス(昭和二十五年法律第六十九号追加)
適法ニ納付シタル国税、督促手数料及滞納処分費ガ納付スベキ税金額ノ法律ノ規定ニ依リ變更又ハ消滅ニ
因リ過納トナルニ至リタル場合ニ於ケル第一項ノ適用ニ付テハ當該過納額ニ相当スル国税、督促手数料及滞
納処分費ハ其ノ過納トナリタル日ニ於テ納付アリタルモノトス但シ所得税法第三十條、第三十一條若ハ第三

十三條第二項(確定申告書及農業確定申告書以外ノ申告書ニ係ル部分ニ限ル)若ハ第四項ニ依リ納付シタル所
得税額(同法第四十五條ニ依リ納付シタル所得税額ヲ含ム)又ハ法人税法第十九條若ハ第二十條第一項ニ依リ
提出シタル申告書(同法第二十三條ニ依リ提出シタル申告書ニシテ同法第二十條第一項ノ事項ヲ記載シタル
モノヲ含ム)ニ記載シタル法人税額、同法第十九條第五項ニ依リ提出アリタルモノト看做サレタル申告書ニ
係ル法人税額若ハ同法第二十六條第三項各号ニ掲グル法人税額並此等ノ所得税額又ハ法人税額ニ係ル利子
税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及延滞加算税額ニ係ル過納額ニ付テハ此ノ限ニ在ラ
ズ(同上)

第四章 罰則

通税ノ罪

第三十二條

納税者滞納処分ノ執行ヲ受クル前ニ於テ當該処分ノ執行ヲ免ルル目的ヲ以テ其ノ財産ヲ隠蔽シ、
損壞シ、國ノ不利益ニ処分シ又ハ財産ノ負担ヲ虚偽ニ増加スル行為ヲ為シテ當該処分ノ執行ヲ受ケタル場合
ハ之ヲ三年以下ノ懲役若ハ二十万円以下ノ罰金ニ処分シ又ハ之ヲ併科ス當該処分ノ執行ヲ受ケタル後其ノ執行
ヲ免ルル目的ヲ以テ此等ノ行為ヲ為シタル場合ニ付亦同ジ(昭和二十五年法律第六十九号改正)
納税者ノ財産ヲ占有スル第三者納税者ヲシテ滞納処分ノ執行ヲ免レシムル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタ
ル場合ハ當該処分ノ執行ノ前後ヲ區別シ前項ノ例ニ依ル(同上)
納税者ニ対スル滞納処分ノ執行前情ヲ知リテ第一項ノ行為ニ付納税者又ハ其ノ財産ヲ占有スル第三者ノ相
手方トナリタル者納税者ニ付滞納処分ノ執行アリタルトキハ之ヲ二年以下ノ懲役若ハ十万円以下ノ罰金ニ処
シ又ハ之ヲ併科ス滞納処分ノ執行アリタル後情ヲ知リテ同項ノ行為ニ付納税者又ハ其ノ財産ヲ占有スル第三
者ノ相手方トナリタル者亦同ジ(同上)

同罰規定

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人、其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ関シ前
国税徴収 国税徴収法

国税徴収 国税徴収法

三項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ当該各項ノ罰金刑ヲ科ス
(同上)

検査拒否
等ノ罪

第三十二條ノ二 第二十一條ノ二第二項ニ依ル收税官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ之ヲ三万円以
下ノ罰金ニ処ス(昭和二十五年法律第六十九号追加)

第五章 附則

第三十三條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

廃止規定

第三十四條 明治二十二年法律第九号国税徴収法、同年法律第三十二号国税滞納処分法及同二十三年法律第四
号ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廃止ス

附則 (明治四十四年法律第三十七号)

本法ハ明治四十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

附則 (大正三年法律第十二号)

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和六年法律第十六号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和六年勅令第八十七号ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行)

附則 (昭和七年法律第十五号、民事訴訟法中改正法律)

本法ノ施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十年勅令第八十九号ヲ以テ同年五月一日ヨリ施行)

本法施行前ニ開始シタル強制執行ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル但シ第五百七十條ノ二ノ規定ハ本法施行前ニ開始
シタル強制執行ニ付テモ亦之ヲ適用ス
国税徴収法第十六條第二号中「一箇月」ヲ「三箇月」ニ改ム

附則第二項本文ノ規定ハ前項ノ規定ヲ適用スル場合ニ関シ之ヲ準用ス

附則 (昭和十一年法律第二号)

本法ハ昭和十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十一年法律第四十二号、退職積立金及退職手当法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十一年十一月勅令第四百十三号退職積立金及退職手当法附則第三
十八條ヲ以テ同年一月一日ヨリ施行)

国税徴収法第十六條ニ左ノ一項ヲ加フ(退職積立金及退職手当法附則第四十四條)

退職積立金及退職手当法ニ依ル退職手当積立金及準備積立金ニ付亦前項ニ同シ

附則 (昭和十三年法律第七十五号、日滿国税徴収事務共助法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年勅令第三百五十一号ヲ以テ同年五月二十日ヨリ施行)

国税徴収法第四條ノ一第二号ヲ左ノ如ク改ム

二 府県税其ノ他ノ公課又ハ徴収ノ囑託ヲ受ケタル滿洲国ノ国税ニ付滞納処分ヲ受クルトキ

附則 (昭和十五年法律第五十九号、租税法規ノ改正ニ
伴フ恩給金庫法等ノ規定ノ整備ニ関スル法律)

本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十六年法律第六号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十八年法律第五十一号、日滿地方稅徴収事務共助法)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十八年勅令第四百五十八号ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行)

国税徴収法第四條ノ一第二号中及地方稅法第二十六條第一項第一号中「滿洲国ノ国税」ヲ「滿洲国ノ国税若ハ地

国税徴収 国税徴収法

国税徴収 国税徴収法

方税ニ改ム

- 附則 (昭和十九年法律第二十一号労働者年金保険法中改正法律厚生年金保険法)
- 第一條 本法施行ノ期日ハ保險給付ニ関スル改正規定及其ノ他ノ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十九年勅令第三百六十二号ヲ以テ同年六月一日ヨリ施行但シ附則第十四條ハ同年十月一日ヨリ施行)
- 第九條 退職積立金及退職手当法ハ之ヲ廃止ス
- 第十二條(第二項) 退職積立金及退職手当法ニ依リ積立タル退職手当積立金及準備積立金ニ付テハ国税徴収法ニ依ル差押ヲ為スコトヲ得ス
- 第十四條 国税徴収法中左ノ通り改正ス
- 第十六條第二項ヲ削ル

附則 (昭和二十一年法律第十四号)

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十年勅令第四百号により昭和二十一年九月一日から施行)

附則 (昭和二十二年法律第二十九号特別法人税法の一部を改正する等の法律附則)

第一條 この法律は昭和二十二年四月一日からこれを施行する。

第十一條 第十六條(同條中国税徴収法第三章の二の改正規定を除く。)の規定施行前に市町村のなした納税の告知に係る国税の徴収及税金送付に関する市町村の責任並びに徴収の費用として市町村に対し交付すべき交付金についてはなお従前の例による。

附則 (昭和二十二年法律第二百二十三号)

第二十九條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年法律第七号)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十二年七月七日公布)

第五十二條 この法律施行前に督促状を発した国税に対する督促手数料及び延滞金については、なお従前の例による。

附則 (昭和二十五年法律第六十九号)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

先取権 2 この法律施行前に收税官吏が国税徴収法施行規則(明治三十五年勅令第三百三十五号)第二十九條の規定により、地方公共団体又は清算人に交付を求めた国税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費と地方公共団体の徴収金(国税徴収法第二條第一項に規定する地方公共団体の徴収金をいう。)との間における徴収の順位については、なお従前の例による。

延滞金 3 改正前の国税徴収法第九條第三項の規定により徴収すべきであつた延滞金については、督促手数料と同順位として同法第二條の改正規定に準じてこれを徴収するの外、その徴収については、なお従前の例による。但し、この法律施行後の期間に対応する延滞金は、徴収しない。

延滞金計 算 4 この法律施行前に国税徴収法第九條第一項の規定による督促をなしこの法律施行の際になお税額を完納しない国税で、当該督促の指定の期限が昭和二十五年三月三十一日以前であるもの(同日以前に財産の差押があつた国税の税額を除く。)に対する同法第九條第三項の改正規定による延滞加算税額は、同年四月一日から税金納付の日までの日数に応じ、滞納税額(同法第九條第三項に規定する滞納税額をいう。以下本項中同じ。)百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額とする。但し当該延滞加算税額は、この法律施行の際における滞納税額に対し百分の五の割合を乗じて計算した額をこえることができない。

国税徴収 国税徴収法

国税徴収 国税徴収法

- 5 前項の規定による延滞加算税額については、この法律施行の日において国税徴収法第六條の規定による告知をしたものとみなす。
- 6 この法律施行前にした租税の賦課徴収に関する処分又は滞納処分に対する審査、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。
- 7 この法律施行前に徴収した延滞金及び第三項の規定により徴収した延滞金に過誤納があつた場合の充當並びに同項の規定により徴収すべき延滞金に対する過誤納に係る国税、督促手数料及び滞納処分費並びに国税徴収法第三十一條ノ六の規定による還付加算金の充當については、なお従前の例による。
- 8 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三十六條第七項(同法第三十六條の二第三項に於て準用する場合を含む。)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第二十六條の三第五項の規定による充當は、第三項の規定により徴収すべき延滞金に対してもすることができる。
- 9 この法律施行前に納付した国税、督促手数料、延滞金及び滞納処分費につき過誤納があつたため、この法律施行後に金銭をもつて還付し、又は他の未納の国税、督促手数料、延滞金及び滞納処分費に充當する場合において、当該過誤納額に加算する国税徴収法第三十一條の六の規定による還付加算金(延滞金に対するものを含む。)の金額は、納付の日の翌日から昭和二十五年三月三十一日までの日数に応じ、過誤納額百円につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額と同年四月一日から還付のため支出し、又は当該充當をした日までの日数に応じ、過誤納額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額との合計金額とする。
- 10 改正後の国税徴収法第三十一條ノ六の規定は、第三項により徴収した延滞金について、過誤納があつた場合に準用する。
- 11 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

延滞加算税額の看做告知 訴願等

延滞金の充當

繰戻過納金の延滞金に対する充當

還付加算金の計算

延滞金の過誤納

公課等の先取順位

- 12 他の法令中その先取特権の順位が国税又は地方税に次ぐものと規定されている公課及び債権については、当該法令の規定にかかわらず、この法律施行後においては、その先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 13 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九條の七中「第三十一條ノ二」を「第三十一條の三」に改める。
- 14 酒税法(昭和十五年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第四十六條第二項中、「延滞金」を削り、同條第三項中「第一項」を削り、「滞納者」を「納税者」に改める。
- 15 所得税法の一部を次のように改正する。
第十條第二項中「及び通行税法第十一條ノ三第一項又は第十一條ノ四第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額は、」を、「通行税法第十一條ノ三第一項又は第十一條ノ四第一項の規定により徴収する軽加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第九條第三項の規定により徴収する延滞加算税額(第三十條乃至第三十四條、第四十五條及び第四十七條の規定により納付又は徴収すべき所得税額に加算して徴収するものを除く。は、」に改める。
- 16 法人税法の一部を次のように改正する。
第九條第二項中「又は通行税法第十一條ノ三第一項若しくは第十一條ノ四第一項の規定により」を、「通行税法第十一條ノ三第一項若しくは第十一條ノ四第一項又は国税徴収法第九條第三項の規定により」に、「若しくは軽加算税額又は重加算税額に相当する所得税又は通行税を、軽加算税額若しくは重加算税額に相当する所得若しくは通行税又は延滞加算税額に相当する国税」に改める。第十六條第二項中「利子税額」の下に「及び国税徴収法第九條第三項の規定による延滞加算税額」を加える。

国税徴収 国税徴収法

国税徴収 国税徴収法施行規則

担保附財
産差押手

第十二條 質権又ハ抵当権ノ設定セラレタル財産ヲ差押フルトキハ收税官吏ハ督促手数料、滞納処分費及税金額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ其ノ債権者ニ通知スヘシ(昭和二十五年政令第六十七号改正)

前項ノ場合ニ於テ抵当証券ヲ発行シタル抵当権ニ付キ其ノ証券所持人分明ナラサルトキハ債務者又ハ証券ノ譲渡人等ニ付調査シ尙分明ナラサルトキハ前項ニ依リ通知スヘキ事項ヲ公告スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ国税ニ対シ先取権ヲ有スル債権者其ノ権利ヲ行使セムトスルトキハ証憑書類ヲ添ヘ其ノ事実ヲ証明スヘシ

仮差押等
財産ノ差
押
所轄区域
外ノ財産
差押
共有財産
ノ差押

第十三條 民事訴訟法ニ依リ仮差押ヲ受ケタル財産ヲ差押フルトキハ之ヲ執行裁判所又ハ執達吏若ハ強制管理人ニ通知スヘシ仮処分ヲ受ケタル財産ヲ差押フルトキ亦之ニ準ス

差押

第十四條 差押フヘキ財産管轄区域外ニ在ルトキハ收税官吏ハ其ノ財産所在地ノ收税官吏ニ滞納処分ノ引継ヲ為スヘシ

差押調書

第十五條 差押フヘキ財産数人ノ共有ニ係ルトキハ滞納者ニ屬スル持分ニ就キ滞納処分ヲ為シ其ノ持分ノ定メナキモノハ持分相均シキモノトシテ処分スヘシ

差押調書

第十六條 收税官吏財産ヲ差押ヘタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル差押調書ヲ作り之ニ署名捺印(記名捺印ヲ含ム以下同シ)スヘシ

一 滞納者ノ氏名及住所若ハ居所

二 差押財産ノ名称、数量、性質、所在其ノ他重要ナル事項

三 差押ノ事由

四 調書ヲ作りタル場所、年月日

国税徴収法第二十一條ノ場合ニ於テハ收税官吏ハ立会人ト共ニ差押調書ニ署名捺印スヘシ但シ立会人ニ於

テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ附記スヘシ

差押解除

第十七條 收税官吏財産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ滞納者又ハ第三者ヨリ督促手数料、滞納処分費及税金ヲ完納権ノミヲ差押ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラス

公売方法

第十八條 公売ハ入札又ハ競売ノ方法ヲ以テ之ヲ為スヘシ

公売公告

第十九條 国税徴収法第二十四條ニ依リ公売ヲ為サムトスルトキハ左ノ事項ヲ公告スヘシ

一 滞納者ノ氏名及住所若ハ居所

二 公売財産ノ名称、数量、性質、所在其ノ他重要ナル事項

三 入札又ハ競売ノ場所、日時

四 開札ノ場所、日時

五 保証金ヲ徴収スルトキハ其ノ金額

六 代金納付ノ期限

第二十條 財産公売ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ加入保証金又ハ契約保証金ヲ徴スヘシ

加入保証
金契約保
証金

加入保証金又ハ契約保証金ハ国債ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

落札者又ハ買受人義務ヲ履行セサルトキハ其ノ保証金又ハ之ニ代用シタル国債ハ之ヲ政府ノ所得トス

公売場所

第二十一條 公売ハ財産所在ノ市区町村内ニ於テ之ヲ為スヘシ但シ收税官吏必要ト認ムルトキハ他ノ地方ニ於テ之ヲ為スコトヲ得

公売時期

第二十二條 公売ハ公告ノ初日ヨリ十日ノ期間ヲ過キタル後之ヲ執行スヘシ但シ其ノ物件不相応ノ保存費ヲ要

国税徴収 国税徴収法施行規則

国税徴収 国税徴収法施行規則

見積価格

第二十三條 財産ヲ公売セムトスルトキハ收税官吏ハ其ノ財産ノ価格ヲ見積リ之ヲ封書トシ公売ノ場所ニ置ク
ヘシ

売却財産ノ権利移
転手続

第二十四條 売却シタル財産ニ付滞納者ヲシテ権利移転ノ手続ヲ為サシムル必要アルトキハ收税官吏ハ期限ヲ
指定シ其ノ手続ヲ為サシムヘシ

落札者ノ
決定

前項ノ期間内ニ滞納者其ノ手続ヲ為ササルトキハ收税官吏ハ滞納者ニ代リ之ヲ為スコトヲ得
第二十五條 入札ノ方法ヲ以テ公売ニ付スル場合ニ於テ落札トナルヘキ同価ノ入札ヲ為シタル者二名以上アル
トキハ其ノ同価ノ入札人ヲシテ追加入札ヲ為サシメ落札者ヲ定ム追加入札ノ価格仍同キトキハ抽籤ヲ以テ落
札者ヲ定ム

再公売

第二十六條 財産ヲ公売ニ付スルモ買受望人ナキカ又ハ其ノ価格見積価格ニ達セサルトキハ更ニ公売ヲ為スコ
トアルヘシ

同

第二十七條 公売財産ノ買受人代金納付ノ期限マテニ其ノ代金ヲ完納セサルトキハ收税官吏ハ其ノ売買ヲ解除
シ更ニ之ヲ公売ニ付スヘシ

右公告期
間
交付要求

第二十八條 前二條ニ依リ再公売ヲ為ス場合ニ於テハ第二十二條ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得
第二十九條 国税徴収法第四條ノ一第一号乃至第五号ニ該当スル場合ニ於テハ收税官吏ハ当該行政機関、公共
団体、執行裁判所、執達吏、強制管理人又ハ破産管財人ニ督促手数料、滞納処分費及滞納税金ノ交付ヲ求ム
ヘシ(昭和二十五年政令第六十七号改正)

計算書

第三十條 滞納処分ヲ結了シタルトキハ收税官吏ハ其ノ処分ニ関スル計算書ヲ作り之ヲ滞納者ニ交付スヘシ
売却シタル財産ニ対シ質権又ハ抵当権ヲ有スル者ハ其ノ計算ニ関スル記録ノ閲覧ヲ收税官吏ニ求ムルコト

得

第三十一條 納税告知、督促及滞納処分ニ関スル公告ハ当該納税告知、督促及滞納処分ヲ為スヘキ收税官吏ノ
所屬スル官署ニ之ヲ為スヘシ但シ必要ト認ムルトキハ他ノ適當ノ場所ニ又ハ他ノ方法ヲ以テ之ヲ為スヘシ

再調査ノ
請求

第三十一條ノ二 国税徴収法第三十一條ノ二第一項ニ依リ再調査ノ請求ヲ為サントスル者ハ当該処分ニ係ル事
項、其ノ不服ノ事由並請求者ノ氏名及住所又ハ居所ヲ記載シタル再調査請求書ニ証拠書類ヲ添ヘ同項本文ノ
税務署長ニ之ヲ提出スベシ(昭和二十五年政令第六十七号改正)

再調査請
求期限ノ
特例

第三十一條ノ三 国税庁長官ハ通信、交通其ノ他ノ状況ニ因リ都道府県ノ全部又ハ一部ニ亘リ己ムヲ得サル事
由アリト認ムルトキハ地域及期日ヲ指定シ国税徴収法第三十一條ノ二第一項ノ再調査請求書ノ提出期限ヲ延
長スルコトヲ得(昭和二十五年政令第六十七号改正)

税務署長ハ通信、交通其ノ他ノ状況ニ因リ己ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ再調査ノ請求ヲ為サント
スル者ノ申請ニ依リ期日ヲ指定シ国税徴収法第三十一條ノ二第一項ノ再調査請求書ノ提出期限ヲ延長スルコ
トヲ得(同上)

前項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ記載シタル申請書ヲ国税徴収法第三十一條ノ二第一項本
文ノ税務署長ニ提出スベシ(同上)

審査ノ請
求

第三十一條ノ三ノ二 国税徴収法第三十一條ノ三第一項ニ依リ審査ノ請求ヲ為サントスル者ハ同法第三十一條
ノ二第一項但書ノ通知若ハ処分ニ係ル事項又ハ再調査ノ決定ニ係ル事項、其ノ不服ノ事由並請求者ノ氏名及
住所又ハ居所ヲ記載シタル審査請求書ニ証拠書類ヲ添ヘ左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ掲グル国税庁長官
若ハ国税局長又ハ税関長ニ対シ之ヲ提出スベシ(昭和二十五年政令第六十七号追加)

一 当該通知ニ係ル事項ニ対シ審査ノ請求ヲ為サントスル場合ニ於テ当該通知ニ係ル事項ニ関スル調査ガ国

国税徴収 国税徴収法施行規則

国税徴収 国税徴収法施行規則

税庁又ハ国税局ノ職員ニ依リ為サレタル旨ノ記載アル書面ニ依リ当該通知ヲ受ケタルトキハ当該通知ヲ為シタル稅務署長ヲ經由シテ国税庁長官又ハ当該国税局長

二 当該処分ニ係ル事項ニ對シ審査ノ請求ヲ為サントスル場合ニ於テ当該処分ヲ為シタル者ガ稅務署、国税局、国税庁及稅關以外ノ行政機關ノ長又ハ其ノ職員ナルトキハ当該行政機關ノ長ヲ經由シテ当該行政機關ノ所在地ヲ所轄スル国税局長

三 当該処分ニ係ル事項ニ對シ審査ノ請求ヲ為サントスル場合ニ於テ当該処分ヲ為シタル者ガ稅關長若ハ稅關ノ職員又ハ国税局ノ職員ナルトキハ当該稅關長又ハ当該国税局長

四 再調査ノ決定ニ對シ審査ノ請求ヲ為サントスル場合ニ於テハ当該再調査ノ決定ヲ為シタル稅務署長ヲ經由シテ当該稅務署長ノ管轄区域ヲ所轄スル国税局長

前項第一号、第二号又ハ第四号ノ場合ニ於テ經由スベキ行政機關ニ審査請求書ノ提出アリタルトキハ当該請求書ハ当該各号ノ国税庁長官又ハ国税局長ニ提出アリタリモノト看做ス(同上)

国税局員ノ徴収

第三十一條ノ四 国税局ノ收稅官吏必要アリト認ムルトキハ稅務署ノ收稅官吏ノ徴収スヘキ国税、督促手数料及滯納処分費ニ付之ヲ徴收スルコトヲ得(昭和二十五年政令第六十七号改正)

前項ノ場合ニ於テ国税局ノ收稅官吏ハ稅務署長ニ為シタル課稅標準ノ申告、稅務署ノ收稅官吏ノ為シタル納稅ノ告知、督促又ハ差押ニ基キ督促、差押又ハ公売処分ヲ為スコトヲ得

附則

第三十二條 本令ハ明治三十五年法律第三十六号 国税徴収法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十年勅令第二百一十一号ハ之ヲ廢止ス

附則 (明治三十八年勅令第六十七号)

本令ハ明治三十八年法律第四十六号 施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十四年勅令第二百八十二号)

本令中延滞金ニ關スル規定ハ本令施行後ニ於テ納期ノ開始スル明治四十四年分租稅ヨリ之ヲ適用ス

附則 (大正九年勅令第五百八十八号)

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十一年勅令第七十号)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和六年勅令第八十八号)

本令ハ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十一年勅令第三十五号)

本令ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十一年勅令第三百三十三号)

本令ハ昭和十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十年勅令第九十五号ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭和十二年勅令第四百二十六号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年八月十二日ヨリ施行)

附則 (昭和十五年勅令第五百十九号)

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ賦課シ若ハ賦課スヘカリシ又ハ徴收シ若ハ徴收スヘカリシ第三種ノ所得ニ係ル所得稅 個人ノ營

国税徴収 国税徴収法施行規則

国税徴収 国税徴収法施行規則

三三二

業収益税、乙種ノ資本利子税、第三種所得税ヲ納ムル者ノ所得特別税及個人ノ臨時利得特別税ニ関シテハ国税徴収法施行規則第一條ノ二ノ改正規定ニ拘ラス仍従前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和十五年勅令第六百六十四号)

本令ハ昭和十五年度後半期分交付金ヨリ之ヲ適用ス

附 則 (昭和十七年勅令第五百十号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十八年勅令第六百七十八号)

本令ハ昭和十八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十九年勅令第八十二号)

第二十二條 本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二條 酒類造石税及本令施行前督促ヲ為シタル国税ニ対スル延滞金ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第三十三條 明治三十三年勅令第四十七号及昭和十五年勅令第八十七号ハ之ヲ廢止ス

附 則 (昭和二十一年勅令第四百十四号)

第二十一條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十一年九月一日公布)

附 則 (昭和二十二年勅令第百十二号特別法人税法施行規則の一部を改正する等の勅令附則)

第一條 この勅令は昭和二十二年四月一日からこれを施行する。

第九條 第十一條の規定施行前に督促状を發した税金に対する督促手数料及び延滞金についてはなお従前の例による。

附 則 (昭和二十二年政令第二十一号登録税法の一部改正する等の政令附則)

この政令は、公布の日からこれを施行する。(昭和二十一年五月三日公布)

附 則 (昭和二十二年政令第百八十三号)

この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十二年九月一日公布)

附 則 (昭和二十二年政令第二百二十一号)

この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十二年十月二十日公布)

附 則 (昭和二十二年政令第二百四十六号)

第一條 この政令は昭和二十二年十二月一日からこれを施行する。

第九條 この政令施行前に督促状を發した税金に対する督促手数料及び延滞金についてはなお従前の例による。

附 則 (昭和二十三年政令第四百十八号)

第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十二年七月七日公布)

附 則 (昭和二十四年政令第四百十九号)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十五年政令第六十七号)

1 この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 業務の用に供するため販売された酒類に対する酒税、製造場から移出された清涼飲料に対する清涼飲料税又は入場若しくは設備の利用につき取得し、若しくは取得すべきであつた入場料に対する入場税若しくは特別入場税で、改正前の国税徴収法施行規則第八條の規定により徴収すべきであつたものについては、なお従前の例による。

3 国税徴収法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十九号)附則第三項の規定により徴収する延滞金

については、なお従前の例による。

国税徴収 国税徴収法施行規則

三三三

4 この政令施行前にした租税の賦課徴収に関する処分又は滞納処分に対する審査、訴願及び訴訟については、なお従前の例による。

○国税徴収法施行細則

(明治三十年六月二十六日大蔵省令第十号)

改正

- 明治三十三年蔵令九号、同三十四年蔵令二号、同年蔵令一八号、同三十五年蔵令八号、同年蔵令一六号、同年蔵令一九号、同年蔵令二六号、同三十六年蔵令一二号、同四〇年蔵令一二号、同年蔵令四二号、同四一年蔵令一五号、同四四年蔵令四一号、大正二年蔵令二号、同四年蔵令二号、同年蔵令一八号、同五年蔵令三三三号、同一年蔵令二八号、昭和六年蔵令二六号、同一年蔵令二七号、同一年蔵令三一三号、同一年蔵令二七号、同二年蔵令八八号、同二年蔵令三三二号、同二年蔵令六三三号、同二年蔵令五七号、同二年蔵令三八号、同年蔵令一〇〇号、同二年蔵令一五号
- 第一條** 国税徴収法施行規則第一條ノ納税告知書ハ国税局長又ハ稅務署長ニ於テ第一号書式(利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、輕加算税額、加算税額又ハ重加算税額ヲ徴收スルトキハ第一号ノ二書式)ニ依リ之ヲ調製スヘシ(昭和二十五年蔵令第十五号改正)
- 第二條** 国税局長又ハ稅務署長ハ納税人ノ為便宜ト認ムル納付場所ヲ指定スヘシ
納税人ハ指定ノ納付場所以外ノ地ニ於テ納付スルヲ便宜トスルトキハ国税局又ハ稅務署ニ申告シテ納付場所ノ変更ヲ求ムルコトヲ得
- 第三條** 納税人納税告知書ヲ受ケタルトキハ税金ニ納税告知書ヲ添ヘ之ヲ指定ノ場所ニ納付スヘシ
- 第四條** 国税局長又ハ稅務署長税金納付ノ督促ヲ為ストキ又ハ延滞加算税額ヲ徴收スルトキハ第二号書式ノ督促状、延滞加算税額納税告知書及督促手数料納入告知書ヲ發スヘシ(昭和二十五年蔵令第十五号改正)

- 促状、延滞加算税額納税告知書及督促手数料納入告知書ヲ發スヘシ(昭和二十五年蔵令第十五号改正)
- 第五條** 前條ノ督促又ハ告知ヲ為ス場合ニ於テ日本銀行ニ納付セシムルトキハ第三号書式ノ納付書ヲ添付シ国税局長又ハ稅務署長必要アリト認ムルトキハ仍第四号書式ノ納付書ヲ添付スヘシ(昭和二十五年蔵令第十五号改正)
- 第二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

- 第六條** 納税人督促ヲ受ケ税金及督促手数料ヲ日本銀行ニ納付スル場合ニ於テハ前條ノ納付書及收税官吏ノ發シタル納税告知書ヲ添付シ且督促状、延滞加算税額納税告知書及督促手数料納入告知書ヲ呈示スヘシ国税局又ハ稅務署ニ納付スル場合ニ於テモ亦同シ(昭和二十五年蔵令第十五号改正)
- 第七條** 削除(大正五年蔵令第三十三号削除)
- 第八條** 削除(明治四十四年蔵令第四十一号削除)
- 第九條** 国税局長又ハ稅務署長ハ国税滞納者ノ財産差押ヲ命シタル收税官吏ニ左ノ証票ヲ交付スヘシ

表	第一「何」号
国税滞納者 財産差押 証票	国税局 又ハ稅務署 印
裏	「何」国税局又ハ稅務署
	「官氏名」

第十條 收税官吏債権ノ差押ヲ為ストキハ債務者ニ對シ第五号書式、債権及所有權以外ノ財産権ノ差押ヲ為ストキハ權利者ニ對シ第六号書式ノ差押通知書ヲ發スヘシ

国税徴収 国税徴収法施行細則

- 第十條ノ二 国税徴収法施行規則第十二條第二項ノ公告ハ第七号書式ニ依リ之ヲ為スヘシ
- 第十一條 国税徴収法施行規則第十六條ノ差押調書ハ第八号書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ
- 第十二條 收税官吏財産ヲ売却セムトスル場合ニ其ノ価格ヲ見積リ難キモノアルトキハ適當ナル鑑定人ヲ選ミ其ノ評価ヲ為サシムルコトヲ得
- 第十三條 入札ノ方法ヲ以テ財産ヲ公売スル場合ニハ買受望人ハ其ノ住所氏名買受財産ノ種類、員額及入札価格ヲ記シタル入札書ヲ封緘シ差出スヘシ
- 第十四條 入札書ハ公告ニ示シタル開札ノ場所、日時ニ入札人ノ面前ニ於テ之ヲ開クモノトス但シ入札人又ハ其ノ代理人開札ノ場所ニ出席セサルトキハ其ノ立会ヲ要セスシテ開札スルコトヲ得
- 第十五條 競売ノ方法ヲ以テ財産ヲ公売スルトキハ競売人ヲ選ミ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得
- 第十六條 加入保証金又ハ契約保証金ノ割合ハ買受望人各自ノ公売財産見積価格百分ノ五以上トシ公売ノ時々之ヲ定ムルモノトス
- 第十七條 公売財産ノ買受人又ハ競買人ハ納付書ヲ添ヘ其ノ代金ヲ国税局長又ハ稅務署長ニ納付スヘシ
- 第十七條ノ二 国税徴収法第二十八條ニ依リ抵当証券所持人ニ債務額ヲ交付スル場合ニ於テハ抵当証券ヲ提出セシメ左ノ取扱ヲ為スヘシ
 - 一 債務額ノ全部ヲ交付シタルトキハ其ノ提出ニ係ル抵当証券ニ第九号書式ノ通知書ヲ添付シ之ヲ証券交付登記所ニ送付スヘシ
 - 二 前号以外ノ場合ニ於テハ其ノ提出ニ係ル抵当証券ニ第十号書式ノ通知書ヲ添付シ之ヲ証券作成登記所ニ送付シテ其ノ記載ノ変更ヲ受ケタル後抵当証券所持人ニ還付スヘシ此ノ場合ニ於テ共同証券ニシテ数個ノ登記所ニ於テ記載ノ変更ヲ要スルトキハ其ノ一ノ登記所ニ証券ヲ送付シ其ノ登記所ヨリ順次他ノ登記所ニ之ヲ転送スヘキ旨ヲ囑託スルコトヲ得

第十八條 督促又ハ滞納処分ニ関シ使丁ヲ以テ書類ノ送達ヲ為ストキハ第十一号書式ノ送達書ニ受取人ノ署名捺印ヲ求ムヘシ

第十九條 滞納処分ヲ結了シタルトキハ收税官吏ハ第十二号書式ノ計算書ヲ調製シ之ヲ滞納者ニ交付スヘシ

第二十條 收税官吏ハ債権者又ハ滞納者ニ交付スヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ其ノ旨債権者又ハ滞納者ニ通知スヘシ

附 則 (明治四十四年大藏省令第四十一号)

本令ハ明治四十四年勅令第二百八十二号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ明治四十五年三月三十一日迄ハ延滞金ヲ徴收スヘキモノニ対スル督促状ヲ除ク外従来ノ書式ニ依ルコトヲ得

附 則 (大正四年大藏省令第二号)

本令ハ大正四年勅令第六号施行ノ日ヨリ施行ス

附 則 (昭和十五年大藏省令第二十七号)

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十九年大藏省令第三十一号)

昭和十四年度分以前ノ地租ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和十九年大藏省令第二十七号)

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十年大藏省令第二十七号)

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二十一年大藏省令第八十八号)

本令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十一年八月九日公布)

国税徴収 国税徴収法施行細則

国税徴収 国税徴収法施行細則

従前の書式による用紙は、当分の内なお、これを使用することが出来る。

附則 (昭和二十二年大蔵省令第三十二号)

第一條 この省令は、昭和二十二年四月一日からこれを施行する。

第四條 市町村が徴収した税金を日本銀行に送付する場合における送付書及び市町村が滞納の報告をなす場合に於ける滞納報告書の書式については従前の例による。

附則 (昭和二十二年大蔵省令第六十三号納税告知書、納付書及び拂込書用紙寸法の特例)
この省令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年大蔵省令第五十七号)

第十二條 この省令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十二年七月七日公布)

第十三條 国税徴収法施行細則第四條の規定により発する督促状の書式は、この省令施行の後当分の間は、従前の第二号書式に所要の修正を加えたものによることが出来る。

附則 (昭和二十四年省令第三十八号)

1 この省令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十四年省令第百号)

1 この省令は、昭和二十四年十二月一日から施行する。

4 国税徴収法施行細則第一号書式、第二号書式、第三号書式及び第四号書式中「国税代理店」を「歳入代理店」に、第一号の二書式中「代理店」を「代理店、歳入代理店」に改める。

附則 (昭和二十五年大蔵省令第十五号)

この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

第一号書式

領 收 証 書

第 何 号	(納 人)		住 所		氏 名	
何 年 度						
会 計 名						
大 蔵 省 主 管	租 税	何 国 税 局 又 ハ	何 税 務 署			
金	万	千	百	十	円	十 銭
						何 期 何 目
何 年 何 月 何 日 領 收						
日本銀行何店 印						

備考

- 一 用紙各片寸法 縦百三十耗 横九十五耗 輪郭寸法適宜
- 二 領收済通知書及領收証書用紙ノ番号、年度、會計名、国税局又ハ稅務署名、金額、科目及納人(住所氏名)ハ總テ納稅告知書發行者ニ於テ記載スルモノトス
- 三 番号、年度及金額ハ、垂刺比垂數字ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

第一号ノ二書式 (昭和二十五年藏令第十五号改正)

領 收 証 書

第 何 号	(納 人)				
何 年 度	住 所 氏 名				
會 計 名	何 国 税 局 又 は 何 稅 務 署				
大 藏 省 主 管	租 税	何	稅	(目)	
稅 額	金	百	十	万	千 百 十 円
何 加 算 稅 額	金				
何 加 算 稅 額	金				
納付の目的 何 年 第 何 期 分					
何 年 何 月 何 日 領 收					
日本銀行何店 圓					

納 税 告 知 署

第 何 号	(納 人)
何 年 度	住 所 氏 名
会 計 名	何 国 税 局 又 は 何 税 務 署
大 蔵 省 主 管	租 税 何 税 (目)
税 額	金 百 十 万 千 百 十 円
何 加 算 税 額	金
何 加 算 税 額	金
利 子 税 額	上欄の税額(この税額に千円未満の端数があるときはその端数は切り捨てる。)に対し百円につき一日四銭の割合で何年何月何日から税額納付の日までの日数によつて計算した金額(この算出した額に十円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。全額が百円未満であるときは、利子税額の納付を要しない。)
◎利子税額は別紙添付の納付書で納付して下さい。	
納付の目的	何年第何期分
納 期 限	何年何月何日限り
納 付 場 所	日本銀行何店又は何国税局(又は何税務署)〔又は日本銀行本店、支店、代理店歳入代理店又は何国税局(又は何税務署)〕
上記の通り納付して下さい。	
何 年 何 月 何 日	
歳入徴収官	
何国税局長又は何税務署長官 氏 名 印	

領 收 済 通 知 書

第 何 号	(納 人)
何 年 度	住 所 氏 名
会 計 名	何 国 税 局 又 は 何 税 務 署
大 蔵 省 主 管	租 税 何 税 (目)
税 額	金 百 十 万 千 百 十 円
何 加 算 税 額	金
何 加 算 税 額	金
納付の目的 . . . 何年第何期分 何年何月何日領收 日本銀行何店 印	

国税徴収 国税徴収法施行細則

備考

- 一 用紙寸法は各片日本標準規格A6とし、輪廓寸法は各片縦百三十耗 横九十五耗とすること。
- 二 領收済通知書及び領收証書用紙の番号、年度、会計名、国税局又は税務署名、金額、科目及び納入(住所、氏名)はすべて納税告知書発行者において記載すること。
- 三 番号、年度及び金額は「アラビヤ」数字で明瞭に記載すること。
- 四 利子税額の計算の基礎となる税額が千円未満の場合は利子税額欄は抹消すること。
- 五 源泉徴収加算税額又は軽加算税額を徴収するときは、当該加算税額欄にそれぞれ「所得税法第五十七條第四項の規定による金額」又は「通行税法第十一條ノ三の規定による金額」と記載すること。なお表面余白に当該加算税額は別紙添付の納付書で納付する旨を記載すること。
- 六 国庫出納金等端数計算法施行令(昭和二十五年政令第七十七号)第三條により指定する国税を徴収するときは、利子税額欄中「十円」とあるのは「一円」と記載すること。

第二号書式(同上)

表面

(納 入)

何府県何郡市区何町村大字何番地

何 某 殿

何年何月何日

何国税局長(又は何税務署長) 官 氏 名 印

国税徴収 国税徴収法施行細則

備考

- 一 用紙寸法 縦百三十横九十五耗
- 二 加算税額又は利子税額を徴収しない国税については、加算税額欄又は利子税額欄を抹消すること。
- 三 延滞加算税額を徴収しない場合には裏面表題中「延滞加算税額納税告知書」及び延滞加算税額欄を抹消すること。

裏面

第 号 督促状、延滞加算税額納税告知書及び督促手数料納入告知書			
何年度	租 税	何 税 (目)	何 年 何 期 分
税 額			円
何 加 算 税 額			円
何 加 算 税 額			円
利 子 税 額	何税法第何條の規定による金額		
延滞加算税額	国税徴収法第九條の規定による金額		
督促手数料			10円
指定期限 何年何月何日			
何税額を上記の期限までに完納されないときは延滞加算税額を加算されます。			
納付場所 日本銀行何店又は何国税局(又は何税務署) 「又は日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は何国税局(又は何税務署)」			
上記の通り納付して下さい。			

領 收 済 通 知 書

第 何 号	(納 人)	
何 年 度	住 所	
会 計 名	氏 名	
大 蔵 省 主 管	雑 收 入	何 国 税 局 又 は 何 税 務 署
金	円	十 銭 手数料
		何 々
		計
何 年 何 月 何 日 領 收		
日本銀行何店團		

領 收 証 書

国税徴収 国税徴収法施行細則
第三号書式(同上)

第 何 号	(納 人)	
何 年 度	住 所	
会 計 名	氏 名	
大 蔵 省 主 管	雑 收 入	何 国 税 局 又 は 何 税 務 署
金	円	十 銭 手数料
		何 々
		計
何 年 何 月 何 日 領 收		
日本銀行何店團		

納付書

第何号	(納人)		
何年度	住所		
会計名	氏名		
大蔵省主管	雑収入	何国税局又は何税務署	
金	円 十 銭		手数料
			何々
			計
指定納期日	何年何月何日限		
納付場所	日本銀行何店、「日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店」		

備考

- 一 用紙寸法各片 縦百三十耗 横九十五耗 輪廓寸法適宜
- 二 領收済通知書及び領收証書用紙の番号、年度、会計名、国税局又は税務署名、及び納人(住所、氏名)は納付書作成のとき記載し、金額欄は、納付をなすとき、納人において記載すること。
- 三 番号、年度及び金額は「アラビヤ」数字で明瞭に記載すること。

領 收 済 通 知 書

第 何 号	(納 人)		
何 年 度	住 所		
会 計 名	氏 名		
大 蔵 省 主 管	租 税	何 税 (目)	何 国 税 局 又 は 何 税 務 署
税 額	金	十 万 千 百 十 円	
何 加 算 税 額	金		
何 加 算 税 額	金		
利 子 税 額	金		
延 滞 加 算 税 額	金		
納付の目的 何 年 第 何 期 分			
何 年 何 月 何 日 領 收			
日本銀行何店 圓			

領 收 証 書

国税徴収 国税徴収法施行細則
第四号書式(同上)

第 何 号	(納 人)		
何 年 度	住 所		
会 計 名	氏 名		
大 蔵 省 主 管	租 税	何 税 (目)	何 国 税 局 又 は 何 税 務 署
税 額	金	十 万 千 百 十 円	
何 加 算 税 額	金		
何 加 算 税 額	金		
利 子 税 額	金		
延 滞 加 算 税 額	金		
納付の目的 何 年 第 何 期 分			
何 年 何 月 何 日 領 收			
日本銀行何店 圓			

備考

- 一 用紙寸法は、各片日本標準規格A6とし、輪廓寸法は、各片縦百三十耗とすること。
- 二 納付書及び領收済通知書並びに領收証書用紙の番号、年度、会計名、国税局又は税務署名、金額、科目、納入（住所、氏名）はすべて納税者において記載すること。
- 三 番号、年度、及び金額は「アラビア」数字をもつて明瞭に記載すること。

納付書

第何号	(納人)		
何年度	住所		
会計名	氏名		
大蔵省主管	租税	何税(目)	何国税局又は何税務署
税額	金	十 万 千 百 十 円	
何加算税額	金		
何加算税額	金		
利子税額	金		
延滞加算税額	金		
納付の目的 何年第何期分			
指定期日 何月何日限			
納付場所 日本銀行何店、「日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店」			

国税徴収 国税徴収法施行細則

第五号書式(同上)

債権者		住所(又は居所)		債権者住所(又は居所)名		債務者住所(又は居所)名		差押債権の表示		滞納金額		滞納税額		滞納税額		滞納税額		滞納税額		滞納税額		滞納税額	
氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	目的、金額、その他重要な事項	年度	税目	納期	税額	内税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額

右債権者の滞納金額を徴収するため、前記の財産を差押えたから、何年何月何日まで本官に支拂い願います。この通知を受けた後債権者に対して支拂つても、その支拂は無効です。

右通知します。

何年何月何日 何国税局長(又は何税務署長)

何府県何郡市区何町村大字何番地 何 氏 名 印

備考 一 用紙寸法縦二百五十五耗 輪廓寸法縦二百二十耗
 二 債権者が官庁であるときは、その支出官の官氏名、法人であるときは、その名称を記入すること。
 三 債権の目的が金銭以外のものであるときは、その名称、数量その他重要な事項を明記すること。

第六号書式(同上)

何々権差押通知書

差押の表示		滞納金額		滞納税額		滞納税額		滞納税額		滞納税額		滞納税額		滞納税額		滞納税額		滞納税額		滞納税額		滞納税額	
名称、数量、性質、所在その他重要な事項	年度	税目	納期	税額	内税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額	何加算税額

右金額を徴収するため、前記の財産を差押える。

右通知する。

何年何月何日 何国税局長(又は何税務署長)

何府県何郡市区何町村大字何番地 何 氏 名 印

備考 用紙寸法縦二百五十五耗 輪廓寸法縦二百二十耗
 横百八十耗 横百五十五耗

国税徴収 国税徴収法施行細則

国税徴収 国税徴収法施行細則
第七号書式

抵当証券ノ目的タル抵当権設定財産差押公告

何府県何郡市何町村大字何々番地

滞納者 何 某

- 一 抵当証券ノ番号
 - 二 抵当権ノ目的タル差押財産ノ表示
 - 三 抵当権設定者ノ住所氏名
 - 四 抵当権ノ順位及登記ノ年月日
 - 五 債務者ノ住所氏名
 - 六 登記簿ニ表示シタル抵当権者ノ住所氏名
 - 七 登記所ノ表示
 - 八 証券作成ノ年月日
- 右何年度何税何期分滞納金何程督促手数料、延滞金及滞納処分費何程徴収ノ為何年何月何日前記財産差押ヘタルニ付国税徴収法施行規則第十二條第三項ニ依リ權利ヲ行使セムトスル者ハ速ニ当署ニ申出ツヘシ
右公告ス
- 何年何月何日
- 何国税局又ハ何税務署

第八号書式(昭和二十五年蔵令第十五号改正)

差押調書

滞納者 氏名	住所(又は居所)		滞納財産 の表示 (名称、数量、性質、所在その他重要な事項)	滞納 年度	納期	納金 額	内			利子税額	延滞加 算税額	督促手数料 滞納 処分費	
	税額	税何加算 額					税何加算 額	税何加算 額	法第何條に よる金額				法第九條 による金額
氏名	住所(又は居所)		滞納財産 の表示 (名称、数量、性質、所在その他重要な事項)	滞納 年度	納期	納金 額	税額	税何加算 額	税何加算 額	税何加算 額	利子税額	延滞加 算税額	督促手数料 滞納 処分費
氏名	住所(又は居所)			滞納 年度	納期	納金 額	税額	税何加算 額	税何加算 額	税何加算 額	利子税額	延滞加 算税額	督促手数料 滞納 処分費

右金額を徴収するため何年何月何日本人(又は本人不在につき何某)立会の上前記の財産を差押え、何年何月何日何処においてこの調書を作る。

何国税局(又は何税務署)
何府県何郡市何町村大字何番地 名 何
立会人 何 何

備考 一 用紙寸法各片縦二百五十五横百八十五 輪廓寸法縦二百二十横百五十五
二 滞納者又はその他の立会人をして差押財産の保管をさせるとき、又は立会人に本書の謄本を交付したときは、保管又は受領の旨を本書の末尾に記載させ、署名捺印を徴して、保管証又は受領証に代えることができる。

国税徴収 国税徴収法施行細則

第九号書式

抵当証券送付通知書

何府県何郡市何町村大字何々番地
滞納者(又ハ何々) 何 某

- 一 抵当証券ノ番号
- 二 売却シタル抵当権設定財産ノ表示
- 三 何年何月何日国税滞納処分ニ依リ売却
- 四 何年何月何日債務額全部交付済
右通知ス

何年何月何日

何国税局長又ハ何稅務署長

官 氏 名 印

何区裁判所(又ハ何区裁判所何出張所)宛

第十号書式

抵当証券送付通知書

何府県何郡市何町村大字何々番地
滞納者(又ハ何々) 何 某

- 一 抵当証券ノ番号
- 二 売却シタル抵当権設定財産ノ表示
- 三 何年何月何日国税滞納処分ニ依リ売却
- 四 何年何月何日債務額ノ内何程交付済(交付金額ナキトキハ其ノ旨)
右通知ス

尙抵当証券ハ記載ノ変更ヲ為シタル上当国税局(又ハ稅務署)ニ返付セラレタシ
何年何月何日

何国税局長又ハ何稅務署長

官 氏 名 印

何区裁判所(又ハ何区裁判所何出張所)宛

○差押禁止等関係法令(抄録)

(一) 差押禁止

○著作権法 (明治三二年三月四日法律第三九号)

第十七條 未タ発行又ハ興行セサル著作權ノ原本及其ノ著作權ハ債權者ノ為ニ差押ヲ受クルコトナシ但シ著作權者ニ於テ承諾ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

○商法 (明治三二年三月九日法律第四八号)

第六八九條 差押及ヒ仮差押ハ発航ノ準備ヲ終ハリタル船舶ニ対シテハ之ヲ為スコトヲ得ス但其船舶カ発航ヲ為ス為メニ生シタル債務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

○電信法 (明治三三年三月一日法律第五九号)

第十一條 電信若ハ電話専用ノ物件又ハ現ニ其ノ用ニ供スル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

○鉄道抵当法 (明治三八年三月一三日法律第五三号)

第四條 鉄道財団ハ所有權及抵当權以外ノ物權又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ス

鉄道財団ニ屬スルモノハ所有權以外ノ物權又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ得ス

鉄道財団ニ屬スヘキモノニシテ所有權以外ノ物權又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的タルトキ又ハ鉄道財

団ニ屬スヘキ不動産ニシテ賃借權ノ目的タルトキハ会社ハ鉄道財団ヲ設クルコトヲ得ス但シ不動産ニ關スル權利ニ付其ノ登記ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

○工場抵当法 (明治三八年三月一三日法律第五四号)

第七條 抵当權ノ目的タル土地又ハ建物ノ差押、仮差押又ハ仮処分ハ第二條ノ規定ニ依リテ抵当權ノ目的タル

物ニ及フ

第二條ノ規定ニ依リテ抵当權ノ目的タル物ハ土地又ハ建物ト共ニスルニ非サレハ差押、仮差押又ハ仮処分

ノ目的ト為スコトヲ得ス

第十三條 他人ノ權利ノ目的タルモノ又ハ差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的タルモノハ工場財団ニ屬セシムルコ

トヲ得ス

工場財団ニ屬スルモノハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利、差押、仮差押若ハ仮処分ノ目的ト為スコトヲ

得ス但シ抵当權者ノ同意ヲ得テ賃借ヲ為スハ此ノ限ニ在ラス

○鉱業抵当法 (明治三八年三月一三日法律第五五号)

第三條 鉱業財団ニ付テハ工場抵当法中工場財団ニ關スル規定ヲ準用ス

○軌道ノ抵当ニ關スル法律 (明治四二年四月一三日法律第二一八号)

第一條 軌道ノ抵当ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除外シテ外軌道抵当法ヲ準用ス

国税徴收 差押禁止等関係法令(抄録) 差押禁止

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 差押禁止

六八

○運河法 (大正二年四月九日法律第一六号)

第十三條 明治四十二年法律第二十八号ハ運河ノ抵当ニ之ヲ準用ス

○信託法 (大正一一年四月二一日法律第六二号)

第十六條 信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ対シ強制執行ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得ス

前項ノ規定ニ反シテ為シタル強制執行又ハ競売ニ対シテハ委託者、其相続人、受益者及受託者ハ異議ヲ主張スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民事訴訟法第五百四十九條ノ規定ヲ準用ス

○健康保険法 (大正一一年四月二二日法律第七〇号)

第六十八條 保険給付ヲ受クル権利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

○漁業財団抵当法 (大正一四年三月二八日法律第九号)

第六條 漁業財団ニ付テハ本法ニ規定スルモノ及罰則ヲ除クノ外工場抵当法中工場財団ニ関スル規定ヲ準用ス但シ工場抵当法第十七條及第四十五條ノ規定ノ準用ニ付テハ漁業権又ハ其ノ登録シタル賃借権ハ其ノ漁場ニ最モ近キ沿岸ノ属スル市町村又ハ之ニ相当スル行政区画、漁業ノ用ニ供スル登記シタル船舶ハ其ノ船籍港ヲ以テ其ノ所在地ト看做ス

○国民健康保険法 (昭和一三年四月一日法律第六〇号)

第六條 保険給付ヲ受クル権利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

○船員保険法 (昭和一四年四月六日法律第七三号)

第二十七條 保険給付ヲ受クル権利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

○厚生年金保険法 (昭和一六年三月二一日法律第六〇号)

第三十條 保険ノ給付ヲ受クル権利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

附則

第十二條(第一項略)

退職積立金及退職手当法ニ依リ積立テタル退職手当積立金及準備積立金ニ付テハ国税徴収法ニ依ル差押ヲ為スコトヲ得ス

○労働基準法 (昭和二年四月七日法律第四九号)

第八十三條 補償を受ける権利は、労働者退職によつて変更されることはない。補償を受ける権利は、これを讓渡し、又は差し押えてはならない。

○労働者災害補償保険法 (昭和二年四月七日法律第五〇号)

第二十一條 保険を受ける権利は、これを讓り渡し、又は差し押えることができない。

○失業手当法 (昭和二年二月二一日法律第一四五号)

第十四條 失業手当金の支給を受ける権利は、これを讓り渡し、又は差し押えることはできない。

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 差押禁止

六九

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 差押禁止

七〇

○失業保険法 (昭和二十二年二月一日法律第一四六号)

第二十五条 失業保険金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることはできない。

○未復員者給與法 (昭和二十二年二月法律第一八二号)

第八條の八 療養を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

○農業災害補償法 (昭和二十二年二月二五日法律第一八五号)

第八十九條 共済金の支拂を受ける権利はこれを譲り渡し、又は差し押えることができない。

○簡易生命保険法 (昭和二十四年五月一六日法律第六八号)

第四十九條 保険金、還付金又は剰余金を受け取るべき権利は、譲り渡すことができない。

第五十條 保険金又は還付金を受け取るべき権利は、差し押えることができない。

○郵便年金法 (昭和二十四年五月一六日法律第六九号)

第三十三條 年金、返還金又は剰余金を受け取るべき権利は、譲り渡すことができない。

○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令

(昭和二十四年八月一日政令第二九一号)

第八條 整理財産に属する債務の債権者は、当該債権につき相殺をなし、又は整理財産に属する資産に対して

強制執行、仮差押、仮処分若しくは競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売をすることができない。

○身体障害者福祉法 (昭和二十四年二月二六日法律第二八三号)

第四十五條 この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押えることができない。

○刑事補償法 (昭和二十五年一月一日法律第一号)

第二十二條 補償の請求権は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。補償拂渡の請求権も、同様である。

○生活保護法 (昭和二十五年五月法律第一四四号)

(差押禁止)

第五十八條 被保護者は、既に給與を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差し押えられることがない。

(譲渡禁止)

第五十九條 被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 差押禁止

七一

、国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 譲渡禁止

七二

(二) 譲渡禁止

○民法 (明治三十一年六月二十一日法律第九号)

第八百八十一條 扶養を受ける権利は、これを処分することができない。

○北海道旧土人保護法 (明治三十二年三月二日法律第二十七号)

第一條 北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一万五千坪以内ヲ限リ無償下付スルコトヲ得

第二條 前條ニ依リ下付シタル土地ノ所有權ハ左ノ制限ニ從フヘキモノトス

一 相續ニ因ルノ外讓渡スルコトヲ得ス

二 質權抵當權地上權又ハ永小作權ヲ設定スルコトヲ得ス

三 北海道庁長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ地役權ヲ設定スルコトヲ得ス

四 留置權、先取特權ノ目的トナルコトナシ

第三條ノ規定ニ依リ沒收ヲ受クルコトナキニ至リタル土地ニ付テハ前項ノ規定ハ之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テ讓渡又ハ物權ノ設定行為ハ北海道庁長官ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ但シ相續以外ノ原因ニ因ル所有權ノ移轉アリタル後ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

○昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク掠奪品ノ沒收及報告ニ関スル件 (昭和二十一年五月九日内務省令第二十五号)

第一條 本令ハ日本軍隊ノ占領セル地域ニ於テ法令ノ規定ニ依リタルト否トニ拘ラズ昭和十二年七月七日以降強制、沒收、剥奪又ハ掠奪ニ依リ取得セラレタル物ニシテ現ニ内地ニ存在スル一切ノモノヲ調査シ且之ヲ政府ニ於テ沒收スルヲ以テ其ノ目的トスル

第二條 第一條ニ規定スル物ヲ所有又ハ所持スルモノハ之ヲ完全ニ保全スルコトヲ要シ且之ヲ処分又ハ移轉スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ指示ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條ニ規定スル物ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ハ其ノ物ノ提出ヲ命ジ之ヲ沒收ス

前項ノ規定ニ依リ沒收シタル物ヲ保管スル者ハ正当ノ理由ナクシテ之ヲ処分又ハ移轉スルコトヲ得ズ

○閉鎖機關令 (昭和二十二年三月一日勅令第七四号)

第四條 何人も、指定日以後は、閉鎖機關の財産上の權利義務に変更を生ずべき行為をすることができない。但し、第十條第一項に規定する特殊清算人の職務の執行に係る行為については、この限りでない。

前項の規定に違反してなした行為は、これを無効とする。

○賠償充当設備等撤去令 (昭和二十二年二月二十九日政令第三一八号)

第四條 指定設備等の所有者又は占有者は、当該指定設備等を譲り渡し、賃貸し、担保権の目的とし、その他当該指定設備等に関しあらたな処分をしてはならない。

第七條 指定設備等の所有者又は占有者が占有していない場合には、占有者は、收用令書に記載する收用の時期(以下收用の時期という。)までに、当該指定設備等を主務大臣に引き渡さなければならない。

前項の規定は、当該指定設備等に関して強制執行手続、国税徴収法による強制徴収手続その他これらの手続に準ずるものが進行中であつても、その適用を妨げない。

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 譲渡禁止

七三

○電話加入権の取扱及び電話の譲渡禁止等に関する政令

第一條 政府の所有する電話施設として提供される電話の設備及びサービスについて昭和二十四年二月十五日政令第四八号)

以降にされた契約、合意、登録又は加入を利用者(利用しようとする者を含む)間において移転することは、禁止する。

第二條 政府の機関が昭和二十四年二月十五日以降において個人又は団体と締結した電話の設備及びサービスの提供についての契約は、当初契約をした個人又は団体と政府との間においてだけ有効とする。
前項の契約又はその契約に基き当初契約をした個人又は団体が有する権利は、他人に移転することができない。

第三條 昭和二十四年十二月十五日以降において政府の所有する電話施設として個人又は団体に提供される電話の設備及びサービスが同年二月十四日以前に存する権利に基かない場合においては、その個人又は団体がその電話の設備を使用してサービスの提供を受けることができるだけであつて、他に移転し、評価し、担保に供する等財産権として取り扱われるものではない。

第四條 第一條及び第二條の規定は、政府の所有する電話施設として提供される電話の設備又はサービスについて昭和二十四年二月十四日以前にされた契約、合意、登録又は加入を他人に移転する場合には、適用されない。

第五條 この政令は、個人又は団体が昭和二十四年二月十四日以前に設置され又は同日以前に存した権利に基き前項の電話の設備又はサービスに係る権利を放棄することを禁ずるものではない。
及びサービスの提供について政府の機関に申し込むことを妨げない。

前項の申込は、放棄された権利に基き電話の設備及びサービスが現に與えられていた場合に限り、優先的に受理されるものとする。

第六條 政府の所有する電話施設として電話の設備及びサービスの提供を受けている個人又は団体は、報酬を受けて、電話の設備及びサービスを他人に貸與し、他人に使用させ、その他処分してはならない。

前項の規定は、電話の設備及びサービスの提供を受ける権利を昭和二十四年二月十四日以前に生じた電話加入権と同時に、且つ、同一人に移転することを妨げるものではない。

(三) 譲渡制限

○商法 (明治三十二年三月九日法律第四八号)

(合名会社における社員の持分の譲渡)

第七十三條 社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非ザレバ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ズ

(合資会社における社員の持分の譲渡)

第一百五十四條 有限責任社員ハ無限責任社員ノ承諾アルトキハ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得持分ノ譲渡ニ伴ヒ定款ノ変更ヲ生ズルトキト雖モ亦同ジ

○狩猟法 (大正七年四月四日法律第三二号)

第十二條 学術研究又ハ有害鳥獸駆除ノ為其ノ他特別ノ事由ニ依リ主務大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ鳥獸ヲ捕獲シ又ハ鳥類ノ卵ヲ採取スルコトヲ得

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 譲渡制限

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 譲渡制限

(第二項略)

第十三條 前條第一項ノ規定ニ依リ捕獲シタル鳥獸又ハ採取シタル鳥類ノ卵ハ之ヲ譲渡シ又ハ譲受クルコトヲ得ス但シ市町村長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

○商標法 (大正十年四月三十日法律第九十九号)

第六條 商標ノ登録出願ヨリ生シタル権利ハ其ノ營業ト共ニスル場合ニ限り之ヲ移転スルコトヲ得

商標ノ登録出願ヨリ生シタル権利カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ其ノ持分ヲ譲渡スルコトヲ得ス

○瓦斯事業法 (大正一二年四月一〇日法律第四六号)

第十六條 瓦斯事業ノ譲渡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ瓦斯事業ヲ営ム会社ノ合併又ハ解散亦同シ

前項ノ規定ハ第十二條ノ四ノ会社(編註)瓦斯事業を営む会社)ガ瓦斯事業ヲ営マザル会社ヲ合併セントスル場合ニハ之ヲ適用セズ

○手形法 (昭和七年七月一五日法律第二〇号)

第十一條 為替手形ハ指図式ニテ振出サザルトキト雖モ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡スルコトヲ得

振出人ガ為替手形ニ「指図禁止」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルトキハ其ノ証券ハ指名債權ノ譲渡ニ関スル方式ニ從ヒ且其ノ効力ヲ以テノミ之ヲ譲渡スコトヲ得

第十五條 裏書人ハ反対ノ文言ナキ限り引受及支拂ヲ担保ス

裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ裏書人ハ手形ノ爾後ノ被裏書人ニ対シ担保ノ責ヲ負フコトナシ

○小切手法 (昭和八年七月二九日法律第五七号)

第十四條 記名式又ハ指図式ノ小切手ハ裏書ニ依リテ之ヲ譲渡スルコトヲ得

記名式小切手ニシテ「指図禁止」ノ文字又ハ之ト同一ノ意義ヲ有スル文言ヲ記載シタルモノハ指名債權ノ譲渡ニ関スル方式ニ從ヒ且其ノ効力ヲ以テノミ之ヲ譲渡スコトヲ得

第十八條 裏書人ハ反対ノ文言ナキ限り支拂ヲ担保ス

裏書人ハ新ナル裏書ヲ禁ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ裏書人ハ小切手ノ爾後ノ被裏書人ニ対シ担保ノ責ヲ負フコトナシ

○アルコール専売法 (昭和一二三年三月三一日法律第三二号)

第二十九條 アルコールハ政府ノ売渡シタルモノニ非ザレバ之ヲ所有シ、所持シ、譲渡シ、質入シ又ハ消費スルコトヲ得ズ但シ試験研究ノ為政府ノ許可ヲ得テ製造スル場合又ハアルコール製造者納付期日前若ハ正当ノ事由ニ因リ政府ノ遅延シタル場合ニ於テ所有又ハ所持スルハ此ノ限ニ在ラズ

○小運送業法 (昭和一二四年四月五日法律第四五号)

第七條 小運送業ノ譲渡又ハ小運送業ヲ営ム会社ノ合併若ハ解散ノ決議若ハ総社員ノ同意ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ相続人ガ被相続人ノ小運送業ヲ承継シタルトキハ相続人ハ小運送業ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ相続人ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ツベシ

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 譲渡制限

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 讓渡制限

七八

○日本発送電株式会社法 (昭和十三年四月六日法律第七七号)

第三十五條 日本発送電株式会社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ電力設備若ハ其ノ附属設備ヲ讓渡シ又ハ当該設備ヲ所有権以外ノ権利ノ目的ト為スコトヲ得ズ第二章ノ規定ニ依ル場合ヲ除キ電力設備又ハ其ノ附属設備ノ取得ニ付亦同ジ

○蚕糸業法 (昭和二十年二月二日法律第五七号)

第九條 蚕糸製造業者ハ自己ノ製造スル蚕種ニ関シ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県若ハ其ノ者ノ所属スル団体ノ検査ヲ受ケ又ハ自ら検査ヲ行フベシ

前項ノ規定ニ依リ蚕種業者ガ其ノ者ノ所属スル団体ノ検査ヲ受ケ又ハ自ら検査ヲ行ヒタル場合ニ於テ監督上必要アリト認ムルトキハ都道府県ハ更ニ検査ヲ行フコトヲ得

第一項ノ検査(前項ノ検査アリタル場合ニ於テハソノ検査)ニ合格シタル蚕種及其ノ蚕兒ニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ飼育スルコトヲ得ズ

第十三條 蚕種ノ輸出又ハ輸入ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

○蚕糸業法施行規則 (昭和二十年二月二八日農林省令第三一号)

第十九條 検査ニ不合格ト為リタル蚕兒又ハ繭ハ之ヲ蚕種製造ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第二十條 検査ニ合格シタル繭ヲ種繭トシテ讓渡ス者ハ讓受人ニ対シ別ニ定ムル様式ニ依ル種繭証明書ヲ交付スベシ

第二十五條(第二項) 容器ニ封緘証印又ハ封緘証紙ナキ蚕種ハ之ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ズ

第二十六條 都道府県又ハ所属団体ノ押捺シタル検査合格証印アル蚕種ヲ分割シテ讓渡セントスル者ハ都道府県又ハ当該所属団体ニ付左ノ手續ヲ為スベシ

- 一 框製又ハ平附蚕種ニ在リテハ其ノ台紙ノ裏面ニ截断セントスル部分ヲ区劃シテ各部ニ第二十二條各号ニ掲グル事項並ニ分割者ノ氏名又ハ名称及住所ヲ記載シ検査合格証印ノ押捺ヲ受クベシ
- 二 框製以外ノ一蛾別製又ハ散卵蚕種ニ在リテハ都道府県又ハ当該所属団体ニ於テ之ヲ分割シ各容器ノ表面ニ別ニ定ムル様式ニ依リ第二十二條各号ニ掲グル事項並ニ分割者ノ氏名又ハ名称及住所ヲ記載シ其ノ容器ニ検査合格証印ノ押捺及封緘証印ノ押捺又ハ封緘証紙ノ貼附ヲ受クベシ

○持株会社整理委員会令 (昭和二十二年四月九日勅令第二三三三号)

第十五條 讓受財産ノ対価ノ弁済ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外讓受財産ノ処分結了後整理委員会受領証書ノ所有者ニ対シ登録国債ヲ交付シテ之ヲ為ス

前項ノ国債ハ交付ノ日ヨリ十年以上ノ償還期限ヲ有スルコトヲ要ス

第一項ノ国債ノ交付價格ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十六條 前二條ノ規定ニ依リ登録国債ノ交付ヲ受ケタル者及其ノ一般承継人其ノ他整理委員会ノ指定スル者ハ整理委員会ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ讓渡シ又ハ債務ノ担保ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ為サレタル行為ハ之ヲ無効トス

(第三項略)

○郵便貯金法 (昭和二十二年一月三〇日法律第一四四号)

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 讓渡制限

七九

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 譲渡制限

八〇

第二十四條 (譲渡制限)郵便貯金又は保管証券に関する預金者の権利は左の場合を除いては、これを譲り渡すことができない。

- 一 親屬に譲り渡すとき
- 二 遺言によつて譲り渡すとき

○道路運送法 (昭和二十二年二月二六日法律第一九一号)

(事業の譲渡等)

第二十八條 自動車運送事業の譲渡は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自動車運送事業を経営する会社の合併又は解散に関する株主総会若しくは社員総会の決議若しくは総社員の同意は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

自動車運送事業を経営する会社の合併があつたときは、合併後存続する会社又は合併に因り設立された会社は、免許に基く権利義務を承継する。

自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、免許に基く権利義務を承継する。

自動車運送事業者は、主務大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

○漁業権等臨時措置法 (昭和二十三年二月二日法律第二二〇号)

第四條 漁業権は、都道府県知事の認可(地先水面専用の漁業権については、主務大臣の認可)を受けた場合を除き、譲渡又は抵当権(現に存する抵当権を除く)の目的となることができない。

○日本専売公社法 (昭和二十三年二月二〇日法律第二五五号)

第四十二條 公社は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その所有する重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

前項の重要な財産の範囲は、大蔵大臣が定める。

○日本国有鉄道法 (昭和二十三年二月二〇日法律二五六号)

第四十九條 日本国有鉄道は、法律に定める場合の外、営業線及これに準ずる重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供することができない。

○たばこ専売法 (昭和二十四年五月二八日法律第一二一号)

(所有等の制限)

第六十六條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉たばこ、公社の売り渡さない製造たばこ若しくは巻紙又は製造たばこの製造用器具機械を所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、正当の事由により、これを所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により没収する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を廃棄させ、又は自ら廃棄しその他必要な処分をすることができる。

○塩専売法 (昭和二十四年五月二八日法律第一二二号)

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 譲渡制限

八一

(所有等の制限)

第四十二條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、公社の売り渡した塩又はにがりでないれば、所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、正当の理由により所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により没収する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を公社の定めるところにより納付させることができる。この場合においては、他物を混和した塩又はにがりを除く外、第十五條第一項の規定を準用する。

(かん水の譲渡)

第四十三條 かん水は、塩又はにがりの製造者以外に譲り渡してはならない。但し、公社の許可を受けた場合においては、この限りでない。

2 かん水を塩及びにがりの製造用以外の用途に使用する場合は、公社の許可を受けなければならない。

3 公社は、塩の需給調整上特に必要があるときは、製造者に対し、かん水の譲渡先、用途並びに譲渡の数量、時期及び場所を指示することができる。

4 公社は、かん水の譲渡価格を制限することができる。

〇しよ、脳専売法 (昭和二四年五月二八日法律第一一三号)

(所有等の制限)

第十八條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、公社の売り渡した粗製しよ、脳若しくはしよ、脳原油、公社の売り渡したこれらの物から製造した精製しよ、脳、再製しよ、脳若しくは精油又はこ

れらの物を加工した物以外のしよ、脳又はしよ、脳油を所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し正当の事由により、所有し、又は所持する場合は、この限りでない。

2 この法律により没収する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を公社の定めるところにより納付させることができる。この場合においては、他物を混和したしよ、脳又はしよ、脳油を除く外、第十二條第一項の規定を準用する。

〇海上運送法 (昭和二四年六月法律第一八七号)

(船舶譲受の許可)

第四十四條の二 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者の所有する船舶の譲受又は借受をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可の申請が、その許可によつて船腹の供給が必要に対し著しく過剰にならず、且つ、海運の振興に著しく支障を及ぼすことにならない限り、これを許可しなければならない。

(船舶の譲渡等の許可)

第四十四條の三 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、その所有する船舶を、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者に譲渡又は貸渡をしようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可の申請が、その許可によつて船腹の供給が必要に対し著しく不足にならず、且つ、海運の振興に著しく支障を及ぼすことにならない限り、これを許可しなければならない。

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 譲渡制限

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 譲渡制限

八四

3 第一項の規定により許可を受けた者は、航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)第二條の規定による運輸大臣の許可を要しない。

○海上運送法施行規則 (昭和二十四年八月運輸省令第四九号)

(船舶の譲渡等の許可申請)

第四十五條 法第四十四條の二第一項の規定により船舶の譲受又は借受の許可を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した船舶譲受(借受)許可申請書二通を運輸大臣に提出するものとする。

- 一 譲受(借受)人及び譲渡(貸渡)人の住所及び氏名並びに譲渡(貸渡)人の国籍
 - 二 譲受(借受)人が法人の場合は役員の氏名
 - 三 譲受(借受)をしようとする船舶の明細(第九号様式による。)
 - 四 譲受価格又は借受料
 - 五 譲受の時期又は借受の期間
 - 六 譲受(借受)に要する資金の調達方法
 - 七 譲受(借受)を必要とする理由
 - 八 譲受(借受)をしようとする船舶を改造しようとする場合はその概要
 - 九 譲受(借受)人が法人の場合は会社の解散の制限等の件(昭和二十年勅令第六百五十七号)の規定による制限会社であるかどうかの別
- 2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 譲受(借受)契約書の写

二 譲受価格算出基礎説明書又は借受料算出基礎説明書

三 譲受(借受)人が法人の場合はその定款並びに最近の財産目録、損益計算書及び貸借対照表

(船舶の譲渡等の許可申請)

第四十六條 法第四十四條の三第一項の規定により船舶の譲渡又は貸渡の許可を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した船舶譲渡(貸渡)許可申請書二通を運輸大臣に提出するものとする。

- 一 譲渡(貸渡)人及び譲受(借受)人の住所及び氏名並びに譲受(借受)人の国籍
 - 二 譲渡(貸渡)人が法人である場合は役員の氏名
 - 三 譲渡(貸渡)しようとする船舶の明細(第九号様式による。)
 - 四 譲渡価格又は貸渡料
 - 五 譲渡の時期又は貸渡の期間
 - 六 譲渡(貸渡)を必要とする理由
 - 七 登記又は登録をまつ消した船舶であるかどうかの別
 - 八 譲渡(貸渡)人が法人の場合は会社の解散の制限等の件の規定による制限会社であるかどうかの別
- 2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 譲渡(貸渡)契約書の写
 - 二 譲渡価格算出基礎説明書又は貸渡料算出基礎説明書
 - 三 譲渡(貸渡)人が法人の場合はその定款並びに最近の財産目録、損益計算書及び貸借対照表

○通運事業法 (昭和二十四年二月七日法律第二四一号)

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 譲渡制限

八五

第七條 通運事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

○肥料取締法 (昭和二五年五月一日法律第二二七号)

(譲渡の禁止)

第十九條 生産業者、輸入業者又は販売業者は、普通肥料については、登録又は仮登録を受けており、且つ、保証票が附されているものでなければ、これを譲り渡してはならない。

2 生産業者又は輸入業者が、第六條の規定により登録又は仮登録の申請をした普通肥料であつて主成分の含有量が公定規格に達せず、又は公定規格の定がある類似する種類の肥料の品質に達しないものについて、省令で定める手続に従い、農林大臣の許可を受けた場合は、生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の規定にかかわらず、登録又は仮登録を受けていない普通肥料であつても、これを譲り渡すことが出来る。

3 農林大臣は、前項の規定による許可の申請があつたときは、当該普通肥料が植物に有害である場合又は当該普通肥料の主成分の含有量が公定規格の半ばに達せず、若しくは公定規格の定めがある類似する種類の肥料の品質の半ばに達しない場合を除いて、その申請の日から五十日以内に前項の規定による許可をしなければならぬ。

4 第二項の許可を受けた生産業者又は輸入業者は、省令の定めるところにより、当該普通肥料の容器又は包装の外部に、第十七條第二号から第七号までに掲げる事項及び規格外肥料保証票という文字を記載した規格外肥料保証票を附さなければならない。

5 天災地変により肥料が登録証又は仮登録証に記載された規格を下廻つた場合及び省令で定める止むを得ない事由が発生した場合において、命令の定めるところにより、農林大臣又は都道府県知事の許可を受けたとき

は、生産業者、輸入業者又は販売業者は、第一項の規定にかかわらず、普通肥料を譲り渡すことができる。

○漁港法 (昭和二五年五月法律第一三七号)

(漁港施設の処分の制限)

第三十七條 漁港施設の所有者又は占有者は、農林大臣の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。但し、漁港修築計画又は漁港管理計画若しくは漁港管理規程によつてする場合には、この限りでない。

2 農林大臣は、漁港の保全上必要があると認める場合には、第一項の規定に違反した者に対し、原状回復を命ずることができる。

3 前項の規定による原状回復に要する費用は、当該違反者の負担とする。

○火薬類取締法 (昭和二五年五月法律第一四九号)

(譲渡又は譲受の許可)

第十七條 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとするものは、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。

二 販売業者が、火薬類を譲り渡し、又は譲り受けるとき。

三 狩猟法(大正七年法律第三十二号)第三條の規定による狩猟免許を受けた者又は同法第十二條第一項の規定による鳥獸を捕獲することの許可を受けたものであつて装薬銃を使用するものが、鳥獸を捕獲する目的で通商産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。

国税徴収 差押禁止等関係法令(抄録) 譲渡制限

国税徴収 国税の延滞金等の特例に関する法律

- 四 鉱業法(明治三十八年法律第四十五号)により鉱物の試掘又は採掘をするものが、通商産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
- 五 第二十四條第二項の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。
- 六 法令に基きその事務又は事業の為に火薬類を消費するものが、その目的で火薬類を譲り受けるとき。
- 七 都道府県知事は、譲渡又は譲受の目的が明らかでないときその他譲渡又は譲受が、公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。
- 八 都道府県知事が、第一項の許可をしたときは、譲渡許可証又は譲受許可証を交付しなければならない。
- 九 製造業者又は販売業者は、譲受人が第一項各号の一に該当することを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を呈示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。

○国税の延滞金等の特例に関する法律

(昭和二十五年三月三十一日法律第七十八号)

(延滞金の特例)

- 延滞金 第一條 国税徴収法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十九号)による改正前の国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第九條第三項、所得税法の一部を改正する等の法律(昭和二十三年法律第七号)第五十二條又は国税徴収法の一部を改正する法律附則第三項の規定により徴収した、又は徴収する延滞金で昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間に対応するものについては、同項の規定にかかわらず、その計算の基礎となる税金額に対し当該税金額百円につき一日八銭の割合を乗じて計算した金額による。
- 2 前項の規定は、同項に規定する延滞金でその計算の基礎となる税金額に対し当該税金額百円につき一日八

銭未満の金額の割合を乗じて計算する例となつていないものについては、適用しない。

(加算税の特例)

- 加算税 第二條 所得税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十一号)による改正前の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第五十五條若しくは第五十六條、所得税法の一部を改正する法律附則第十四項若しくは第十六項、法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十二号)による改正前の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第四十二條、法人税法の一部を改正する法律附則第十項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)附則第十四項、通行税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十六号)による改正前の通行税法(昭和十五年法律第四十三号)第十一條ノ二又は通行税法の一部を改正する法律附則第三項の規定により納付した、若しくは徴収した税額又は納付し、若しくは徴収する税額で昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間に対応するものについては、これらの規定にかかわらず、その計算の基礎となる税額に対し当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額による。

- 2 非戦災者特別税法(昭和二十二年法律第四十三号)第四十條若しくは旧有価証券移転税法(昭和十二年法律第七号)第十三條ノ二(有価証券移転税法を廃止する法律(昭和二十五年法律第七十五号)附則第二項の規定により同條の例による場合を含む。)の規定又は旧取引高税法(昭和二十三年法律第八号)第二十八條の規定の例により納付した、若しくは徴収した税額又は納付し、若しくは徴収する税額で昭和二十五年一月一日以後の期間に対応するものについては、これらの規定にかかわらず、その計算の基礎となる税額に対し当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額による。

国税徴収 国税の延滞金等の特例に関する法律

国税徴収 国税の延滞金等の特例に関する法律

九〇

(還付加算金の特例)

還付加算金

第三條 昭和二十五年三月三十一日以前に納付した、又は徴収した第一條第一項又は前條に規定する延滞金又は税額のうち前二條の規定により過納となつた部分の金額について、その還付の請求がこの法律施行の日から三月を経過した日以後になされた場合においては、当該過納金に係る還付加算金の計算の基礎となる期間は、国税徴収法第三十一條ノ六第一項(国税徴収法の一部を改正する法律附則第十項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、この法律施行の日から三月を経過した日から当該還付の請求がなされた日までの期間を除いた期間による。

附則

- 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 2 この法律施行後において納付し、又は徴収する第一條第一項又は第二條に規定する延滞金又は税額のうち、これらの規定の適用をうける部分の金額については、この法律施行前になされた督促に係る督促状に記載された当該延滞金の金額又はこの法律施行前に告知された当該税額は、これらの規定により計算した金額によつて改訂されたものとみなす。

3 所得税法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「適用する。」を「適用する。この場合において、同條の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額の計算の基礎となる所得税について、この法律施行前に告知又は督促がなされているときは、当該告知又は督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。附則第十七項中「適用する。」を「適用する。この場合において、同項の規定により納付すべき利子税額の計算の基礎となる所得税について、この法律施行前に督促がなされているときは、当該督促は当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

す。」に改める。

4 法人税法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「適用する。」を「適用する。この場合において、同條の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額の計算の基礎となる法人税について、この法律施行前に告知又は督促がなされているときは、当該告知又は督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

5 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「適用する。」を「適用する。この場合において同條の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額の計算の基礎となる税額について、この法律施行前に告知又は督促がなされているときは、当該告知又は督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

附則第十六項中「適用する。」を「適用する。この場合において、同項の規定により納付すべき利子税額の計算の基礎となる税額について、この法律施行前に督促がなされているときは、当該督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

6 通行税法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四項中「適用する。」を「適用する。この場合において、同項の規定により納付すべき利子税額の計算の基礎となる通行税について、この法律施行前に督促がなされているときは、当該督促は、当該利子税額についてもなされたものとみなす。」に改める。

国税徴収 国税の延滞金等の特例に関する法律

九一

(二) 收 納

○国庫出納金等端数計算法

(昭和二十五年三月三十一日法律第六十一号)

通則

第一條 国、法令による公団、連合国軍人等住宅公社、日本専売公社、日本国有鉄道、復興金融庫、国民金融公庫、住宅金融公庫、船舶運営会、商船管理委員会、株式会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会、証券処理調整協議会、地方公共団体及び政令で指定する公共組合(以下「国及び公団等」という。)が収納し、若しくは支拂う金額又は国税若しくは地方税の課税標準額についての端数計算は、この法律の定めるところによる。

2 他の法令中の端数計算に関する規定がこの法律の規定に矛盾し、又はこれに抵触する場合には、この法律の規定が優先する。

全額収納又は全額支拂

分割収納又は分割支拂

第二條 国及び公団等が一時に収納し、又は支拂う場合において、その収入金又は支拂金の金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。

2 前項の場合において、国及び公団等の収入金の金額が一円未満であるときは、その全額を切り捨て、支拂金の金額が一円未満であるときは、その金額を一円として計算する。

3 国及び公団等相互の間又は国若しくは地方公共団体の組織相互の間において支拂う金額の全額が、円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その全額を切り捨てる。

第三條 国及び公団等が分割して収納し、又は支拂う金額を計算する場合には、その総額について、前條の規定を準用してこれを計算した後、分割金額を算出する。

精算金額の端数計算

国税収入金等の端数の特例

2 前項の規定により算出した分割金額に一円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその分割金額の全額は、すべて最初に収納する金額又は支拂う金額に合算するものとする。

第四條 第二條の規定は、国及び公団等が概算拂若しくは前金拂をし、又は受けた場合における精算金額の算定について準用する。

第五條 国税又は地方税の課税標準額を算定する場合において、その課税標準額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令をもつて指定する国税又は地方税の課税標準額については、前項の規定にかかわらず、その課税標準額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第六條 国税又は地方税を一時に収納する場合において、その収入金の金額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が十円未満であるときは、第二條の規定にかかわらず、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 政令をもつて指定する国税又は地方税を一時に収納する場合には、第二條及び前項の規定にかかわらず、その収入金の金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第三條の規定は、国税又は地方税を分割して収納する場合における分割金額の計算について準用する。この場合において、当該国税又は地方税が政令をもつて指定する国税又は地方税以外の国税又は地方税であるときは、第三條第一項中「前條」とあるのは「第六條第一項」と、同條第二項中「一円」とあるのは「十円」と読み替え、当該国税又は地方税が政令をもつて指定する国税又は地方税であるときは、第三條第一項中「前條」と

国税徴収 国庫出納金等端数計算法

国税徴収 国庫出納金等端数計算法

あるのは「第六條第二項」と読み替えるものとする。

適用除外

4 国税又は地方税の還付金の金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、第二條の規定にかかわらず、その端数金額又はその全額を一円として計算する。

第七條 この法律は、第二項及び第三項の規定に該当する場合を除き、左の各号に掲げるものについては適用しない。

- 一 外国為替等(外国為替、外国通貨並びに外国通貨をもつて表示する証券(財産権を証する証書及び帳簿を含む。))及び債権をいう。)を基礎とする収入金又は支拂金
- 二 郵便切手をもつて納付する郵便料金
- 三 欠損補てん金
- 四 没入金、没収金、犯罪に基く追徴金又は法令により当然国庫に帰属する収入金
- 五 国債証券に対する利子
- 六 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八條、第九條、第十條及び附則第二項の規定による遅延利息
- 七 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一條第三項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十二條第三項、厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十一條第五項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十二條本文及び失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第三十六條の規定により徴収する延滞金
- 八 地方公共団体等の収入金で法令により当然これらの団体に帰属するもの
- 九 前各号に掲げるものの外政令で指定するもの

- 2 前項第一号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げるもの(第六号に掲げるものについては、当該各規定によりその額について特に定められたものに限る。)について収納し、又は支拂う場合において、その金額に一銭未満の端数があるとき、又はその全額が一銭未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 第一項第四号に掲げるものを収納する場合において、その金額に一円未満の端数があるとき、又は、その全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、大蔵省令で定めるところにより、出納官吏に一時保管させることができる。

附則

- 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 2 国庫出納金端数計算法(大正五年法律第二号)は、廃止する。
- 3 この法律施行前に、国及び公団等が納入の告知をなしたものに係る収納又は支拂義務の確定したものに係る支拂については、なお従前の例による。

○国庫出納金等端数計算法施行令

(昭和二十五年四月一日政令第七十七号)

内閣は、国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)第一條第一項、第五條第二項、第六條第二項及び第三項並びに第七條第一項第九号の規定に基き、この政令を制定する。

第一條 国庫出納金等端数計算法(以下「法」という。)第一條第一項に規定する公共組合は、左に掲げるものとする。

- 一 土地改良区及び同連合

国税徴収 国庫出納金等端数計算法施行令

国税徴収 国庫出納金等端数計算法施行令

- 二 普通水利組合及び同連合
- 三 水害予防組合及び同連合
- 四 北海道土功組合
- 五 耕地整理組合及び同連合
- 六 土地区画整理組合
- 七 健康保険組合

第二條 法第五條第二項に規定する国税は、左に掲げるものとする。

- 一 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第三十七條及び第三十八條第一項並びに第四十條から第四十二條までの規定により徴収する所得税

二 通行税

- 三 入場税
- 四 広告税
- 五 馬券税
- 六 揮毫油税
- 七 法施行前に申告があつた所得税及び相続税並びに法施行前に終了した事業年度分に係る法人税
- 八 法施行前に徴収を猶予した又は延納を許可した国税

2 法第五條第二項に規定する地方税は、左に掲げるものとする。

- 一 入場税
- 二 遊興飲食税

- 三 市町村民税
- 四 電気ガス税
- 五 木材引取税
- 六 広告税
- 七 前各号に掲げるものの外地方公共団体が條例で指定する地方税

第三條 法第六條第二項及び第三項に規定する国税は、左に掲げるものとする。

- 一 所得税法第三十七條及び第三十八條第一項並びに第四十條から第四十二條までの規定により徴収する所得

得税

- 二 通行税
- 三 入場税
- 四 広告税
- 五 馬券税
- 六 揮毫油税
- 七 法施行前に申告があつた所得税及び相続税並びに法施行前に終了する事業年度分に係る法人税
- 八 法施行前に徴収を猶予した又は延納を許可した国税

2 法第六條第二項及び第三項に規定する地方税は、左に掲げるものとする。

- 一 入場税
- 二 遊興飲食税
- 三 電気ガス税

国税徴収 国庫出納金等端数計算法施行令

- 四 木材引取税
- 五 広告税
- 六 入場税

七 前各号に掲げるものの外地方公共団体が條例で指定する地方税

第四條

法第七條第一項第九号に規定するものは、左に掲げるものとする。

- 一 通貨をもつて納付する郵便料金
- 二 郵便切手、郵便はがき、収入印紙及び封かん紙の売さばき代金
- 三 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号)第六十七條及び郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)第六十五條に規定する料金
- 四 郵便為替の為替金、郵便貯金及び郵便振替貯金の受入金及び支拂金
- 五 郵便貯金及び郵便振替貯金の利子
- 六 郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律(昭和二十四年法律第九十四号)第一條に規定する証券の売却代金
- 七 簡易生命保険契約及び郵便年金契約による収入金及び支拂金
- 八 法令の規定により繰入又は納付する剰余金及び益金
- 九 供託金及び保管金
- 十 法施行前に貸し付けた貸付金の回收金
- 十一 法施行前に発行した又は発行すべきであつた国債及び地方債の元金
- 十二 国債及び地方債の利子(法第七條第一項第五号に掲げるものを除く。)

- 十三 法施行前に借り入れた国及び公団等(法第一條第一項に規定する国及び公団等をいう。)の借入金及び一時借入金の元金及び利子
- 十四 自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第十六條の規定による農地の売拂代金
- 十五 国債規則(大正十一年大藏省令第三十一号)第十四條、第十五條及び第二十八條の規定による納付金の受入又は拂戻
- 十六 会社その他の法人に対する出資等の権利に基く償還金及び利子並びにこれらの権利に基く利益、剰余金及び利息の配当金
- 十七 印紙税、登録税及び戦時補償特別税
- 十八 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三十一條ノ六に規定する還付加算金

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 左に掲げる命令は、廃止する。
 公共団体ノ収入及仕拂ニ関シ国庫出納金端数計算法準用ノ件(大正五年勅令第二百九号)
 経理事務ノ簡捷ヲ図ル為錢位未滿ノ国庫金ニ付特別ノ取扱ヲ為スノ件(昭和十八年勅令第三百二十一号)

○日本銀行国庫金取扱規程 (昭和二十二年九月二十七日大藏省令第九十三号)

改正 昭和二三年藏令三四号、同二五年藏令一二号、同年藏令二九号、同年藏令七二号

第一章 総則

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

目的

第一條 日本銀行は、この省令の定めるところにより国庫金の出納並びに政府預金に関する事務を取り扱わなければならない。

本店、支店及び代理店

第二條 日本銀行は、その本店、支店及び代理店をして国庫金の出納を取り扱わせなければならない。前項の代理店は、日本銀行が、大蔵大臣の認可を経て、これを定めなければならない。

統轄店

第三條 日本銀行は、地方に統轄店を設け、その所屬店における国庫金出納の事務を統轄しなければならない。

前項の統轄店及びその所屬店は、日本銀行が、大蔵大臣の認可を経て、これを定めなければならない。

国庫金出納の区分

第四條 日本銀行は、左の区分により国庫金の現金又は振替による出納を取り扱わなければならない。

- 一 歳入金
- 二 歳出金
- 三 預託金
- 四 預金部預金
- 五 その他の国庫金

政府預金の区分整理

第五條 日本銀行は、その本店に当座預金勘定、別口預金勘定及び指定預金勘定において、政府預金を区分整理しなければならない。

当座預金勘定

第六條 当座預金勘定は、日本銀行において取り扱う国庫金で現金による受拂を整理すべき勘定とする。

別口預金勘定

第七條 別口預金勘定は、大蔵大臣の定める種別に属する現金の受入による預金の受拂を整理すべき勘定とする。

指定預金勘定

第八條 指定預金勘定は、大蔵大臣において特別の条件を指定した預金の受拂を整理すべき勘定とする。

当座預金勘定の經由

第九條 前二條の預金の受拂及びその預金相互間の組替は、別に定める場合を除くの外、すべて当座預金勘定を經由しなければならない。

指定預金の利子営業時間

第十條 指定預金勘定に属する預金には、大蔵大臣の指定する条件中に定める利子を附さなければならない。

手続規定の委任事項

第十一條 日本銀行は、国庫金の出納に關し臨時至急を要するときは、各庁の請求により営業時間外であつても、その取扱をしなければならない。

取扱事務の特例

第十二條 日本銀行の取り扱う国庫金で各店間に振替受拂を要するもの並びに第三十條の規定による送金及び振込を要するものの取扱手続については、この省令に定めるものを除くの外、日本銀行は大蔵大臣の認可を経て、これを定めなければならない。

取扱事務の特例

第十三條 日本銀行の事務取扱で、特別の事由によりこの省令により難いものについては、特例を設けることができる。

第二章 歳入金

歳入金の領收

第十四條 日本銀行(本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。)は、納入者から納税告知書、納入告知書(電気通信事業特別会計の歳入徴収官の発行したものを除く。以下同じ。)又は納付書を添え、現金の納付を受けたときは、これを領收し、領收証書を納入者に交付し、領收済通知書はこれを歳入徴収官に送付しなければならない。

同

第十五條 日本銀行は、出納官吏から現金拂込書(電気通信官署の出納官吏の拂込によるものを除く。以下同じ。)とともに現金の拂込を受けたとき又は徴收義務者から国庫金の納付書に計算書を添え現金の納付を受けたときは、これを領收し、領收証書を拂込者又は納入者に交付するとともに、領收済通知書及び徴收義務者の提出した計算書を歳入徴収官に送付しなければならない。

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

振替受拂

第十六條 日本銀行は、支出官又は出納官吏から歳入に振替の国庫金振替書の交付を受けたときは、振替受拂の手續をし、第一号書式の振替済書を支出官又は出納官吏に送付し、第二号書式の振替済通知書を歳入徴収官に送付しなければならない。

前項の場合において、その国庫金振替書が、支出官事務規程第二十九條乃至第三十二條の規定によるものであるときは、支出官に送付する振替済書及び歳入徴収官に送付する振替済通知書には、その表面余白に「国庫納金」、「健康保険料被保険者負担金」、「船員保険料被保険者負担金」、「厚生年金保険料被保険者負担金」、「失業保険料被保険者負担金」、「国家公務員有料宿舎使用料」、「還付加算金充当金」又は「相殺額」の印をおすものとする。

第一項の場合において、その国庫金振替書が、支出官事務規程第三十三條の規程によるものであるときは、第一項の規程により歳入徴収官に送付する振替済通知書に支出官の提出した計算書を添付しなければならない。

前二項の規定は、第一項の国庫金振替書が出納官吏事務規程第三十五條の規定によるものである場合に、これを準用する。

受入期限後の受入

第十七條 日本銀行は、毎年度所属歳入金の受入をなすことができる期間経過後、納入者から当該年度の記載のある納税告知書又は納付書を添え、現金の納付を受けたときは、現年度の歳入としてこれを領收し、納税告知書、納入告知書、納付書、領收証書又は領收済通知書に現年度の印をおし、第十四條の手續をしなければならない。

同

第十八條 日本銀行は、毎年度所属歳入金の受入をなすことができる期間経過後、出納官吏から現金拂込書とともに現金の拂込を受けたときは、現年度の歳入としてこれを領收し、現金拂込書、領收証書又は領收済通知書に現年度の印をおし、第十五條の手續をしなければならない。

戻入期限後の戻入

第十九條 日本銀行は、毎年度所属歳出金の返納金を戻入することができる期間経過後、返納者から当該年度の記載のある返納告知書を添え、現金の納付を受けたときは、現年度の歳入としてこれを領收し、返納告知書及び領收証書に現年度歳入の印をおし、領收証書を納入者に交付し、その旨を支出官及び歳入徴収官に通知しなければならない。

前項の規定は、日本銀行が、毎年度所属歳出金の返納金を戻入することができる期間経過後、出納官吏から当該年度の記載のある返納告知書を添え、国庫金振替書の交付を受け当該年度の歳出金に振替受入の請求を受けた場合に、これを準用する。

支拂未済繰越金の組入

第二十條 日本銀行統轄店は、自店及びその所属店の取扱に係る歳出支拂未済繰越金の中で、振出日附から一年を経過した小切手の金額に相当するものを、毎月その期間満了の日の属する年度の歳入に組み入れ、翌月七日までに第三号書式の未済繰越金歳入組入報告書を歳入徴収官に提出しなければならない。

第二十一條 日本銀行統轄店は、自店及び所属店の取扱に係る納税告知書、納入告知書、納付書、現金拂込書、その他の証憑書類を、年度、会計、所管庁、取扱庁別に区分し、一月分をとりまとめ合計書を調製しともに保存しなければならない。

支拂計画又は前年度開始前支拂の通知

第二十二條 日本銀行において支拂計画通知書又は年度開始前支出の通知書を受けたときは、その金額を支拂計画帳に記入するため必要な手續をしなければならない。

第二十三條 日本銀行は、支出官の振り出した小切手の呈示を受けたときは、左の事項を調査し、その支拂をしなければならない。

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

- 一 小切手は合式であるか
 - 二 小切手はその振出日附から一年を経過したものでないか
 - 三 小切手の券面金額は支拂計画帳における支拂計画各項の残高に超過することがないか
- 前項の小切手が振出日附後一年を経過したものであるときは、その小切手の余白に支拂期間経過の旨を記入し、これを呈示した者に返付しなければならない。

国庫金振替書による振替

第二十四條 日本銀行は、支出官から国庫金振替書の交付を受けたときは、前條第一項に準じ調査し、その国庫金振替書に指定の通り振替の手続をし、振替済書を支出官に交付し振替済通知書はこれを振替を受ける官吏又は官庁に送付しなければならない。

戻入期間内の戻入

第二十五條 日本銀行は、毎年度所属歳出金の返納金を戻入することができる期間内に、返納者から返納告知書を添え、現金の納付を受けたときは、これを領收し領收証書を返納者に交付しなければならない。前項の場合において、日本銀行は、毎年度所属歳出金の返納金を戻入することができる期間内に出納官吏から返納告知書を添え国庫金振替書の交付を受け、歳出金に戻入の請求を受けたときは、振替受入の手続をし、振替済書とその出納官吏に交付しなければならない。

日本銀行は、前二項の場合において、自店が返納告知書を発した支出官の取引店である場合は、返納金額に相当する金額を返納金の戻入として記入の手続をし、領收済通知書又は振替済通知書を支出官に送付し、他店がその支出官の取引店である場合には、領收済通知書又は国庫金振替書(受入書)を添えその旨をその取引店に通知しなければならない。但し、その告知書又は国庫金振替書に電信戻入を要する旨の記載のあるときは、電信でその通知をするものとする。

前項の通知を受けた日本銀行は、その金額を返納金の戻入として記入の手続をし、領收済通知書又は振替

小切手振出通知書の利用
未済の繰越

済通知書を支出官に送付しなければならない。

第二十六條 日本銀行は、支出官から支出官事務規程第十四條の規定による小切手振出済通知書の送付を受けたときは、小切手支拂未済額の調査に利用しなければならない。

第二十七條 日本銀行は、支出官の振り出した小切手で、毎年度所属歳出金の支拂をすることができる期間内に、支拂を終らないものの金額を、小切手振出済通知書により算出し、所属店はその金額を所轄統轄店に報告しなければならない。

統轄店は、前項の規定により自店及びその所属店において算出した金額を翌年度へ繰越整理するため、前年度所属歳出金として拂い出し、これを歳出支拂未済繰越金として振替受入の整理をしなければならない。

第二十八條 日本銀行は、前條の手続をした後、前年度所属に係る小切手に対し支拂をする場合においては、統轄店は前條の歳出支拂未済繰越金から、所属店は支拂計画額から拂い出さなければならない。

前項の規定により代理店において支拂計画額から拂い出した金額は、所轄統轄店において歳出支拂未済繰越金から拂い出さなければならない。

第二十九條 第二十七條の歳出支拂未済繰越金で、第二十條の規定により歳入に組入の手続をするものについては、小切手振出済通知書により日本銀行統轄店においてその拂出の手続をしなければならない。

国庫金送金請求書による
拂出

第三十條 日本銀行は、支出官事務規程第十五條、第二十條、第二十一條又は第二十三條の規定により、支出官から国庫金送金請求書、国庫金銀行振込請求書又は外国送金請求書を添え小切手の交付を受けたときは、領收証書を支出官に交付し、その金額を歳出金として拂い出し、その送金又は振込の手続をしなければならない。但し、電信送金を要する旨の記載があるときは、電信でその手続をしなければならない。

外国にあ

第三十一條 日本銀行は、前條の規定により外国に在る受取人に送金の手続をする場合において、その交付を

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

受けた資金が送金額に不足を生ずるときは、不足額補填のため資金の交付を受けこれを補填し、その旨を大蔵大臣に通知し、送金額に過剰を生じたときは、第四号書式の現金拂込書を添え現金を歳入に納付する手続をしなければならない。

国庫金振替書による振替

第三十二條 日本銀行は、支出官から支出官事務規程第三十四條第一項の規定による国庫金振替書の交付を受け、第二十四條の手続をする場合において、他店がその出納官吏の預託金取扱店である場合には、振替済通知書を添え、その旨をその取扱店に通知し、振替済書を支出官に交付しなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

前項の通知を受けた日本銀行は、その出納官吏の預託金に振替受入の手続をし、振替済通知書とその出納官吏に送付しなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第三十三條 日本銀行は、支出官事務規程第四十條の規定により支出官から返納告知書を受けたときは、その告知書を添え返納の手続をしなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第三十四條 日本銀行は、第三十條の規定により交付を受けた資金の中で、交付を受けた日附から一年を経過しまだその支拂を終らない金額に相当するものは、その送金を取り消し、一月分をとりまとめ翌月七日までに第四号書式の現金拂込書を添え、これを歳入に納付する手続をしなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第三十五條 日本銀行統轄店は、自店及びその所屬店の取扱に係る支拂済の小切手、国庫金振替書、その他証書類を、第二十八條及び第二十九條の規定により支拂をしたものとその他のものに区分し、年度、会計、所管庁、支出官別に一月分をとりまとめ合計書を調製しともに保存しなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第四十條 日本銀行は、出納官吏事務規程第二十九條第二項又は第六十五條の規定により出納官吏から預託金拂込書を添え現金の拂込を受けたときは、第五号書式の預託金領收証書を出納官吏に交付しなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第三十六條 日本銀行は、出納官吏事務規程第二十九條第一項又は第六十五條の規定により出納官吏の預託金に振替受入をした場合に、これを準用する。但し、前項中預託金領收証書とあるのは、振替済通知書とする。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

前二項の拂込をした出納官吏又は振替を受けた出納官吏に対しては小切手用紙及び国庫金振替書用紙を交付しなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第三十六條之二 日本銀行は、納入者から電気通信官署の発行した電気通信事業特別会計の納入告知書又は同官署の出納官吏から電気通信事業特別会計の現金拂込書に現金を添え、納入告知書又は現金拂込書に指定する出納官吏の預託金に振込を受けたときは、これを領收し、領收証書を振込を受ける出納官吏に送付し、別に領收済の報告書とその電気通信官署に送付しなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

前項の規定は、日本銀行が支出官又は出納官吏から電気通信官署の発行した電気通信事業特別会計の納入告知書に添え国庫金振替書の交付を受けた場合に準用する。但し、前項中領收証書とあるのは振替済書、預託金領收証書とあるのは振替済通知書とする。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

日本銀行は、前二項の場合において、納入告知書、現金拂込書又は国庫金振替書(受入書)に指定する出納官吏の取引店が他店であるときは、その旨をその取引店に通知しなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

前項の通知を受けた日本銀行は、その金額をその出納官吏の預託金に受け入れ、預託金領收証書又は振替済通知書を出納官吏に送付しなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第三十七條 日本銀行は、出納官吏の振り出した小切手の呈示を受けたときは、その出納官吏の預託金額を限度としてその支拂をしなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第三十七條 日本銀行は、出納官吏の振り出した小切手の呈示を受けたときは、その出納官吏の預託金額を限度としてその支拂をしなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第三十七條 日本銀行は、出納官吏の振り出した小切手の呈示を受けたときは、その出納官吏の預託金額を限度としてその支拂をしなければならない。

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第三十七條 日本銀行は、出納官吏の振り出した小切手の呈示を受けたときは、その出納官吏の預託金額を限度としてその支拂をしなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第三十七條 日本銀行は、出納官吏の振り出した小切手の呈示を受けたときは、その出納官吏の預託金額を限度としてその支拂をしなければならない。

返納告知
に納付する
返納告知
に納付する

第三十七條 日本銀行は、出納官吏の振り出した小切手の呈示を受けたときは、その出納官吏の預託金額を限度としてその支拂をしなければならない。

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

国庫金振替による振替

前項の小切手でその振出日附から一年を経過したものに對しては、その支拂をすることができない。
第二十三條第二項の規定は、前項の期間経過後小切手の呈示を受けた場合に、これを準用する。
第三十八條 日本銀行は、出納官吏から国庫金振替書の交付を受けたときは、その出納官吏の預託金額を限度としてその国庫金振替書に指定の通り振替の手續をし、振替済書を出納官吏に交付し、振替済通知書を振替を受ける官吏又は官庁に送付しなければならない。

隔地の受取人に對する送金支拂

第三十九條 第三十條、第三十一條及び第三十三條の規定は、日本銀行が出納官吏事務規程第四十八條乃至第五十條、第五十二條、第六十七條及び第六十七條の二の定めるところにより、出納官吏の請求を受け隔地又は外国にいる受取人に対し送金支拂をする場合に、これを準用する。
日本銀行は、前項の規定により隔地の受取人に対し送金支拂の手續をしたもの中、小切手振出日附後一年を経過しなお支拂を終らないものについては、その送金を取り消し、その小切手の振出年月日、番号、金額及び債権者名をその出納官吏に報告しなければならない。

預託金現在高証明

第四十條 日本銀行は、出納官吏事務規程第七十一條の規定により出納官吏から預託金現在高証明の請求を受けたときは、その指定の日における預託金現在高を証明しなければならない。

預託金現在高の引継

第四十一條 日本銀行は、出納官吏事務規程第七十三條の規定により出納官吏から預託金現在高引継通知書の送付を受けたときは、前任出納官吏の預託金は後任出納官吏の預託金としてこれを取り扱わなければならない。但し、前任出納官吏の振り出した小切手の支拂未済金額に相当するものは、これを区分整理するものとする。

証憑書類の取りまとめ

第四十二條 日本銀行統轄店は、自店及びその所屬店の取扱に係る預託金拂込書、支拂済の小切手、国庫金振替書、領收証書電氣通信事業特別会計の納入告知書又は現金拂込書その他の証憑書類を受拂に区分し、所屬庁出納官吏別に一月分をとりまとめ合計書を調製しともに保存しなければならない。

預金部預金領收証書の交付

第五章 預金部預金
第四十三條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第四條第一項の規定により預け人から預金部預金拂込書を添え現金の拂込を受けたときは、定期預金又はその他の預金であることを記載した第六号書式の預金部預金領收証書を、預け人に交付しなければならない。
前項の規定は、日本銀行が預金部預金取扱規程第四條第二項の規定により国庫金振替書により振替拂込を受けた場合に、これを準用する。但し、前項中預金部預金領收証書とあるのは、振替済書とする。

同

第四十四條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第七條の規定により、預け人から有価証券利子預金組入請求書又は有価証券償還預金組入請求書の送付を受けたときは、預金部預金領收証書を預け人に交付しなければならない。預金部預金取扱規程第八條の規定により、預け人から通知書の送付を受けたときも亦同様とする。

同

第四十五條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第五條の規定により、保管金を提出すべき者から預け人の預金に振込を受けたときは、第六号書式の預金部預金領收証書を振込人に交付しなければならない。

支拂

第四十六條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第九條の規定により、預け人から預金部預金拂戻請求書の提出又は小切手の呈示若しくは国庫金振替書の交付を受けたときは、預け人の預金額を限度としてその支拂をし、
国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

なければならぬ。但し、定期預金の期限前拂戻については、大蔵大臣の指定するものを除くの外、大蔵省銀行局の指揮を受けなければならない。

定期預金の更新

第三十七條第二項及び第三項の規定は、前項の小切手の呈示を受けた場合に、これを準用する。

第四十七條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第八條の二第一項の規定により、預け人から預金部定期預金更新通知書の送付を受けたときは、その定期預金更新の手続をしなければならない。

期限到来の日まで前項の通知書の送付がないときは、その金額を普通預金に組み入れ、第七号書式の預金部普通預金組入通知書を預け人に交付しなければならない。

有価証券の購入代価の拂出

第四十八條 日本銀行は、日本銀行政府有価証券取扱規程第二十三條の手続をするものについては、預け人の預金の中から有価証券購入代価に相当する金額を拂い出さなければならない。

預け人間の預け入替

第四十九條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第十一條の規定により、甲預け人から乙預け人の預金に預入替の請求を受けたときは、甲預け人に振替済書を交付し、自店が乙預け人の預金取扱店である場合には、その取扱店に対し振替済通知書を添えその旨を通知しなければならない。

前項の通知を受けた日本銀行は、乙預け人の預金に受入の手続をし、振替済通知書を乙預け人に交付しなければならない。

送金支拂

第五十條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第十二條の規定により、預け人から他店拂の請求を受けたときは、領收証書を交付し、受取人に送金支拂の手続をしなければならない。

第三十九條第二項の規定は、第一項の規定により隔地の受取人に対し送金支拂の手続をしたものにつき、これを準用する。

利子元加

第五十一條 日本銀行統轄店は、毎年四月十日までに預金部預金取扱規程第十三條本文の規定により普通預金の

の利子を元金に組み入れ、第八号書式の預金利子元加通知書を預け人に交付しなければならない。

前項の規定により統轄店が預金利子元加通知書を交付する場合において、自店が預金取扱店でないときは、その預金取扱店を経由しなければならない。

日本銀行は、預金部預金取扱規程第十三條但書の場合においては、利子を元金に組み入れ拂戻の手続をしなければならない。

日本銀行は、前項の場合において、第一項の規定に準じ預金利子元加通知書を作成し、これを預け人に交付しなければならない。

利子支拂

第五十二條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第十三條の二第一項の規定により預金部預金利子支拂請求書の送付を受けたときは、当該預金の利子を預け人に支拂わなければならない。

預金部預金取扱規程第十三條の二第二項の場合においては、日本銀行は、当該定期預金の利子を預け人の普通預金に組み入れ、第九号書式の預金部預金利子組入通知書を預け人に交付しなければならない。

国庫金振替の元加又は支拂

第五十三條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第十六條の規定により、預金部預金利子の元加又は支拂を請求する国庫金振替書の交付を受けたときは、利子元加又は支拂の手続をしなければならない。

利子支拂

第五十四條 日本銀行は、預金部預金取扱規程第十七條の規定による預金部預金利子支拂の請求書の提出を受けたときは、受取人をしてこれに領收の旨を記入せしめ支拂をしなければならない。

利子元加

第五十五條 日本銀行は、前二條の規定により支拂うべき利子額を、預け人の預金に組み入れなければならない。

預金取扱店の変更

第五十六條 日本銀行甲店は、預金部預金取扱規程第二十六條第一項の規定により、預け人から預金取扱店変更申込書を受けたときは、預け人の預金を拂い出し、第十号書式の預金部預金現在額証明書を預け人に交付

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

し、日本銀行乙店に対しその旨を通知しなければならない。

前項の通知を受けた日本銀行乙店は、その通知金額を預け人の預金として受け入れ、預金部預金取扱規程第二十六條第二項の規定により預け人から預金部預金現在額証明書の提出を受けたときは、その証明書に承認の旨を記入し、これを預け人に返付しなければならない。

預金帳に
関する経
過規程

第五十七條 日本銀行は、昭和十九年大蔵省令第二十八号附則第二項の規定により、預け人から預金部預金帳の交付の請求を受けたときは、第十一号書式の預金部預金帳を預け人に交付しなければならない。

証書類
の取りま
とめ

第五十八條 日本銀行統轄店は、自店及びその所屬店の取扱に係る預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書、支拂落の小切手、国庫金振替書、預金部預金利子支拂請求書、預金取扱店変更申込書その他証書類を受拂に区分し、預金の種別預け人別に一月分をとりまとめ合計書を調製しともに保存しなければならない。

第六章 その他の国庫金

大蔵省証
券発行代
金の領
收

第五十九條 日本銀行は、納入者から大蔵省証券発行代金、食糧証券発行代金、融通証券発行代金、借入金又は一時借入金現金の納付を受けたときは、これを領收し、その旨を大蔵大臣又は大蔵大臣の指定する官庁若しくは官吏に通知しなければならない。

証券等の
返償

第六十條 日本銀行は、大蔵省証券、食糧証券、融通証券の償還又は借入金若しくは一時借入金現金の返償の期日において、その証券、借入金証書及び借入金返償通知書又は一時借入金証書及び一時借入金返償通知書の提出を受けたときは、その旨を大蔵大臣又は大蔵大臣の指定する官庁若しくは官吏に通知しなければならない。

証書類
の取りま
とめ

第六十一條 日本銀行は、前二條の規定により取り扱つた証書類を受拂に区分し、各科目別に一月分をとりまとめ合計書を調製しともに保存しなければならない。

手続規定
の委任事
項

第六十二條 日本銀行は、本章に定めるものを除くの外、大蔵大臣の特に指定する国庫金については、大蔵大臣の別に定めるところにより出納の手続をしなければならない。

第七章 帳簿

帳簿の種
類

第六十三條 日本銀行は、予算決算及び会計令第三百三十八條第一項第一号、第二号の帳簿として左の帳簿を備えなければならない。

- 一 国庫金総括帳
 - 二 国庫金受拂内訳帳
 - 三 当座預金内訳帳
 - 四 別口預金内訳帳
 - 五 指定預金内訳帳
 - 六 国庫金受拂総括帳
 - 七 某年度一般会計内訳帳
 - 八 某年度某特別会計内訳帳
 - 九 歳出支拂未済繰越金内訳帳
 - 十 預託金内訳帳
 - 十一 預金部内訳帳
 - 十二 某年度一般会計支拂計画帳
 - 十三 某年度某特別会計支拂計画帳
- 前項の帳簿の中で、第一号乃至第五号の帳簿は日本銀行本店に、第六号乃至第十一号の帳簿は日本銀行統
 国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

轄店に、第十二号及び第十三号の帳簿は日本銀行各店に、これを備えなければならない。

日本銀行は、預金部預金及び預託金の受拂残額を明らかにするため、適宜の帳簿を設けなければならない。

国庫金総括帳 第六十四條 国庫金総括帳には、大蔵大臣の定める計算科目毎に口座を設け、国庫金の受拂額を記入しなければならない。

国庫金受拂内訳帳 第六十五條 国庫金受拂内訳帳には、大蔵大臣の定める計算科目毎に各統轄店を区分した口座を設け、国庫金の受拂額を記入しなければならない。

各預金内訳帳 第六十六條 当座預金内訳帳、別口預金内訳帳及び指定預金内訳帳には、大蔵大臣の定める口座を設け、各預金の受拂額を記入しなければならない。

国庫金受拂総括帳 第六十七條 国庫金受拂総括帳には、第六十四條の規定により設けた国庫金総括帳の口座に準じ口座を設け、国庫金の受拂額を記入しなければならない。

一般会計内訳帳及び特別会計内訳帳 第六十八條 某年度一般会計内訳帳及び某年度某特別会計内訳帳には、左の区分及び口座を設け、一般会計及び特別会計の受拂額を記入しなければならない。

一 受入はこれを歳入と歳入外とに区分し、歳入には所管庁、取扱庁別の口座（第十八條の場合においてはなおその所屬年度別の口座）、歳入外には大蔵大臣の定める口座

二 拂出はこれを歳出と歳出外とに区分し、歳出には所管庁、支出官別の口座、歳出外には大蔵大臣の定める口座

歳出支拂未済繰越金内訳帳 第六十九條 歳出支拂未済繰越金内訳帳には、年度、会計、所管庁、支出官別の口座を設け、歳出支拂未済繰越金の受拂額を記入しなければならない。

予託金内訳帳 第七十條 預託金内訳帳には、所屬庁、出納官吏別の口座を設け、預託金の受拂額を記入しなければならない。

預金部内訳帳 第七十一條 預金部内訳帳には、左の種別及び口座を設け、預金部の受拂額を記入しなければならない。

一 預金部預金法第二條の規定による預金は預け人の口座

二 予算決算及び会計令第三條の規定による預金は保管金、供託金の種別及び預け人、取扱主任官別の口座

三 その他の預金は大蔵大臣の定める種別及び口座

四 預金部資金は大蔵大臣の定める口座

受拂額の記入 第七十二條 第六十三條第一項第一号乃至第十一号の帳簿には、これを備える日本銀行において左の各号により受拂額を記入しなければならない。

一 第一号の帳簿には各統轄店毎日の報告額、但し、当座預金、別口預金及び指定預金の計算科目は本店における受拂額

二 第二号の帳簿には各統轄店毎日の報告額

三 第三号乃至第五号の帳簿には本店における受拂額

四 第六号の帳簿には統轄店自店及びその所屬店における毎日の受拂額

五 第七号乃至第十一号の帳簿には各店における受拂額

支拂計画帳 第七十三條 某年度一般会計支拂計画帳及び某年度某特別会計支拂計画帳には、所管庁、支出官、部款項別の口座を設け、支拂計画額及び支拂済額を記入しなければならない。

様式及び記入の方法 第七十四條 本章に規定する帳簿の様式及び記入の方法は、日本銀行が大蔵大臣の認可を経てこれを定めなければならない。

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程 一一五

法の委任規定

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

各店間の帳簿等の委任規定
国庫金送付請求書
等による整理の内訳
帳簿の整理の内訳

第七十五條 日本銀行各店間の振替受拂を記入すべき帳簿の種類、様式及び記入の方法は、日本銀行が大蔵大臣の認可を経てこれを定めなければならない。

第七十六條 日本銀行は、第三十條により交付を受けた資金を整理するため、各店に内訳帳を備え、その受拂額を記入しなければならない。

前項の帳簿は予算決算及び会計令第三百三十八條第一項第五号の規定による帳簿とする、その様式及び記入の方法は日本銀行が大蔵大臣の認可を経てこれを定めなければならない。

第八章 計算報告

第七十七條 日本銀行は、国庫金の出納に関し、左の計算報告表を調製しなければならない。

- 一 国庫金貸借対照表 第十二号書式
- 二 国庫金受拂報告表 第十三号書式
- 三 当座預金受拂内訳表 第十四号書式
- 四 別口預金(指定預金)受拂内訳表 第十五号書式
- 五 歳入金月計突合表 第十六号書式
- 六 歳出金月計突合表 第十七号書式
- 七 歳出支拂未済繰越金月計突合表 第十八号書式
- 八 預託金月計突合表 第十九号書式
- 九 預金部預金月計突合表 第二十号書式
- 十 預金部受拂計算表 第二十一号書式

計算報告表の種類

書式は別にこれを定める

十一 某月出納計算書 第七十八條 国庫金貸借対照表、国庫金受拂報告表、当座預金受拂内訳表、別口預金受拂内訳表及び指定預金受拂内訳表は日本銀行本店において毎日これを調製し、大蔵省に提出しなければならない。

前條一乃至四号の報告書の歳入金月計突合表

第七十九條 歳入金月計突合表は、日本銀行統轄店において自店及びその所属店の取り扱った収入額及びその累計額を掲げ毎月(年度経過後整理期間末日の属する月以外で収入額及び更正拂額の無い月を除く。)二通を調製し、翌月七日までの到達の日取りをもつて歳入徴収官に送付し、その一通に証明を受けその返付を受けなければならない。但し、第十八條の規定により取り扱った収入額は、所属年度毎に別表に調製するものとする。

歳出金月計突合表

第八十條 歳出金月計突合表は、日本銀行統轄店において自店及びその所属店の取り扱った支拂額、その累計額及び支拂未済額を掲げ毎月(年度経過後整理期間末日の属する月以外で支拂額、返納金の戻入額及び更正納額の無い月を除く。)これを調製し、支拂済に係る小切手振出済通知書を添え、翌月七日までに到達の日取りをもつて支出官に送付し、その証明を受け、添付した書類とともにその返付を受けなければならない。

歳出支拂未済繰越金月計突合表

第八十一條 歳出支拂未済繰越金月計突合表は、日本銀行統轄店において自店及びその所属店の取り扱った歳出支拂未済繰越金の越高、受入額、支拂額及び残額を掲げ毎月(歳出支拂未済繰越金の受入額及び支拂額の無い月を除く。)これを調製し、支拂済に係る小切手振出済通知書を添え、翌月七日までに到達の日取りをもつて支出官に送付し、その証明を受け、添付した書類とともにその返付を受けなければならない。

預託金月計突合表

第八十二條 預託金月計突合表は、日本銀行統轄店において自店及びその所属店の取り扱った預託金の越高、受拂額及び残額を掲げ毎月(預託金の受拂額の無い月を除く。)これを調製し、支拂済小切手の番号を記載した書類を添え、翌月七日までに到達の日取りをもつて出納官吏に送付し、その証明を受け、添付した書類と

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

預金部預金月計突合表

ともにその返付を受けなければならない。
第八十三條 預金部預金月計突合表は、日本銀行統轄店において自店及びその所屬店の取り扱った預金部預金中官庁の預金の越高、受拂額及び残額を掲げ毎月(預金部預金中官庁の預金の受拂額のない月を除く。)これを調製し、支拂済小切手の番号を記載した書類を添え、翌月七日までに到達の日取りをもつて取扱主任官に送付し、その証明を受け、添付した書類とともにその返付を受けなければならない。

預金部受拂計算表

第八十四條 預金部受拂計算表は、日本銀行統轄店において自店及びその所屬店の取り扱った預金部預金の受拂額中前條の月計突合表に掲げないものを掲げ毎月(前條の月計突合表に掲げない預金部預金の受拂額のない月を除く。)これを調製し、預金部預金拂込書、預金部預金拂戻請求書並びに支拂済小切手の番号及び金額を記載した書類を添え、翌月七日までに到達の日取りをもつて大蔵大臣の指定する官吏に送付し、その証明を受け、添付した書類とともにその返付を受けなければならない。

某月出納計算書

第八十五條 某月出納計算書は、毎月日本銀行各店において取り扱った国庫金の出納額、収入額及び支拂額を掲げ日本銀行本店において二通を調製し、一通には左の附屬書類を添え、翌月中に大蔵省に提出し、一通はこれを保存しなければならない。

- 一 国庫金の出納に関する各種月計突合表の副本
- 二 歳入金及び歳出金の出納計算については、一會計年度を四期に分ち(年度経過後整理期間末を合せて五回)各統轄店別に自店及びその所屬店の取り扱った収入額及び支拂額を掲げた某月歳入金及び歳出金の内訳表
- 三 歳入金、歳出金以外の国庫金の出納計算については、一會計年度を四期に分ち、各統轄店別に自店及びその所屬代理店の取り扱った国庫金につき国庫計算科目別受拂額を掲げた内訳表

四 歳入金、歳出金以外の国庫金の出納計算については、前号の外当該年度内における国庫金の出納額を掲げた歳入外歳出外の国庫金出納の内訳表
前項附屬書類の様式及び記入の方法並びにその提出時期は、別にこれを定める。

第九章 出納証明

検査のための出納計算書

第八十六條 日本銀行は、會計検査院の検査を受けるため、會計検査院の定める国庫金の出納計算書を調製し、大蔵大臣の定める期限内にこれを大蔵省に提出しなければならない。

第十章 雜則

告知書等の訂正

第八十七條 日本銀行は、歳入徴收官、支出官又は出納官吏の送付に係る納税告知書、納入告知書、納付書、小切手、国庫金振替書、返納告知書、又は現金拂込書の訂正請求書で、毎年度所屬歳入金又は歳出金の受入又は支拂をすることができず期間内に到達したものについては、当該店において受付をした日附によりその訂正の手続をし、歳入徴收官又は出納官吏の請求に係るものは歳入徴收官に対し、支出官の請求に係るものは支出官に対しその旨を通知しなければならない。

第八十八條 日本銀行は、支出官事務規程第四十三條の規定により訂正請求書の送付を受けたときは、当該店において受付をした日附によりその訂正の手続をしなければならない。

国庫金送金請求書等の訂正領收証書の証明

第八十九條 日本銀行は、歳入徴收官、出納官吏、預金部預金の預け人又は振込人から領收済通知書、領收証書、預託金領收証書、預金部預金領收証書、振替済書、振替済通知書又は預金部購入有価証券保管通知書の証明請求書の提出があつた場合においては、これを調査し、正当と認めるときはその請求書の余白に証明の上、これを歳入徴收官、出納官吏、預け人又は振込人に交付しなければならない。但し、振込人に対し証明をした場合においては、預け人に対してその旨を通知するものとする。

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

前項の規定は、徴収義務者から納付済証明の請求があつた場合に、これを準用する。
前二項の手續をしたときは、その事由を帳簿又は証拠書類に記入しておかなければならない。

附則

第一條 この省令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

第二條 日本銀行は、市町村又はこれに準ずべきものからその收納に係る国税金の拂込を受けたときは、なお従前の例により手續をしなければならない。

第三條 この省令中「支拂計画」とあるのは、財政法第三十四條の規定施行の日までは、これを「支拂予算」と読み替へるものとする。

附則 (昭和二十三年蔵令第三十四号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。(三月二十五日公布)

附則 (昭和二十五年蔵令第十二号) 抄

- 1 この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の日本銀行の歳入金を受入に關する特別取扱手續第一條の規定に基き、大蔵大臣の認可を受けて歳入代理店となつたものは、この省令施行の日から、改正後の同條の規定による預託金受入の取扱をすることが出来る。

附則 (昭和二十五年蔵令第二十九号)

この省令は、公布の日から施行する。(四月二日公布)

附則 (昭和二十五年蔵令第七十二号)

この省令は、公布の日から施行する。(六月三十日公布)

第一号書式

振替書

振替先

昭和 年 月 日

日本銀行 殿

上記の金額を振り替え拂い、出しました。

No. _____

用紙寸法 日本標準規格A列6

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

領收済通知書

第 号	年度會計
所 管 庁	取 扱 庁
円	
外国送金為替過剰金(又は何々) 内訳別紙の通り 上記の金額領收済 年 月 日 日本銀行(何店) 匳 歳入徴収官宛	

現金拂込書

第 号	年度會計
所 管 庁	取 扱 庁
円	
外国送金為替過剰金(又は何々) 内訳別紙の通り 上記の金額拂い込みました。 年 月 日 日本銀行(何店) 匳	

用紙寸法 各片日本標準規格A列G

- 備考
- 一 外国為替過剰金の場合には外送取組過剰額内訳書を添付する。
 - 二 隔地拂一箇年期限経過の場合には隔地拂期限経過報告書を添付する。

No.

預託金領收証書

円
上記の金額を領收しました。
年 月 日
日本銀行(何店) 匳
某庁出納官吏宛

用紙寸法 日本標準規格A列6

預金部普通預金組入通知書

	円
--	---

定期預金

預入年月日 年 月 日

期限 年 月 日

上記の金額 年 月 日預金部普通預金に組

み入れました。

年 月 日

日本銀行(何店) 印

某庁取扱主任官(又は何々理事者)宛

No. _____

預金部預金領收証書

	円
--	---

但し

上記の金額を領收しました。

年 月 日

日本銀行(何店) 印

某庁取扱主任官(又は何々理事者)宛

備考

- 一 但書には預金種別、期限、振込人、氏名等必要な事項を記入するものとする。
- 二 振込が錯誤であつたとき又はその必要がなくなつたときは振込人は官庁からその旨の証明書を受けこれを日本銀行に提出し現金の返付を請求するものとする。

第九号書式

預金部預金利子組入通知書

	円
--	---

定期預金利子

預入年月日 年 月 日

期 限 年 月 日

上記の金額 年 月 日預金部普通預金に
組み入れました。

年 月 日

日本銀行(何店) 匁

某庁取扱主任官(又は何々理事者)宛

第八号書式

預金利子元加通知書

	円
--	---

上記の金額何年度分預金利子元加済につき通知します。

年 月 日

日本銀行(何店) 匁

某庁取扱主任官(又は何々理事者)宛

第十号書式

預金部預金現在額証明書

年 月 日預金現在高

	円
--	---

上記の金額証明します。

年 月 日
日本銀行(何店) 匳

某庁取扱主任官(又は何々理事者)宛

上記の金額貴殿の預金として取扱方を承認しました。

年 月 日
日本銀行(何店) 匳

某庁取扱主任官(又は何々理事者)宛

用紙寸法 日本標準規格B列6

第十一号書式

年月日	預入高	掛戻高	差引残高

第 号	預金部預金帳 日本銀行(何店) 殿
--------	-------------------------

用紙寸法 日本標準規格A列6
国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

第十二号書式

国庫金貸借対照表											
年		月		日		年		月		日	
借						貸					
残		歳		出		目		歳		方	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

用紙寸法 日本標準規格A列3縦

第十三号書式

国庫金受拂報告表											
年		月		日		年		月		日	
借						貸					
出		歳		外		目		歳		方	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

用紙寸法 日本標準規格A列3縦
備考 返納金の戻入又は更正納は歳出又は歳出外の支拂額から、更正納は歳入又は歳入外の受入額から控除して掲げなければならない。

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

第十四号書式

一三九

当座預金受拂内訳表		年	月	日	日本銀行	
科	目	受			拂	
		円			円	

用紙寸法 日本標準規格 B列 6

第十五号書式

別口預金(指定預金)受拂内訳表		年	月	日	日本銀行	
科	目	受			拂	
		円			円	

用紙寸法 日本標準規格 B列 6

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

一三九

歳入金月計突合表				月中		年		月		日		会計 所管庁 取扱庁		日本銀行(何店) 印	
年度		年		年		年		年		年		年		年	
本		月		分		本		月		ま		で		累	
入		入		入		入		入		入		入		入	
円		円		円		円		円		円		円		円	
証明する。年 月 日												歳入徴収官 官氏 名 印			
備考												本月分の内 △更正拂 0 但し何々(訂正事由)			

用紙寸法 日本標準規格B列6

- 備考 一 更正拂は収入細から控除して記入しその金額事由を備考欄に朱書するものとする。
 二 国庫金振替書による振替収入額を備考欄に記入するものとする。

歳出金月計突合表				月中		年		月		日		会計 所管庁 支出官官職		日本銀行(何店) 印	
年度		年		年		年		年		年		年		年	
本		月		分		本		月		ま		で		累	
支		拂		序		支		拂		未		済		額	
円		円		円		円		円		円		円		円	
証明する。年 月 日												支出官 官職 氏 名 印			
備考												本月分の内 △返納金戻入 0 △更正拂 0 但し何々(訂正事由) 支拂未済繰越金 0			

用紙寸法 日本標準規格B列6
 備考 一 日本標準規格B列6はこれを備考欄に記入しなければならぬ。
 二 支拂未済繰越金の戻入は、更正納は返納金の戻入更正納は支拂額から控除して記入しなお返納金の戻入はその金額を、更正納はその金額事由を備考欄に記入しなければならぬ。
 三 国庫金振替書による振替拂込額はこれを備考欄に記入しなければならぬ。

第十八号書式

歳出支拂未済繰越金月計突合表

年度 年 月 日
 年 月 日
 会計 所管庁 支出官官職

日本銀行(何店) 印

越	高	受	入	高	支	拂	高	残	高	備	考
円	0			円	0			円	0		
内某年度何歳入え組入 0											
証明する。 年 月 日 支出官 官 職 氏 名 印											

用紙寸法 日本標準規格 B列 6

備考 歳入え組入額は支拂額に併算記入し、なお備考欄にその金額及び歳入年度を記入しなければならぬ。

第十九号書式

預託金月計突合表

年 月 日
 年 月 日
 取扱庁 出納官吏職務 官職氏名

日本銀行(何店) 印

越	高	受	入	高	拂	出	高	残	高	備	考
円	0			円	0			円	0		
証明する。 年 月 日 某庁出納官吏 職務 氏 名 印											

用紙寸法 日本標準規格 B列 6
 備考 日本標準規格の場合には前任出納官吏の分と後任出納官吏の分とを区分記載し、なお前任出納官吏の振出した小切手で交替支拂つたものは後任出納官吏の部に合算しその旨を附記するものとす。国庫金振替書による受入額及び拂出額はこれを備考欄に記入しなければならない。

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

預金部預金月計突合表

年 月 日

官庁 取扱主任官 官職氏名 日本銀行(何店) 團

種別	越	高	受	入	高	支	拂	高	残	高	備	考
	円		円		円		円		円			
定期預金	0		0		0		0		0			
何々々々	0		0		0		0		0			
普通預金	0		0		0		0		0			
何々々々	0		0		0		0		0			
何々々々	0		0		0		0		0			
内利子元加額	0											

証明する。月 日

某庁取扱主任官 官職氏名 團

用紙寸法 日本標準規格B列6
備考 利子元加額はこれを備考欄に記入しなければならぬ。

預金部受拂計算表

年 月 日

検閲官吏 官職氏名 日本銀行(何店) 團

種別	越	高	受	入	高	支	拂	高	残	高	備	考
	円		円		円		円		円			
何々々々	0		0		0		0		0			
何々々々	0		0		0		0		0			

証明する。月 日

検閲官吏 官職氏名 團

用紙寸法 日本標準規格B列6

国税徴収 日本銀行国庫金取扱規程

○日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続

(昭和二十四年十一月大蔵省令第百号)

改正 昭和二十五年蔵令一二号、同年蔵令一〇〇号

歳入代理店の設置

第一條 日本銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、国の歳入金(以下「歳入金」という)及びその他大蔵大臣の指定する国の歳入金(以下「受入金」という)の受入のみを取り扱う代理店を設けることができる。

前項の代理店は、日本銀行歳入代理店という。

歳入代理店の設置及び廃止の手續

第二條 日本銀行は、前條の歳入代理店を設けようとするときは、あらかじめその位置及び店舗の名称並びにその歳入代理店の事務を取りまとめる日本銀行の本店、支店又は代理店(以下「歳入取りまとめ店」という)の名称を記載した書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

前項の規定は、日本銀行がその歳入代理店を廃止するときに準用する。

歳入代理店の取扱事務

第三條 日本銀行歳入代理店は、歳入金(納付義務者から納税告知書、納入告知書(電気通信事業特別会計の歳入徴収官の発行したもの)を除く。以下本項中同じ)の納付書及び拂込書を添え現金の納付を受けたときは、これを領收し、領收証書を納付義務者に交付し、領收簿通知書を集計表、納付義務者から提出を受けた計算書及び明細書等を添え歳入徴収官に送付し、納税告知書、納入告知書、納付書及び拂込書は所轄歳入取りまとめ店に送付しなければならない。

前項の規定は、出納官吏又は市町村から現金拂込書(電気通信官署の出納官吏の拂込によるものを除く)又は送付書により歳入金(納付書)の拂込があつたときに準用する。

同

第三條の二 日本銀行歳入代理店は、受入金の拂込者から別に定める拂込書類(以下「拂込書」という)を添え現金の拂込を受けたときは、これを領收し、領收証書を拂込者に交付し、領收簿の報告書を集計表を添え徴収機関に送付し、拂込書は所轄歳入取りまとめ店に送付しなければならない。

第四條 歳入取りまとめ店は、前二條に規定する証拠書類の送付を受けたときは、自店の受け入れた歳入金及び受入金の事務取扱に準じて取り扱わなければならない。

附則

1 この省令は、昭和二十四年十二月一日から施行する。

2 日本銀行の国税受入に関する特別取扱手続(昭和十六年大蔵省令第四十七号)は、廃止する。

3 昭和二十四年十一月三十日現在において日本銀行国税代理店であつて、この省令施行後引き続き日本銀行歳入代理店となるものについては、第一條第一項の規定による認可を要しない。

4 国税徴収法施行細則(明治三十年大蔵省令第十号)第一号書式、第二号書式、第三号書式及び第四号書式中「国税代理店」を「歳入代理店」に、第一号の二書式中「代理店」を「代理店、歳入代理店」に改める。

5 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則(昭和二十四年大蔵省令第六十号)第一号書式、第二号書式、第四号書式及第六号書式中「国税代理店」を「歳入代理店」に、第三号書式中「支店又は代理店」を「支店、代理店又は歳入代理店」に改める。

附則 (昭和二十五年省令第十二号)

1 この省令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 改正前の日本銀行の歳入金の受入に関する特別取扱手続第一條の規定に基き、大蔵大臣の認可を受けて歳入代理店となつたものは、この省令施行の日から、改正後の同條の規定による予託金受入の取扱をすること

国税徴収 日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続

歳入取りまとめ店における取扱

国税徴収 円位未満国庫金取扱規程

ができるものとする。

附 則 (昭和二十五年省令第五十八号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。(五月三十一日公布)
- 2 改正前の日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続第一條の規定に基き、大蔵大臣の認可を受けて歳入代理店となつたものは、この省令施行の日から、改正後の同條の規定による受入金受入の取扱をすることが出来るものとする。

○円位未満国庫金取扱規程

(昭和二十五年四月二十一日大蔵省令第三十六号)

- 第一條 歳入徴収官は、国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)第七條第一項第四号に掲げる没入金、没収金、犯罪に基く追徴金又は法令により当然国庫に帰属する収入金を徴収する場合において、その金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額をその指定する出納官吏(以下「出納官吏」といふ。)に納付すべき旨を納人に対し通知するとともに、その旨を出納官吏に通知し、円位以上の金額については一般の手続に従い徴収の手続をとるものとする。
- 第二條 出納官吏は、納人から一円未満の現金の納付があつたときは、適宜の領收証書を納人に交付し、これを保管するものとする。
- 2 前項の規定により保管する現金については、現金出納簿に別口座を設けて、その出納を登記するものとする。

第三條 出納官吏は、前條の規定により保管する現金について、その毎年度末における現在額を翌年度四月三

十日までに歳入徴収官に報告しなければならない。

第四條 歳入徴収官は、前條の報告により出納官吏の保管する現金の額を調査し、その金額が一円以上であるときは、当該金額中円位以上の金額につき徴収の手続をするものとする。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。
- 2 錢位未満国庫金取扱規程(昭和十八年大蔵省令第三十八号)は、廃止する。

○諸收入收納取扱規程

(明治三十三年四月六日大蔵省訓令第二十七号)

改正 明治三十三年蔵訓六二号、同三十四年蔵訓一二号、同年蔵訓二〇号、同三十五年蔵訓四六号、同四十四年蔵訓一七号、大正一一年蔵訓一〇号、昭和一〇年蔵訓一〇号、同一六一年蔵訓一三三号、同一九九年蔵訓九号、同二十四年蔵訓七号、同三十五年蔵訓一〇号、同年蔵訓三三三号

明治二十六年大蔵省訓令第四十二号諸收入收納取扱規程ヲ左ノ通改正シ明治三十三年度ヨリ施行ス

第一條 大蔵省主管歳入徴収官(歳入徴収分掌官ヲ含ム第二條及第五條ノ場合モ同シ)ニ於テ收納スル国税外ノ諸收入ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外此ノ規定ニ依リ取扱フヘシ

第二條 歳入徴収官ハ諸收入ヲ徴收セントスルトキハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外十五日以内ニ於テ適宜納期日ヲ定メ各納人ニ対シ別記書式ノ納入告知書ヲ発スヘシ但シ納人ヲシテ收入官吏ニ即納セシムル場合ニ於テハ納入告知書ヲ発スルコトヲ要セス

第三條 削除(昭和二十四年第七号)

国税徴収 諸收入收納取扱規程

国税徴収 諸収入収納取扱規程

第四條 納入告知書ハ納入ヲシテ納金ヲ納付スルトキ之ヲ添付セシムヘシ

第五條 歳入徴収官ハ納金ヲ其期限内ニ納付セサル者アルトキハ直チニ督促シ尙ホ完納ニ至ラサルトキハ速ニ相当ノ手續ヲ為スヘシ

第六條 歳入徴収官ハ徴收簿ニ拠リ徴收済額報告書ヲ調整シ歳入金月計突合表其他参照書類ヲ添へ翌月十五日迄ニ大蔵省ニ送付スヘシ

都道府県若ハ財務局管下ノ所属部署長ニシテ歳入徴収官タル者又ハ稅務署長ノ提出スル徴收済額報告書ハ都道府県若ハ財務局又ハ国税局ヲ經由スヘシ

前項ノ場合第一項ニ依ル徴收済額報告書並歳入金月計突合表ソノ他参照書類ハ翌月五日迄ニ經由庁へ送付スヘシ

第七條 都道府県知事及財務局長並国税局長前條ノ徴收済額報告書ノ送付ヲ受ケタルトキハ自庁ノ徴收済額報告書ノ分ト併セタル集計書ヲ調製シ徴收済額報告書ヲ添付ノ上、前條第一項ノ期限迄ニ、都道府県知事及財務局長ハ大蔵省ニ、国税局長ハ国税庁ニ之ヲ送付スヘシ

国税庁長官前項ノ集計書ノ送付ヲ受ケタルトキハ自庁ノ徴收済額報告書ノ分ト併セタル總集計書ヲ調製シテ徴收済額報告書ヲ添付ノ上、ソノ月二十五日迄ニ大蔵省ニ送付スヘシ

第八條 諸収入ノ徴收事務ニ関スル取扱手續及帳簿報告等ノ書式ハ適宜之ヲ定ムヘシ

第九條 削除 (昭和一〇年歳訓第一〇号)

附 則 (昭和十年六月歳訓令第十号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ納入告知書ニ付テハ昭和十一年三月三十一日迄ハ仍従前ノ書式ニ依ルコトヲ得

附 則 (昭和十六年歳訓第十三号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ従前ノ書式ニ依ル納入告知書ハ当分ノ内仍之ヲ使用スルコトヲ得

附 則 (昭和二十四年歳訓第七号)

この訓令は昭和二十四年六月一日から適用する。

附 則 (昭和二十五年歳訓第一号)

この訓令は、昭和二十四年十二月一日から適用する。

附 則 (昭和二十五年歳訓第三号)

この訓令は、公布の日から施行する。(六月一日公布)

領收済通知書

第何号	(納入)					
何年度	住所		氏名			
会計名	何款	何	大藏省主管			
經常「臨時」	取扱庁名	歳入徴收官	官氏名	項目		
万	千	百	十	円	十	銭
金						何目

但 何々 (収入ノ目的ヲ記載ス)
 「何年何月何日領收
 日本銀行何店 團」

「何年何月何日領收
 何庁収入官吏 官氏 名 團」

領收証書

第何号	(納入)					
何年度	住所		氏名			
会計名	取扱庁名		大藏省主管			
大藏省主管	取扱庁名	歳入徴收官	官氏名	項目		
万	千	百	十	円	十	銭
金						何目

但 何々 (収入ノ目的ヲ記載ス)
 「何年何月何日領收
 日本銀行何店 團」

「何年何月何日領收
 何庁収入官吏 官氏 名 團」

(別記)

又

- 備考
- 一 用紙寸法各片日本標準規格 A6 輪廓寸法各片 縦百三十 横九十五
 - 二 領收済通知書及領收証用紙ノ番号、年度、会計名、經常臨時、歳入科目、取扱庁名、歳入徴收官官氏名、金額、納入(住所氏名)
 - 三 番号、年度及金額ノ理則比並数字ヲ以テ明瞭ニ記入スルモノトス

納入告知書

第何号	(納入)					
何年度	住所		氏名			
会計名	何款	何	大藏省主管			
經常「臨時」	取扱庁名	歳入徴收官	官氏名	項目		
万	千	百	十	円	十	銭
金						何目

但 何々 (収入ノ目的ヲ記載ス)
 納期 何年何月何日 何年何月何日 何年何月何日
 納付場所 日本銀行何店、何庁収入官吏「又ハ、
 日本銀行本店、支店、代理店又ハ、
 歳入代理店」
 上記ノ通納付セラルヘシ
 何年何月何日
 歳入徴收官「又ハ、歳入徴收官分掌官」
 何 庁 官 氏 名 團

国税徴収 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡の事務に関する政令 一五〇

○郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡の事務に関する政令 (昭和二十四年五月三十一日政令第七十四号)

第一條 郵政官署において取り扱う国庫金の支弁に属する年金及び恩給の給與金の拂渡の事務の取扱手續は、郵政大臣が定める。

第二條 郵政官署において取り扱う各省各庁の徴収する歳入金の受入及び日本銀行の本店、支店又は代理店の所在する市町村の区域(東京都の区の存する区域においては昭和七年九月三十日において東京市の区の存した区域)以外の地域において支拂を要する歳出金の拂渡の事務の範圍及びその取扱手續は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

附 則

- 1 この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 左に掲げる勅令は、廃止する。

郵便官署をして年金、恩給等の支給事務を取扱はしむるの件(明治四十三年勅令第二十五号)
郵便官署をして歳入金の受入及歳出金の繰替拂渡に関する事務を取扱はしむるの件(大正四年勅令第号)

○郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則 (昭和二十四年七月七日大蔵省令第六十号)

改正 昭和二十四年蔵令七四号、同二五年蔵令三〇号、同二五年蔵令四七号

取り扱う
国庫金の
種類

第一條 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡の事務に関する政令(昭和二十四年政令第七十四号)により、郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡は左に掲げるものとする。

- 一 国税局又は税務署の収入する国税金
- 二 国税局、財務局、税務署、営林局署及び都道府県の収入する国庫の諸収入金(昭和二五年蔵令第三〇号改正)
- 三 都道府県及び社会保険出張所において収入する健康保険、船員保険及び厚生年金保険に関する諸収入金、都道府県労働基準局において収入する労働者災害補償保険に関する諸収入金並びに都道府県において収入する失業保険に関する諸収入金
- 四 収入官吏が日本銀行(本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。)に拂い込む前三号の収入金
- 五 日本専売公社の収入職が日本銀行に拂い込む煙草専売に関する収入金
- 六 日本銀行所在地外において債主に支拂を要する歳出金

徴収手續

第二條 歳入徴収官(分掌官を含む。以下同じ。)は、その在勤庁所在地の都道府県管内にいる納人に対し前條の第一号から第三号までの国税金又は諸収入金を徴収しようとするときは、納人に対し第一号書式(利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、源泉徴収加算税額、軽加算税額、加算税額及び重加算税額については第二号書式)の納税告知書又は第三号書式の納入告知書を発することができ、但し国税徴収 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則 一五一

国税徴収 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則

し、歳入徴収官が必要があると認めるときは、郵便局を特に指定することができる。
納人が前項の都道府県管外にいるときは、その所在地又は最寄の郵便局を指定しなければならない。但し、歳入徴収官が必要があると認めるときは、他の郵便局を指定することができる。(昭和二五年蔵令第三〇号改正)

歳入徴収官は、その在勤庁所在地の都道府県管内にいる納人に対し当該都道府県管外の郵便局に歳入金を納付せよとするときは、前項の規定を準用する。

国税金の納付又は拂込

第三條 納税義務者が申告納税による国税金を納付しようとするときは、第四号書式(利子税額については第四号の二書式。以下本條中同じ。)の納付書を、登録税金を納付しようとするときは、第五号書式の納付書を現金に添え、又徴収義務者が徴収した国税金を納付又は拂い込むときは、第四号書式の納付書又は拂込書及び所定の徴収高計算書を現金に添えてその所在地の都道府県管内にある適宜の郵便局に納付することができる。但し、歳入徴収官が必要があると認めるときは、予め、納付郵便局を指定することができる。(昭和二五年蔵令第三〇号改正)

前項の申告納税による国税及び徴収義務者の徴収する国税金は大蔵大臣が定める。

保険料の納付

第四條 失業保険及び労働者災害補償保険の保険料の納付義務者が申告納付による保険料を納付しようとするときは、第四号書式の納付書を現金に添えてその所在地の都道府県管内にある適宜の郵便局に納付することができる。但し、歳入徴収官が必要があると認めるときは、予め、納付郵便局を指定することができる。

第五條 歳入徴収官は、国税滞納者に対して「督促状及び督促手数料納入告知書」を発する場合には、第六号書式の納付書を添付し、「督促状、延滞加算税額納税告知書及び督促手数料納入告知書」を発する場合には、第六号書式及び歳入徴収官が必要と認めるときは第六号の二書式の納付書を添付しなければならない。(昭和

督促

二五年蔵令第三〇号改正)

健康保険、厚生年金保険、船員保険、労働者災害補償保険及び失業保険に関する諸収入金の滞納者に対して督促状を発する場合には、前項前段の規定を準用する。(同上)

申告による納付

第六條 納人が第二條又は第五條の納税告知書、納入告知書又は納付書を受けたときは、現金に納税告知書、納入告知書又は納付書を添えて指定の場所に納付しなければならない。

第七條 収入官吏が領収した収入金は、第七号書式の現金拂込書により、所属歳入徴収官在勤庁所在地の都道府県管内にある便宜の郵便局に拂い込むことができる。但し、日本専売公社の収入職が領収した収入金はその在勤事務所のある所在地の都道府県管内にある便宜の郵便局に拂い込むことができる。

前項の場合においては出納官吏事務規程第十七條から第十九條までの規定にかかわらず、その領収した金額は毎日取りまとめて翌日限り拂込まなければならない。

収納済額の徴収簿の登記

第八條 郵便局において納人から領収した国税金又は諸収入金については、歳入徴収官は取りまとめ郵便局から送付される領収済通知書により徴収簿に収納済額を登記しなければならない。なお徴収決定済額を登記していないものについては徴収決定済額をも登記しなければならない。

現金拂込仕訳書の登記

第九條 収入官吏は第七條の規定により郵便局に拂い込んだ金額は、日本銀行に拂い込んだ金額と區別して現金拂込仕訳書を作製し、歳入徴収官に報告しなければならない。

現金振替仕訳書の登記

第十條 歳入徴収官は前條の規定による報告により徴収報告書現金拂込仕訳欄に登記し、郵便局出納官吏が取り扱った現金振替仕訳については、前月まで拂込未済及び差引翌月へ越高を収入官吏の現金拂込仕訳中各相

振替拂込及び受入通知

当欄の次に外書して登記しなければならない。
第十一條 日本銀行は取りまとめ郵便局出納官吏から第八号書式の各庁歳入金振替拂込書に歳入金振替証券を

国税徴収 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則

国税徴収 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則

添えてその旨を日本銀行本店に通知しなければならない。

歳入金の
決済手続

第十二條 日本銀行本店は、前條の規定による歳入金振替証券を郵政省経理局出納官吏に提出し、その証券金額に相当する国庫金振替書の交付を受け歳入金に関する決済の手続をしなければならない。

隔地拂

第十三條 支出官、電気通信官署の繰替拂等出納官吏及び大蔵大臣の指定する資金前渡官吏は、日本銀行所在地外において債主をしてその所在地又は最寄の郵便局から現金の支拂を受けさせることができる。

同

第十四條 支出官事務規程第十五條第一項、第三項及び第十七條第一項本文並びに出納官吏事務規程第五十二條の規定は、前條の規定に依り支拂を受けさせようとする場合に準用する。

国庫金送
金案内

第十五條 日本銀行は、前條の規定により小切手及び国庫金送金請求書を受けたときは第九号書式の国庫金送金案内書を作製して、これを指定の拂渡郵便局に送付しなければならない。

振替拂込
証書の作
製

第十六條 日本銀行は取りまとめ郵便局より各郵便局における繰替拂渡済の国庫金送金案内書並びに日計表正本の送付を受けたときは、これを調査し当該案内書の金額により振替拂証書を作製し、取りまとめ郵便局に送付の上、その旨を日本銀行本店に通知しなければならない。

支出官の
国庫金請
求書等に
対する国
庫金送金
案内書

第十七條 日本銀行国庫金取扱規程第三十條の規定は第十五條の場合に準用する。

歳出金の
決済手続

第十八條 日本銀行本店は、郵政省経理局出納官吏から第十六條の規定による振替拂証書に預託金拂込書を添え振替拂込の請求を受けたときは、これを調査し、歳出金に関する決済の手続をしなければならない。

準用規定

第十九條 本令に定めるものを除くの外、支出官、電気通信官署の繰替拂等出納官吏及び大蔵大臣の指定する資金前渡官吏が債主をして郵便局から現金の支拂を受けさせる場合の取扱手続については支出官事務規程第

七條、第十二條第二項、第十三條、第十四條、第十六條、第十八條及び第四十二條から第四十九條まで並びに出納官吏事務規程第六條、第七條第二項、第三十八條、第五十一條及び第七十七條から第八十一條までの規定を準用する。

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、六月一日から適用する。

2 郵便官署をして歳入金を受入及歳出金の繰替拂を取扱わしむる件に関する規程(大正四年大蔵省令第一号)は廃止する。

附則 (昭和二十五年省令第三十号)

この省令は、公布の日から施行する。(四月一日公布)

附則 (昭二十五年省令第四十七号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。(五月四日公布)

国税徴収 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則

国税徴収 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則

領收済通知書

第何号	(納人)	
何年度	住所	
会計名	氏名	
大蔵省主管	租税	何国税局又は何税務署
金	万 千 百 十 円 十 銭	何年分何期何税(目)
「何郵便局出納官吏又は何郵便局 出納官吏所属出納員 官 氏 名 圃」 「日 本 銀 行 何 店 圃」		
		領收日附印
取りまとめ郵便局	郵便局	

領收証書

第一号書式

国税徴収 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則

第何号	(納人)	
何年度	住所	
会計名	氏名	
大蔵省主管	租税	何国税局又は何税務署
金	万 千 百 十 円 十 銭	何年分何期何税(目)
「何郵便局出納官吏又は何郵便局 出納官吏所属出納員 官 氏 名 圃」 「日 本 銀 行 何 店 圃」		
		領收日附印

納税告知書

第何号	(納人)					
何年度	住所					
会計名	氏名					
大蔵省主管	租税	何国税局又は何税務署				
金	万	千	百	十	円	十 銭
						何年分 何期 何税(目)
納期日 何年何月何日限						
納付場所 何都道府県管内郵便局(又は何都道府県何郵便局)、日本銀行何店(日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店)、何国税局又は何税務署						
上記のとおり納付せられたい。						
何年何月何日						
歳入徴収官						
何国税局長又は何税務署長						
官 氏 名 印						領收日附印

備考

- 1 用紙寸法各片日本標準規格A6
- 2 領收済通知書及領收証書用紙の金額、年度、科目、取りま、と、め郵便局名等はすべて納税告知書発行者において記入するものとする。
- 3 番号、年度、年月日及び金額は「アラビア」数字をもつて明瞭に記入するものとする。
- 4 用紙は下方の一辺を著色(青)するものとする。
- 5 郵便局において取り扱う場合においては領收済通知書及び領收証書には領收日附印欄に取扱郵便局の表示ある領收日附印を押捺し出納官吏又は出納員の記名捺印はこれを省略することができるものとする。

国税徴収 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則

領 收 済 通 知 書

第 何 号	(納 人)
何 年 度	住 所 名
会 計 名	何 国 税 局 又 は 何 税 務 署
大 蔵 省 主 管	租 税 何 税 (目)
税 額	金 百 十 万 千 百 十 円
何 加 算 税 額	金
何 加 算 税 額	金
事 業 年 度	自 何 年 何 月 何 日 至 何 年 何 月 何 日 何 年 第 何 期 分
納 付 の 目 的	何 年 何 月 何 日 領 收 「何 郵 便 局 出 納 官 吏 又 は 何 郵 便 局 出 納 官 吏 所 属 出 納 員 官 氏 名 圃」 「日 本 銀 行 何 店 圃」
	領 收 日 附 印
取 り ま と め 郵 便 局	郵 便 局

領 收 証 書

第 何 号	(納 人)
何 年 度	住 所 名
会 計 名	何 国 税 局 又 は 何 税 務 署
大 蔵 省 主 管	租 税 何 税 (目)
税 額	金 百 十 万 千 百 十 円
何 加 算 税 額	金
何 加 算 税 額	金
事 業 年 度	自 何 年 何 月 何 日 至 何 年 何 月 何 日 何 年 第 何 期 分
納 付 の 目 的	何 年 何 月 何 日 領 收 「何 郵 便 局 出 納 官 吏 又 は 何 郵 便 局 出 納 官 吏 所 属 出 納 員 官 氏 名 圃」 「日 本 銀 行 何 店 圃」
	領 收 日 附 印

第二号書式(昭和二十五年省令第三十号改正)

国税徴収 郵政官署において取り扱う国庫金の受入及び拂渡に関する規則